

安曇野市都市計画マスタープラン



安曇野市
令和3年7月

目 次

第1章 はじめに

- 1. 1 計画策定の目的…………… 1-1
- 1. 2 計画期間…………… 1-1
- 1. 3 計画対象区域…………… 1-1
- 1. 4 計画の位置付け…………… 1-2

第2章 まちづくりにおける現状・課題の整理

- 2. 1 本市の特徴…………… 2-1
- 2. 2 人口動態と土地利用の変化…………… 2-2
- 2. 3 まちづくりに対する市民の評価…………… 2-6
- 2. 4 現在の強みと今後の懸念・課題…………… 2-10
- 2. 5 今後のまちづくりの方向性…………… 2-17

第3章 まちづくりの将来像

- 3. 1 まちづくりの目標…………… 3-1
- 3. 2 将来人口のあり方…………… 3-2
- 3. 3 まちづくりの基本方針…………… 3-3
- 3. 4 目指すまちの基本構造…………… 3-12

第4章 まちづくり構想

- 4. 1 土地利用計画…………… 4-1
 - 4. 1. 1 土地利用の基本方針…………… 4-1
 - 4. 1. 2 土地利用種別の誘導方針…………… 4-2
- 4. 2 都市施設整備計画…………… 4-10
 - 4. 2. 1 都市施設整備の基本方針…………… 4-10
 - 4. 2. 2 分野別の取り組みの具体的な方向性…………… 4-12
- 4. 3 全体構想…………… 4-27
 - 4. 3. 1 エリア別のまちづくりの方針整理…………… 4-27
 - 4. 3. 2 都市機能の関係性と方向性の整理…………… 4-29
 - 4. 3. 3 まちづくり構想図…………… 4-30

第5章 地域別のまちづくり構想

5.1	地域区分	5-1
5.2	北東部地域	5-2
5.3	北西部地域	5-3
5.4	中部地域	5-4
5.5	南部地域	5-5

第6章 実現のための施策展開と体制

6.1	施策展開の枠組み	6-1
6.2	施策展開の方向性	6-2
6.2.1	土地利用施策の考え方とポイント	6-2
6.2.2	都市施設整備施策の考え方とポイント	6-3
6.3	土地利用に関する実現方策	6-5
6.3.1	条例及び計画の適切な運用	6-5
6.3.2	都市計画制度の活用	6-7
6.3.3	新たな産業用地の確保	6-8
6.4	都市施設整備に関する施設別の実現方策	6-9
6.4.1	道路・交通	6-9
6.4.2	公園・緑地・河川	6-10
6.4.3	上下水道施設	6-10
6.4.4	その他公共公益施設	6-11
6.5	計画運用方法と推進体制	6-12

第1章 はじめに

本章では、計画策定の目的、計画期間、計画対象区域及び計画の位置付けを示します。

第1章 はじめに

1.1 計画策定の目的

安曇野市都市計画マスタープラン（以下、「本計画」）は、都市計画法第18条の2に基づき、安曇野市（以下、「本市」）の都市計画に関する基本的な方針を定めるものです。

本計画は、まちの将来像を描き、まちづくりの構想とその実現のために必要な方策等を示し、今後のまちづくりの指針とすることを目的とします。

1.2 計画期間

本計画は、20年程度先を見据えながら、令和3年度を始期とし、令和12年度までの10年間とします。ただし、今後の社会情勢等をふまえ、必要に応じて、計画の見直しを行います。

1.3 計画対象区域

本計画は、都市計画法第5条第1項に基づき県が指定している安曇野都市計画区域を対象とします。ただし、必要に応じて全市的な観点から現状や課題を捉え、計画検討を行っています。

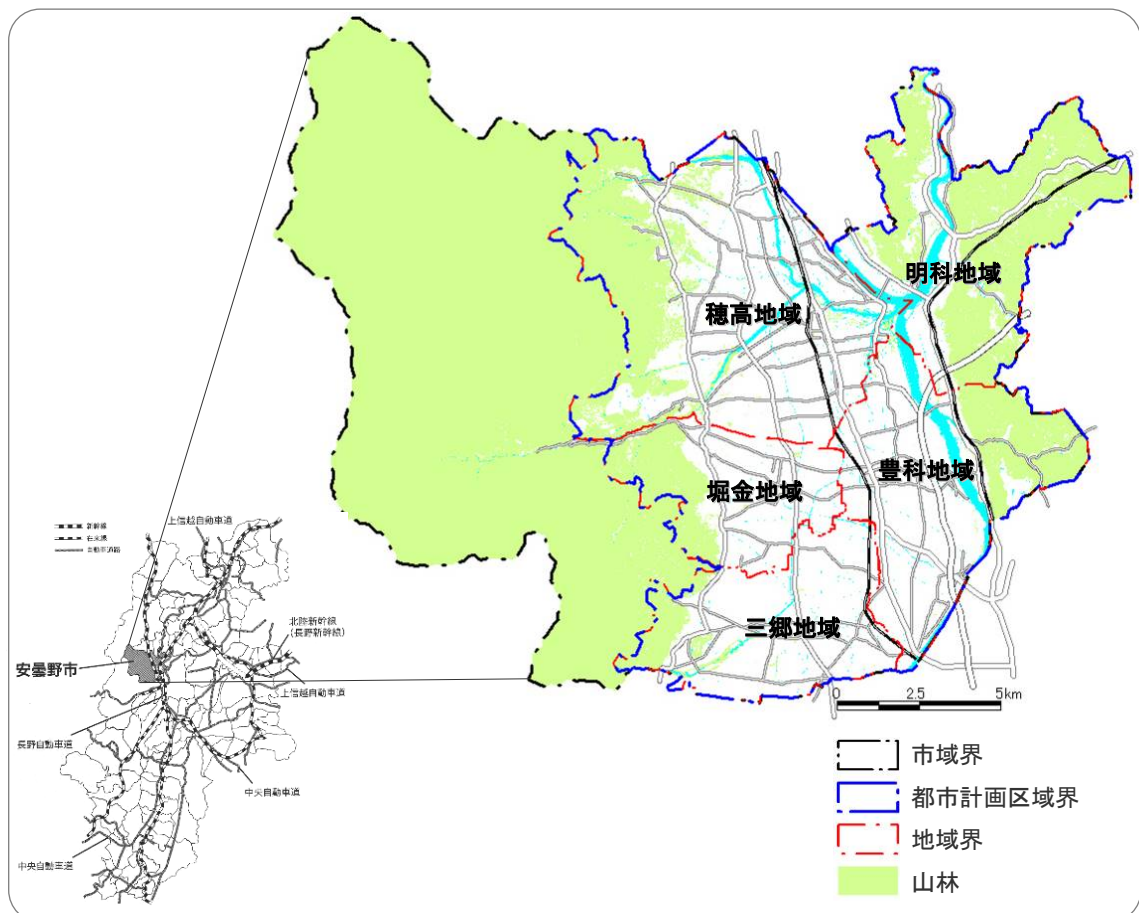


図 本計画の対象区域

1.4 計画の位置付け

本計画は、都市計画法第 18 条の 2 第 1 項に基づき、本市の建設に関する基本構想（安曇野市総合計画）及び都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（安曇野都市計画区域マスタープラン）に即して定めるものとして位置付けられます。

また本計画は、本市のまちづくりに関連するその他の各種計画の内容とも整合・反映を図りながら、具体的なまちづくりの施策展開につなげていきます。

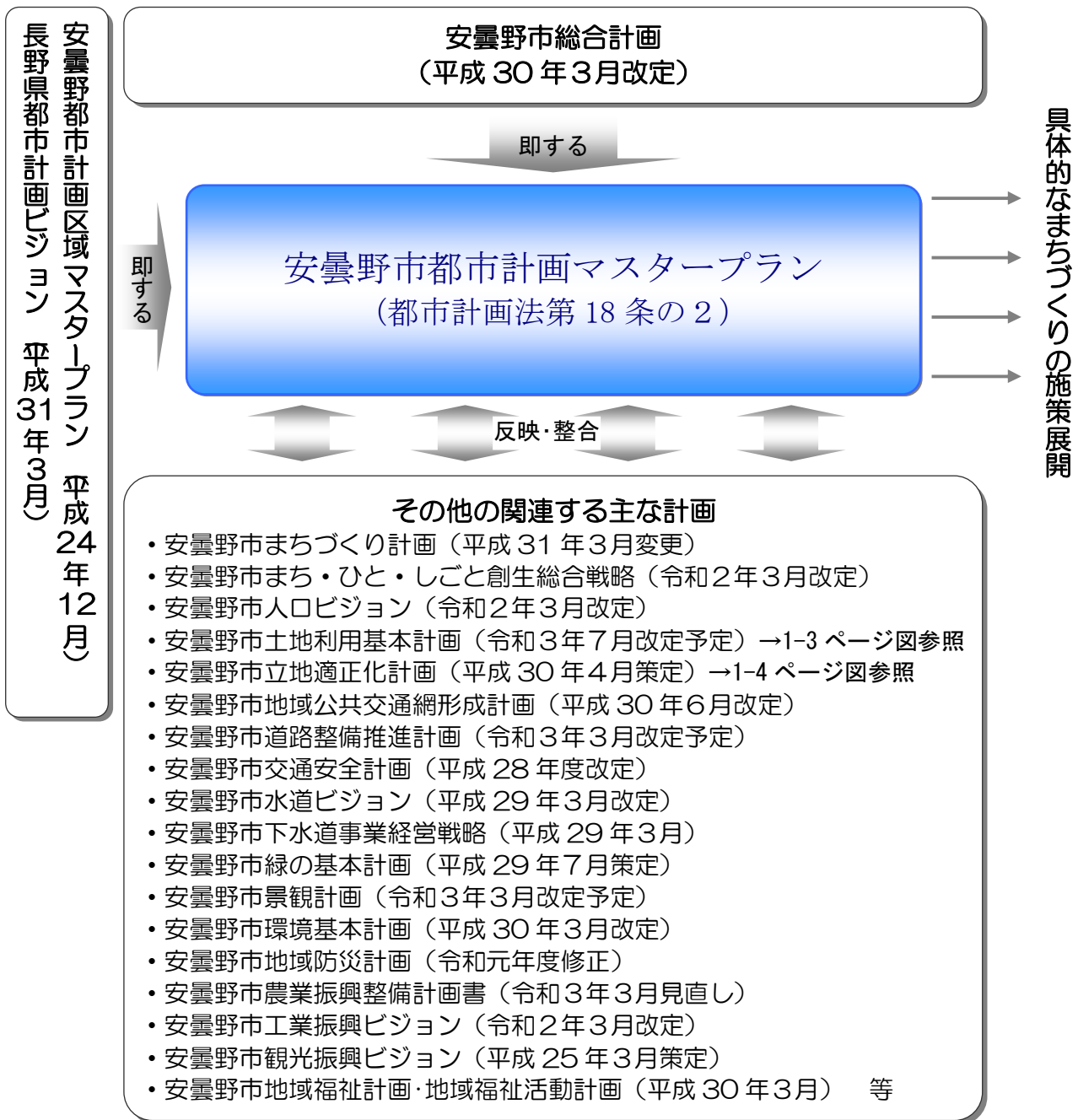
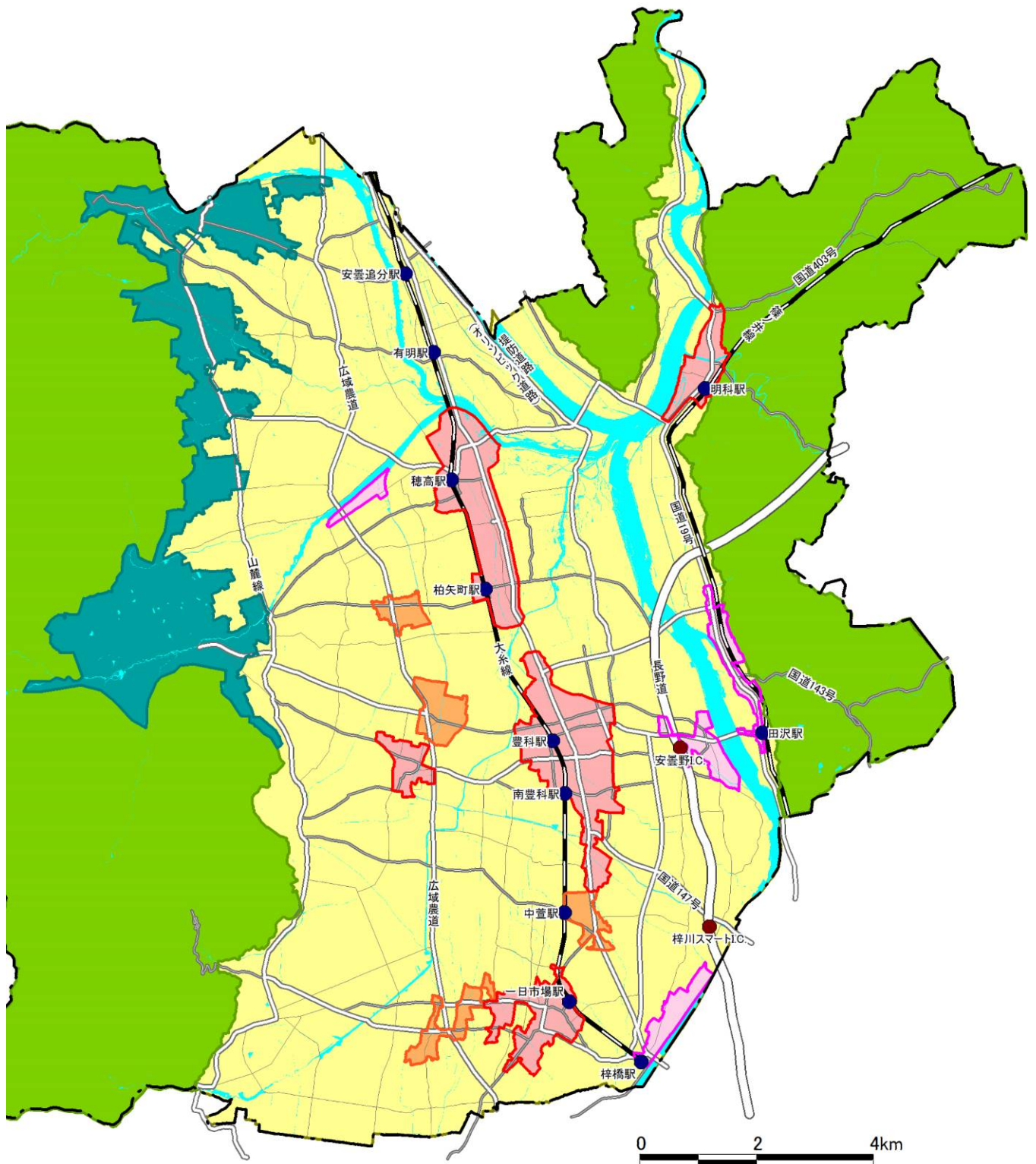


図 安曇野市都市計画マスタープランの位置付け

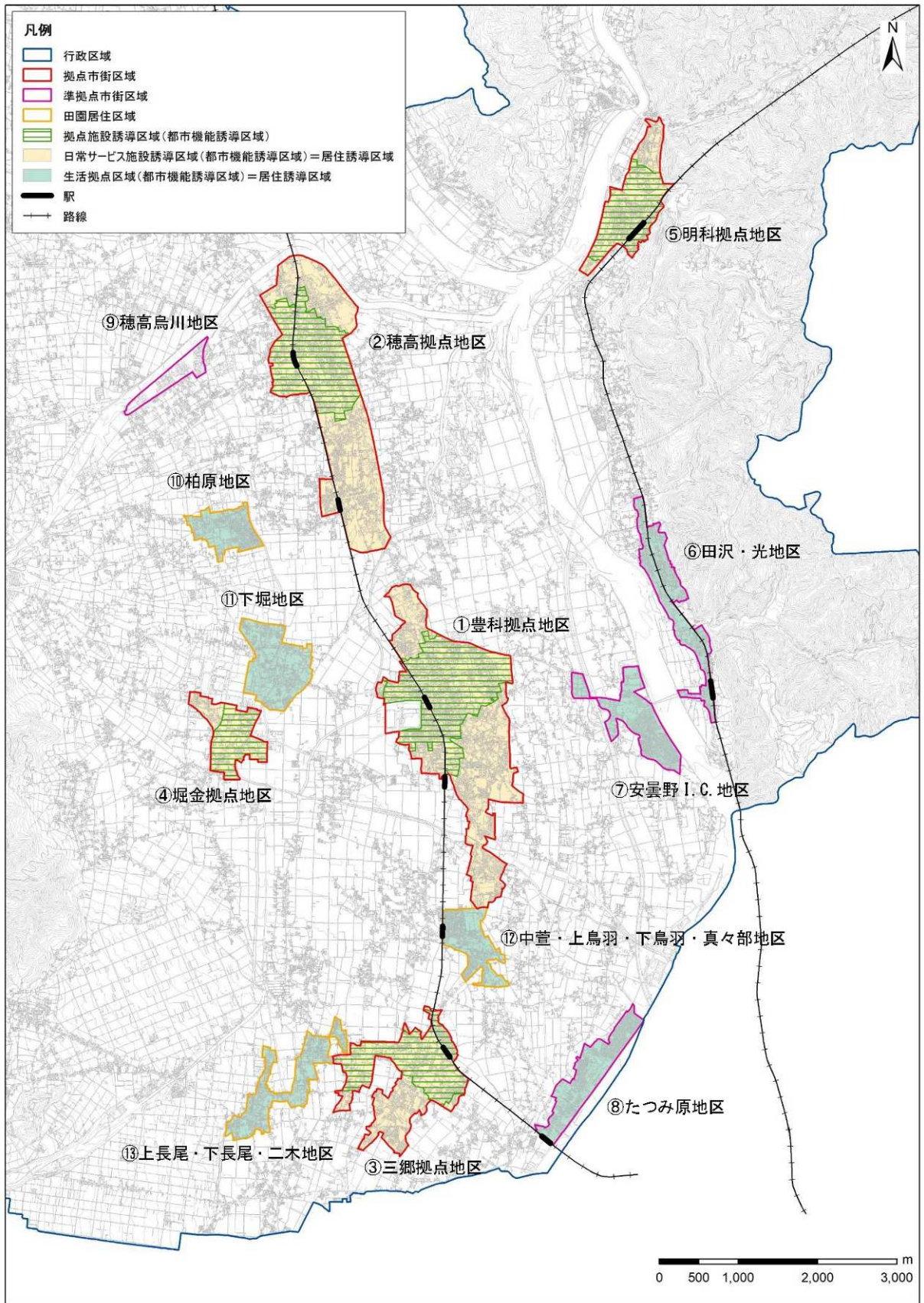


- 拠点市街区域
- 準拠点市街区域
- 田園居住区域
- 田園環境区域
- 山麓保養区域
- 森林環境区域

0 2 4km

資料：安曇野市土地利用基本計画

図 安曇野市土地利用基本計画に基づく設定区域



資料：安曇野市立地適正化計画

図 安曇野市立地適正化計画に基づく設定区域

第2章 まちづくりにおける現状・課題の整理

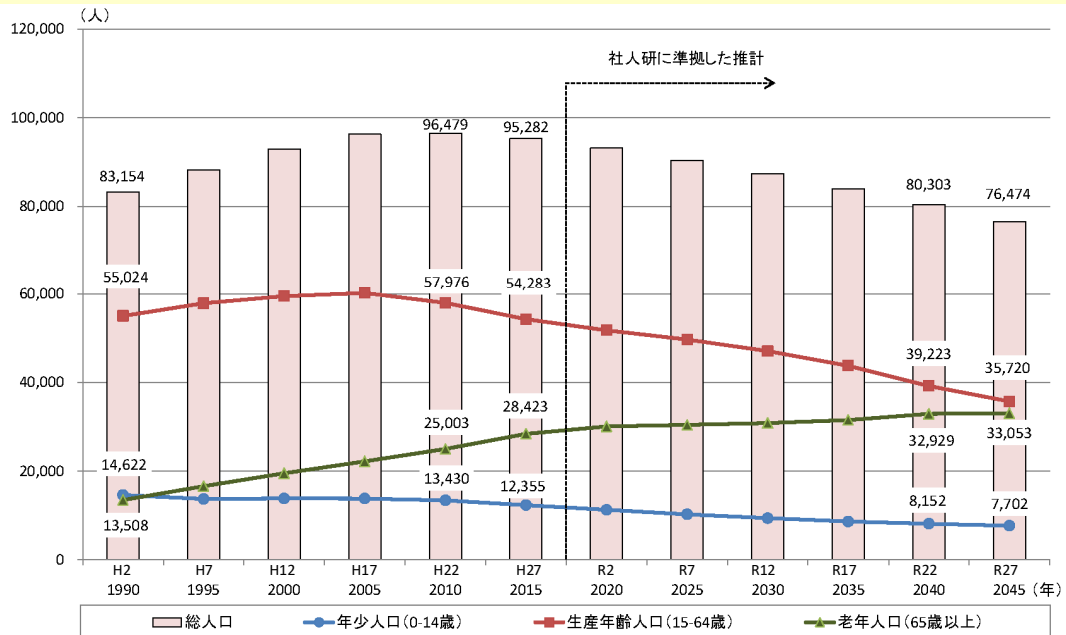
本章では、本市の成り立ちや人口動態や土地利用の変化、まちづくりに対する市民の評価をふまえて、現在の強みと今後のまちづくりにおける懸念や課題、対応すべき要点を整理します。

2.2 人口動態と土地利用の変化

1) 総人口及び年齢3区分人口構成比率の推移

- 総人口は平成22年をピークに減少に転じて以降減少が続き、社人研※推計では、本計画終期の令和12年(2030)年までに現在より6,000人近く減少して、87,000人台まで落ち込むと予測されています。
- 年少・生産年齢人口が減少する一方で、老年人口は増加傾向にあります。

※社人研：国立社会保障・人口問題研究所の略



出典：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」に準拠した国提供のワークシートに示された推計値を使用。

注：総人口には、年齢不詳も含むため、年齢3区分別人口の合計と一致しない。

資料：安曇野市人口ビジョン [第2版]

図 安曇野市の人口推移

2) 開発動向と土地利用制度の効果検証

- 豊科地域の区域区分が廃止されて市独自の土地利用制度※が全市適用となった平成25年以降の新築住宅の開発事業件数はほぼ横ばいで、今後も一定の住宅開発需要は継続していくものと見込まれています。

※安曇野市の適正な土地利用に関する条例やこれに基づく安曇野市土地利用基本計画等で構成される土地利用制度

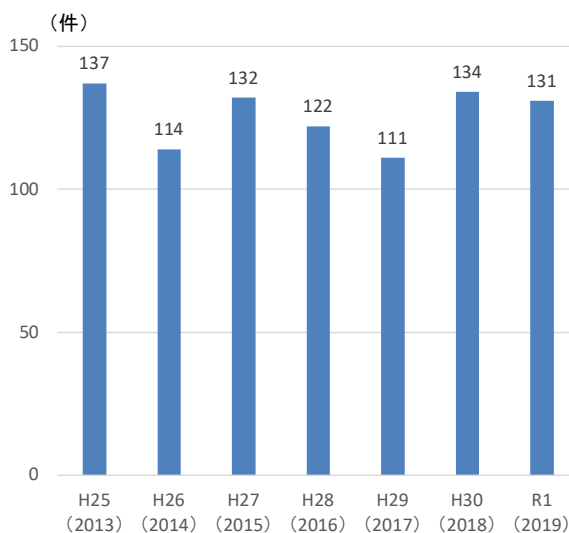


図 新築住宅の開発事業件数の推移

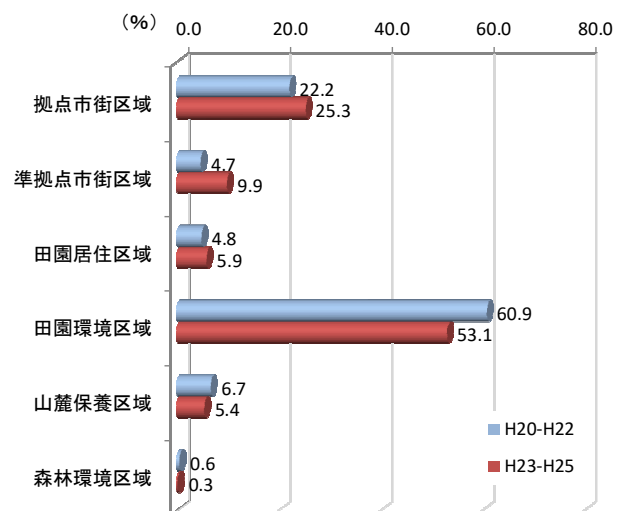


図 土地利用制度の全市適用前後3か年の区域別の新築の建築確認申請件数比率の変化

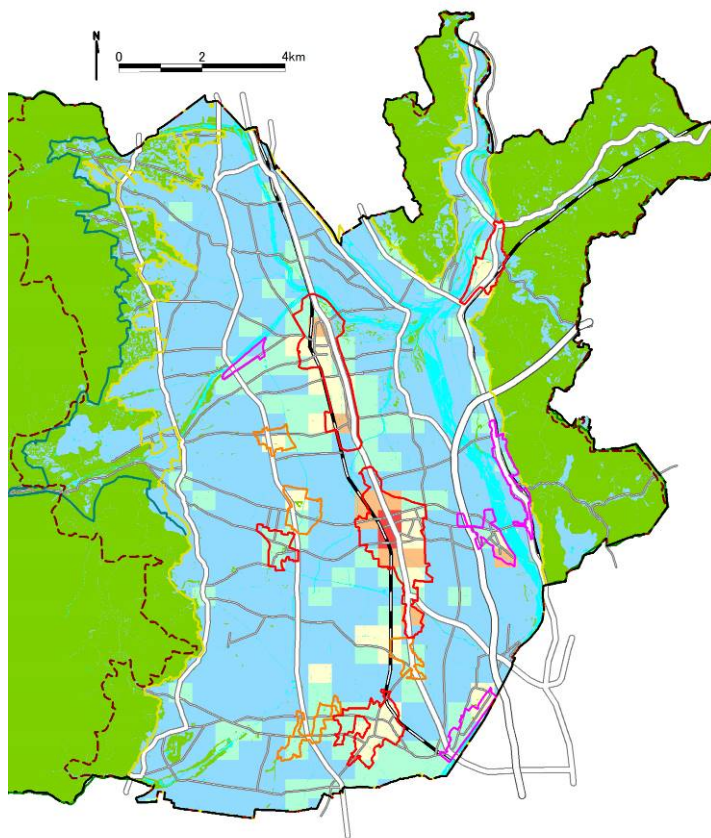
※安曇野市の適正な土地利用に関する条例に基づく6つの区域

●土地利用制度の全市適用前後3か年の新築の建築確認申請件数を比率にし、区域別に比較してみると、拠点市街区域、準拠点市街区域及び田園居住区域はいずれも適用前より後のほうが比率が増加しているのに対し、田園環境区域、山麓保養区域及び森林環境区域は比率が減少しており、制度の意図する効果が表れていることがわかります。ただ、田園環境区域は区域の面積が大きいこともあり、都市計画区域内では際立って高い比率となっています。

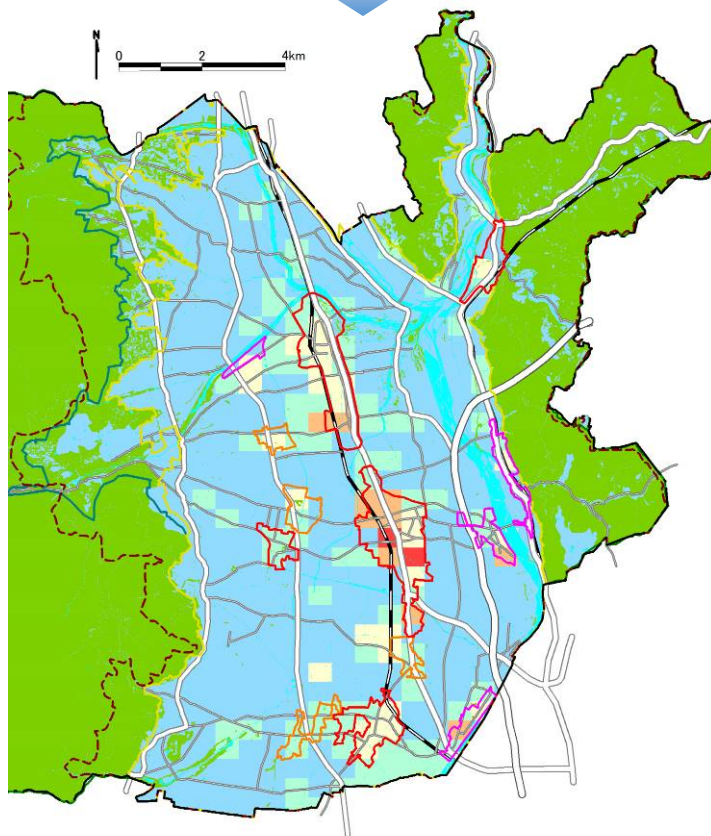
●平成17年と平成27年の500mメッシュの国調※人口を用いて人口密度を地理的に比較してみると、上記と同様の効果をわずかながら確認できます。

※国勢調査（統計法に基づき5年ごとにすべての人・世帯を対象に行う統計調査）

- 都市計画区域
- 拠点市街区域
- 準拠点市街区域
- 田園居住区域
- 田園環境区域
- 山麓保養区域
- 森林環境区域
- 山林
- 水面



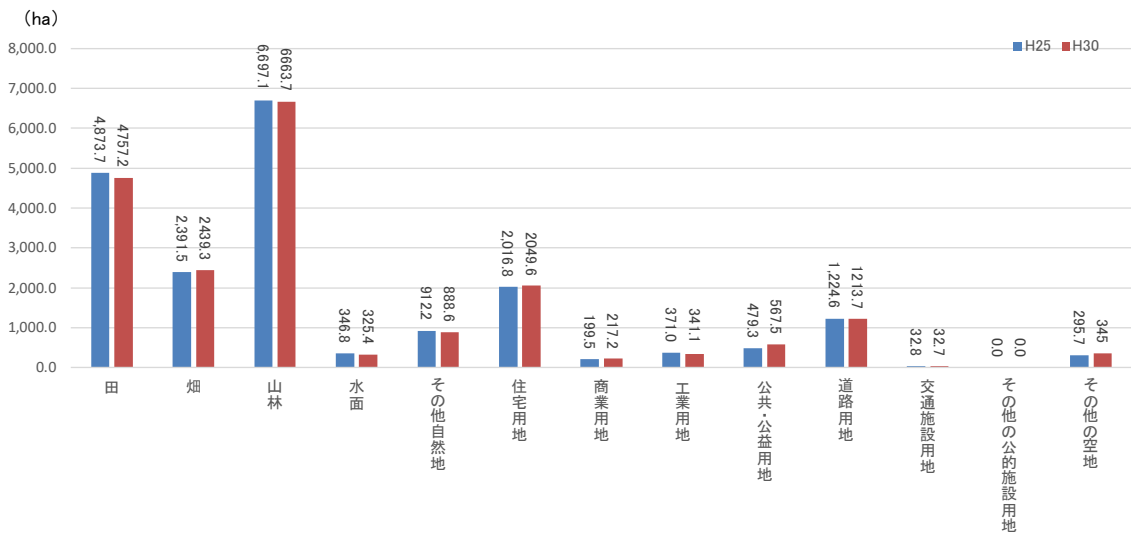
平成17年(2005)



平成27年(2015)

図 500mメッシュの人口による1ha当たりの人口密度の変化

- 都市計画基礎調査による平成25年から平成30年にかけて用途別の土地利用の変化をみると、田、畑、山林等自然的土地利用が減少する一方で、住宅用地や商業用地、公共・公益用地、道路用地等の都市的土地利用は増加（工業用地だけは減少）しています。
- これを用途地域の内外で比較してみると、都市的土地利用のなかでも特に住宅用地については、用途地域外より用途地域内のほうが増加率は高く、ここでも土地利用条例の意図と符合していることがわかります。



都市計画区域全体

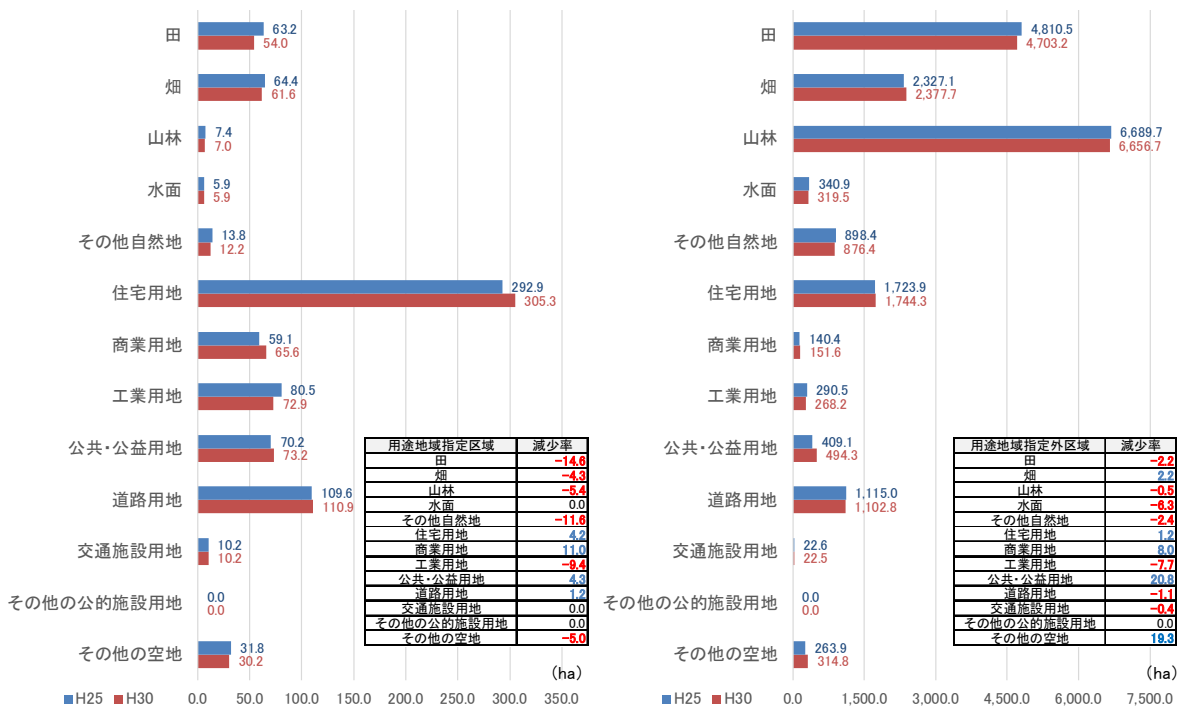


図 土地利用の用途別の面積変化（平成25年ー平成30年）

●国土数値情報に基づく100mメッシュの土地利用データをもとに、土地利用制度の運用前3年間（平成18年から平成21年）と運用後3年間（平成26年から平成28年）において、農地から建物用地に変化したメッシュ数（面積）を基本区域別に比較してみると、拠点市街区域、準拠点市街区域及び田園居住区域で運用後のほうが比率が下がる一方、田園環境区域は逆に比率が高まっており、今後も同区域における開発圧力を適切にコントロールする必要があります。

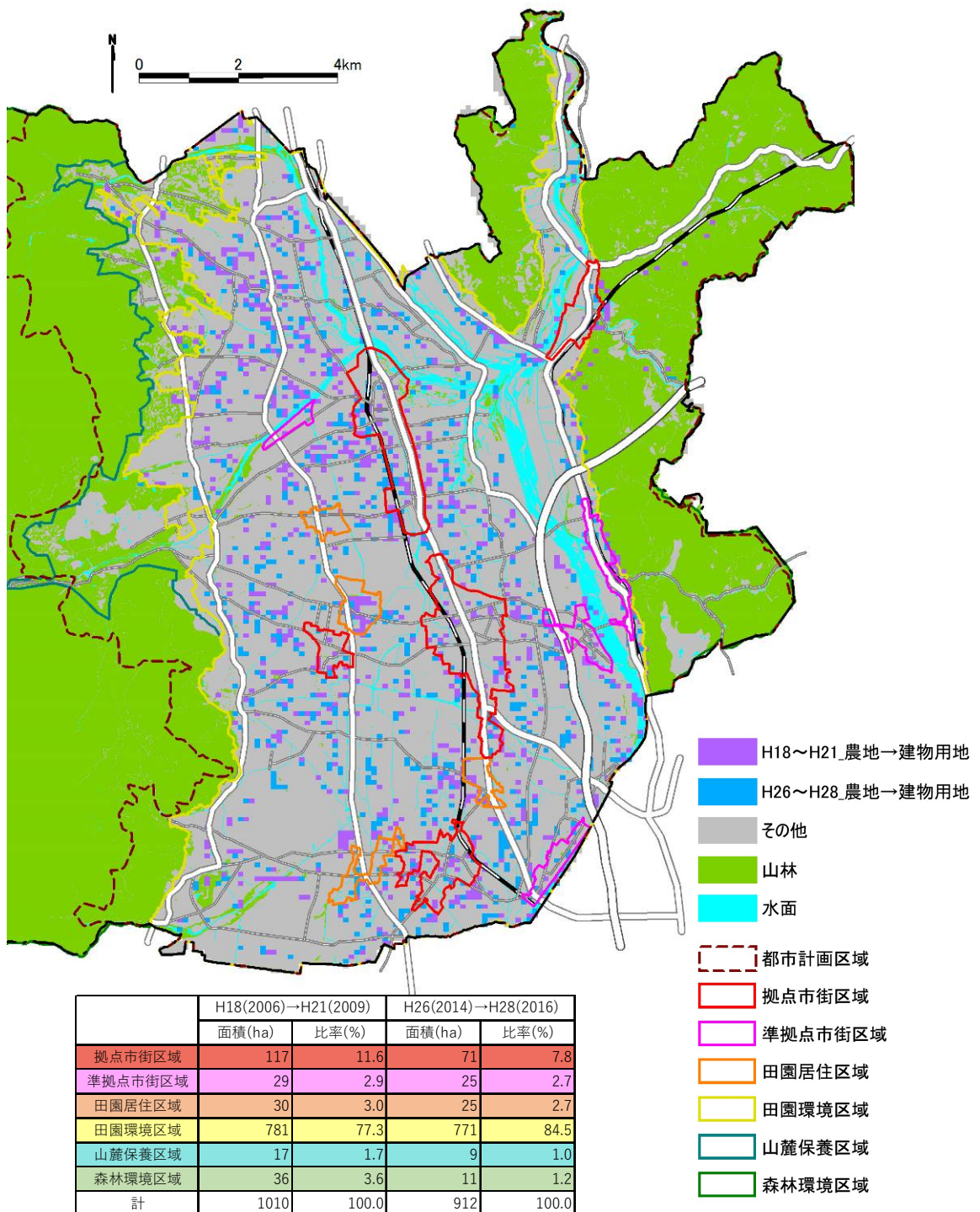


図 農地から建物用地に変化した位置と面積（表）の比較

2.3 まちづくりに対する市民の評価 ～アンケート※の結果～

※アンケート（安曇野市の将来のまちづくりに関するアンケート調査）の概要
 〔調査目的〕 土地利用や都市施設整備等、これまでの評価や今後の考えの把握
 〔調査期間〕 令和2年1月16日～令和2年2月2日
 〔調査対象〕 18歳以上の市民2,500名（郵送、送付状URL等によるインターネットでの回答も可）
 〔回答結果〕 回収数：1,234通（郵送1,144件、インターネット90件）（回答率：約49.4%）

●満足されている内容（5年前との比較）

日頃の暮らしで満足されていることについては、ほとんどの項目で5年前より評価を上げており、やや有意な低下がみられたのは「自宅近くで農作物がとれる」のみで、全体的に暮らしの満足度は高まってきている傾向が認められ、本計画に基づいて進めてきた都市計画の施策やまちづくりに関する取り組みに対する一定の評価と捉えられます。

日頃の暮らしで満足されていることは何ですか。 ※複数回答	2014(平成26)年度(5年前)			H26→R01 (%)	2019(令和元)年度(今回)			
	回答数	回答率(%)	※R01同順		回答数	回答率(%)	※回答率順	
きれいな景色が見られる	854	76.0	76.0	▲0.8 ↓	921	75.2	75.2	
水がおいしい・空気がきれい	815	72.5	72.5	▲1.4 ↓	871	71.1	71.1	
身近な生活環境に緑が多い	—	—	—	—	673	54.9	54.9	
下水道整備が行き届いている	398	35.4	35.4	8.1 ↑	533	43.5	43.5	
日用品の買い物が便利	410	36.5	36.5	5.6 ↑	516	42.1	42.1	
閑静な住宅地として維持できている	360	32.0	32.0	5.9 ↑	465	38.0	38.0	
自宅近くで農作物がとれる	459	40.8	40.8	▲3.7 ↓	455	37.1	37.1	
防犯面で危険を感じる場所が少ない	166	14.8	14.8	11.0 ↑	316	25.8	25.8	
公園などの憩いの場が近くにある	188	16.7	16.7	5.2 ↑	268	21.9	21.9	
道路網が整備されている	154	13.7	13.7	2.1 ↑	194	15.8	15.8	
身近にスポーツやレクリエーションを楽しめる場がある	—	—	—	—	170	13.9	13.9	
道路交通の安全性が高い	83	7.4	7.4	4.1 ↑	141	11.5	11.5	
公共交通(鉄道やバスなど)の便がよい	133	11.8	11.8	▲2.9 ↓	109	8.9	8.9	
地価や家賃、固定資産税が安い ※H26「地価」記載なし	36	3.2	3.2	2.8 ↑	74	6.0	6.0	
防災対策が十分	44	3.9	3.9	1.3 ↑	64	5.2	5.2	
特に満足できることはない	31	2.8	2.8	2.0 ↑	58	4.7	4.7	
公共施設のバリアフリー化が進んでいる	—	—	—	—	54	4.4	4.4	
その他	28	2.5	2.5	▲0.9 ↓	20	1.6	1.6	
合計	1,124	(無回答19件を除く)			1,225	(無効・無回答9件を除く)		

—:平成26年度アンケートでは調査していなかった項目

●不満と感している内容（5年前との比較）

日頃の暮らしで不満に思うことについては、5年前より評価を下げたのは4項目（下表赤枠）で、うち有意な低下が認められる「公共交通（鉄道やバス等）の便が悪い」と「道路網の整備が不十分」、「防犯対策が不十分」の3項目は顕在化してきた課題として捉えることができます。他方、「特に不満に思うことはない」も有意な比率上昇を示しており、これはプラスの評価として捉えられます。

日頃の暮らしで不満に思うことは何ですか。 ※複数回答	2014(平成26)年度(5年前)			H26→R01 (%)	2019(令和元)年度(今回)			
	回答数	回答率(%)	※R01同順		回答数	回答率(%)	※回答率順	
公共交通(鉄道やバスなど)の便が悪い	506	45.0	45.0	5.5 ↑	618	50.5	50.5	
通行に危険を感じる道路が多い	377	33.5	33.5	▲0.1 ↓	409	33.4	33.4	
道路網の整備が不十分	228	20.3	20.3	3.3 ↑	288	23.5	23.5	
日用品の買い物が不便	267	23.8	23.8	▲5.6 ↓	222	18.2	18.2	
特に不満に思うことはない	127	11.3	11.3	6.4 ↑	216	17.7	17.7	
身近にスポーツやレクリエーションを楽しめる場がない	—	—	—	—	208	17.0	17.0	
地価や家賃、固定資産税が高い ※H26「地価」記載なし	201	17.9	17.9	▲3.2 ↓	179	14.6	14.6	
防災対策が不十分	106	9.4	9.4	3.1 ↑	153	12.5	12.5	
公園などの憩いの場が近くにない	189	16.8	16.8	▲5.0 ↓	144	11.8	11.8	
防犯面で危険を感じる場所が多い	157	14.0	14.0	▲4.3 ↓	118	9.6	9.6	
農地からの臭気が気になる	157	14.0	14.0	▲5.3 ↓	106	8.7	8.7	
公共施設のバリアフリー化が不十分	—	—	—	—	93	7.6	7.6	
地域の景観と調和しない建物等がある	68	6.0	6.0	0.8 ↑	84	6.9	6.9	
その他	158	14.1	14.1	▲8.8 ↓	64	5.2	5.2	
住宅地にふさわしくない建物等がある不快感	58	5.2	5.2	▲0.9 ↓	52	4.3	4.3	
下水道整備が行き届いていない	41	3.6	3.6	▲1.4 ↓	28	2.3	2.3	
工場などの騒音等が気になる	24	2.1	2.1	▲0.2 ↓	24	2.0	2.0	
身近な生活環境に緑が少ない	—	—	—	—	20	1.6	1.6	
合計	1,105	(無回答38件を除く)			1,223	(無効・無回答11件を除く)		

—:平成26年度アンケートでは調査していなかった項目

●自宅周辺に建てられると困る建物・施設（5年前との比較）

自宅周辺に建てられると困る建物・施設について、5年前よりとくに大きな比率上昇がみられるのは、「太陽光発電施設」、「マンション」、「アパート・長屋」の3項目（下表赤枠）で、近年、これらの施設や建物の立地については、とくに適正な立地コントロールが求められます。

ご自宅の周辺に建てられると困ると感じる建物・施設は何ですか。 ※複数回答	2014(平成26)年度(5年前)		H26→R01 (%)	2019(令和元)年度(今回)	
	回答数	回答率(%) ※R01同順		回答数	回答率(%) ※回答率順
パチンコ店	702	62.5	▲5.1 ↓	702	57.3
大規模な工場	524	46.6	▲0.8 ↓	561	45.8
マンション	320	28.5	10.6 ↑	479	39.1
物流センター・トラックヤード ※H26「物流センター」記載なし	497	44.2	▲9.1 ↓	430	35.1
資材置場	—	—	▲9.9 ↓	420	34.3
カラオケボックス	408	36.3	▲8.0 ↓	347	28.3
娯楽施設などを併設した大規模複合商業施設	345	30.7	▲3.5 ↓	333	27.2
太陽光発電施設 ※H26「家庭用以外」記載あり	142	12.6	12.8 ↑	312	25.5
アパート・長屋	194	17.3	7.6 ↑	305	24.9
簡易宿所(民泊施設)	—	—	—	275	22.4
小規模の工場	204	18.1	2.7 ↑	255	20.8
特にない	—	—	—	219	17.9
宅配便の集配所	—	—	—	178	14.5
賃貸駐車場	134	11.9	1.8 ↑	168	13.7
ガソリンスタンド	120	10.7	2.9 ↑	166	13.6
携帯電話基地局	—	—	—	161	13.1
別荘	111	9.9	1.5 ↑	139	11.3
ドラッグストア、スーパーマーケット、ホームセンターなど日用品等を販売する商業施設 ※H26「ドラッグストア」記載なし	70	6.2	3.2 ↑	116	9.5
コンビニエンスストア	65	5.8	2.0 ↑	95	7.8
農業関連施設	79	7.0	▲1.0 ↓	74	6.0
戸建住宅	46	4.1	1.1 ↑	64	5.2
福祉施設	—	—	—	59	4.8
その他	50	4.4	▲3.0 ↓	18	1.5
合計	999 (無回答144件を除く)			1,225 (無効・無回答9件を除く)	

—:平成26年度アンケートでは調査していなかった項目

●自宅周辺に不足している（新たに必要な）施設

自宅周辺に不足している施設については、「特にない」と回答された方が半数近くで最も多く（下表赤枠）、次いで比率の高い「飲食店」は20%未滿で、全体的に暮らしに必要な施設の需要は満たされていると捉えられます。

買い物関連では「スーパーマーケット」が約16%、「コンビニエンスストア」が約11%、「ドラッグストア」が約6%で、不足感は低いと捉えられます。

ご自宅の周辺やお住まいの地域(小学校区)に足りてない(新たに必要)と思う施設はありますか。						
※複数回答						
	回答数	回答率(%)	※回答率順	回答数	回答率(%)	※回答率順
特にない	541	44.2		72	5.9	
飲食店	220	18.0	ドラッグストア	71	5.8	
スーパーマーケット	195	15.9	学校や図書館などの教育・文化施設	54	4.4	
病院や診療所などの医療施設	157	12.8	集会所など地域の交流施設	53	4.3	
公園・緑地・広場	152	12.4	認定こども園、保育所、幼稚園などの子育て支援施設	50	4.1	
コンビニエンスストア	138	11.3	宅配便の集配所	32	2.6	
介護サービスなどの高齢者福祉施設	132	10.8	駐車場・駐輪場	28	2.3	
銀行・郵便局	91	7.4	その他			
合計				1,225 (無回答9件を除く)		

●土地利用について問題と感じていること

土地利用について問題と感じていることについては、「特に問題と感じていることはない」と回答された方が最も多く（下表赤枠）、本市独自の土地利用制度に対する一定の評価として捉えられます。他方で、次いで比率の高い「郊外への商業立地による既成市街地のさびれ」や「開発による安曇野特有の景観の損失」なども継続的な課題として捉えておく必要があります。

いま現在、安曇野市内の土地利用について問題と感じていることはありますか。問題があるという方は、何を問題と感じていますか。		
※複数回答	回答数	回答率(%) ※回答率順
土地利用について特に問題と感じていることはない	349	34.5
郊外への商業施設立地で既成市街地がさびれてきている	292	28.8
開発によって安曇野特有の景観が損なわれてきている	265	26.2
開発などにより水環境の変化が生じている	195	19.2
農道沿いの大型店舗の増加により道路事情が悪化している	144	14.2
住宅開発で農地が侵食され、農業がしにくくなっている	136	13.4
その他	80	7.9
合計	1,013	(無回答221件を除く)

●人口の方向性及び住宅用地の確保に対する考え

今後の人口の方向性については、「現状維持」を望む声が最多で、「人口増」は最も低い比率となっています（下表赤枠）。ただ、4つの選択肢の回答の比率差は小さく、多様な考え方があることがうかがえます。

そうしたなかで、今後の宅地需要に対する住宅用地の確保で重視すべきこととしては、「空き家のリフォームやリノベーションの促進」の比率が突出して高く（下表赤枠）、次いで「既存の市街や集落内の空き地など低未利用地への誘導」の比率が高いこと等から、農地転用を伴わない形での人口の受け入れが重要になります。

日本全体が人口減少社会を迎え、安曇野市の人口も近年減少に転じていますが、今後の本市の人口の方向性をどうしていくのが望ましいと思いますか。		
※択一回答	回答数	回答率(%) ※回答率順
現在の人口を維持すべき	366	30.8
現在の人口より減ってもやむを得ないが、その減り方は緩やかにするようにすべき	299	25.2
人口は自然の流れにまかせ、特にその増減にこだわるべきではない	283	23.8
現在の人口よりも増やすべき	240	20.2
合計	1,188	(無回答46件を除く)

人口減少が進む中であっても、市外からの転入や核家族化の進展に伴う市内での転居等により今後も一定の住宅需要が見込まれます。こうした需要に対し、住宅用地の確保は何を重視していくのが望ましいと思いますか。		
※択2回答	回答数	回答率(%) ※回答率順
空き家のリフォームやリノベーションを促す	760	65.4
既存の市街や集落内の空き地など低未利用地に誘導を図る	439	37.8
特に場所は限定せずに、住宅を建てたい場所・建てられる場所に自由に建てられるようにする	266	22.9
計画的に新たな住宅団地をつくって集約を図る	177	15.2
拠点市街の建物の中高層化を図り、土地の有効・高度利用を促進する	53	4.6
その他	35	3.0
合計	1,162	(無回答72件を除く)

●商業振興のあり方






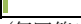
商業振興のあり方については、「空き店舗や低未利用地の有効活用の促進と個店の魅力向上」が半数近い比率で（下表赤枠）、住宅用地同様に既存の施設や敷地の活用・改善が重要視されています。

安曇野市の商業振興のあり方として、何がより重要になるとお考えですか。		
※択一回答	回答数	回答率(%) ※回答率順
空き店舗や低未利用地の有効活用を促し、個店の魅力向上を図る	520	46.8
既存商店街の歩道の拡幅や街路整備など商業環境の充実を図る	277	24.9
インターチェンジ周辺や主要な幹線道路沿いに大規模な商業施設の誘致を図る	186	16.7
コンビニエンスストアをさらに増やして各集落の生活圏内に網羅する	85	7.7
その他	43	3.9
合計	1,111	(無回答123件を除く)

●新たな工業用地の確保

工業振興のあり方については、「既存の工業団地内やその周辺部に集積させる」が最多で約38%となっています（下表赤枠）。他方で、「新たな工場や事業所を受け入れる必要はない」の比率は低く（下表赤枠）、少なくとも工業用地の確保の必要性はうかがえます。






安曇野市は交通の要衝にあって、工場進出に一定のニーズがある中で、既存の工場団地の用地は飽和状態にあります。今後、新たな工場や事業所の用地はどのように確保していくのが望ましいと思いますか。

※択一回答	回答数	回答率(%)	※回答率順
既存の工業団地内やその周辺部に集積させる	424		37.7
アクセス道路の整備を伴って開発に適した農地等があればまとめ、新たに集積を図るエリアをつくる	236		21.0
インターチェンジ周辺や主要な幹線道路沿いに新たに集積を図るエリアを設定する	193		17.2
集積を図ることに拘らず、各企業が望む立地条件に見合った場所に受け入れていく	150		13.3
新たな工場や事業所を受け入れる必要はない	97		8.6
その他	25		2.2
合計	1,125	(無回答109件を除く)	

●観光に必要な基盤整備

観光に必要な基盤整備については、「散策路やサイクリングロードの整備やネットワーク機能の充実を図る」が最多で約32%ですが、次いで「主要な観光施設にアクセスする道路の整備・充実を図る」も同程度に比率が高く（下表赤枠）、歩行者や自転車を中心とした交通インフラの整備が比較的重要視されています。

安曇野市の観光に必要な基盤整備として、何がより重要になるとお考えですか。




※択一回答	回答数	回答率(%)	※回答率順
散策路やサイクリングロードの整備やネットワーク機能の充実を図る	353		31.7
主要な観光施設にアクセスする道路の整備・充実を図る	326		29.3
訪日外国人旅行者(インバウンド)にも対応した標識や案内板の整備・充実を図る	214		19.2
民泊施設なども含め宿泊機能の充実を図る	150		13.5
その他	70		6.3
合計	1,113	(無回答121件を除く)	

●まちづくりへの関心や関心のテーマ







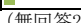
まちづくりの計画づくりや活動等に関心があると回答された方は8割を超えているものの（下表赤枠）、そのうち「主体的に関わりたい」は2割程度にとどまり、関心や機会があっても主体的に関わるのが困難な状況がうかがえます。

他方で、関心のあるまちづくりのテーマとしては、「環境問題」が最多ですが、次いで「防災」、「観光・歴史・文化」、「景観」も比率は低くなく（下表赤枠）、比較的幅広いテーマに関心をもたれていることから、これらのテーマに関する取り組みのなかで、できるだけ参加の機会をつくり、段階的に主体的な関わりにつなげていく工夫が求められます。

あなたはまちづくりの計画づくりや活動等に関心はありますか。

※択一回答	回答数	回答率(%)	※回答率順
関心はあるが、主体的に関わるのは難しい	710		60.1
関心があり、機会があれば主体的に関わりたい	250		21.2
関心はない	222		18.8
合計	1,182	(無回答52件を除く)	

次のうち、あなたが関心のあるまちづくりのテーマはありますか。

※複数回答	回答数	回答率(%)	※回答率順
環境問題	475		49.8
防災	426		44.7
観光・歴史・文化	388		40.7
景観	368		38.6
防犯	276		29.0
みどり(緑化活動など)	215		22.6
その他	51		5.4
まちづくりの計画づくりや活動等に関心があると回答された方の合計	953	(無回答281件を除く)	

2.4 現在の強みと今後の懸念・課題

前項までに示した本市の特徴や人口動態、土地利用の変化、市民の評価等もふまえ、まちづくりに関わる5つの項目「環境・景観・土地利用」、「交通網」、「生活基盤」、「産業・観光」、「防災」、について、「現在の強み」と「今後の懸念・課題」を整理しました。

1) 環境・景観・土地利用

《現在の強み》

➢ 北アルプスに育まれた美しい田園環境

- ・北アルプスに端を発する清らかな川の流れや豊富な湧き水（おいしい水）
- ・田園や森林等の良好な環境ときれいな空気
- ・雄大な山岳と田園が織り成す美しい景色、視界の広がりをつくる平坦な土地
- ・先人たちが苦勞してつくり、耕してきた農地
- ・農地を潤す堰や古くからの集落に残る屋敷林
- ・市街地から 2,500～3,000m級の山岳までの近さ（全国でも特殊な位置関係）
- ・適正な立地コントロールを行うための本市独自の土地利用制度

➢ 新たに暮らしたいという方々(居住ニーズ)の存在

- ・市外から移り住む人々の多さにより維持されてきた人口
- ・魅力度上位 100 市区町村（地域ブランド調査）ランキングでの継続的な高い評価（2016年：92位、2017年：91位、2018年：85位、2019年：82位）
- ・地方創生やコロナ禍を契機に関心が高まりつつある田舎暮らしのニーズ

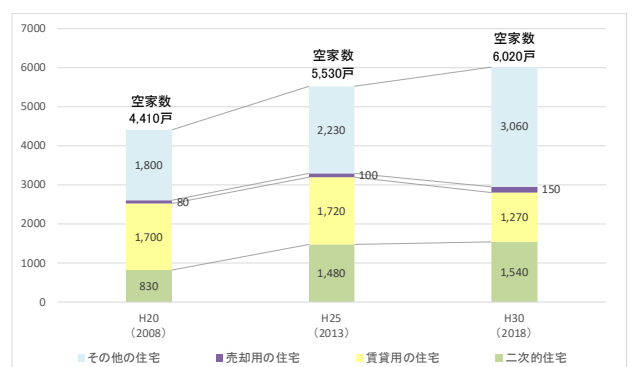
《今後の懸念・課題》

➢ 将来の人口動態や多様な居住ニーズへの対応

- ・ほぼ推計どおりに進みつつある人口減少と少子高齢化に対応した居住誘導や住まい方
- ・居住誘導系の区域の人口動態の地域差（市内西寄りの地域での人口増加、中心市街地や山麓・山間部の一部で顕著な人口減少や高齢化）
- ・田園集落や山麓・山間部における居住者の受け入れ
- ・移住者の自治組織への未加入、移住者と既存住民との交流機会の少なさ

➢ 低未利用地の増加

- ・森林の荒廃化、耕作放棄地の増加と荒廃化、空き家や空き地の増加、管理不足等に伴う景観や自然その他周辺環境への悪影響や、青空駐車場、資材置場、太陽光発電施設等の意図しない利用が無秩序に生じる懸念
- ・関心や機会があってもまちづくりへの主体的な参加が難しい状況



資料：住宅・土地統計調査（総務省）

市内の空家数の推移

2) 交通網

《現在の強み》

- **広域交通との間に多様な玄関口をもつ交通体系**
 - ・2つの高速道路インターチェンジ（安曇野 I.C.、梓川スマート I.C.）
 - ・南北に貫く2つの鉄道路線（JR 大系線、JR 篠ノ井線）
 - ・比較的短い間隔で設置されている駅（JR 大系線：市内9箇所）
 - ・6つの高速バス停留所（長野道明科、長野道安曇野、安曇野スイス村、安曇野穂高、トラビス安曇野、温泉公園北口）
- **地域の移動ニーズに対応した市営の公共交通のしくみ**
 - ・分散する集落からの交通弱者の移動等に柔軟に対応できるデマンド交通

《今後の懸念・課題》

- **重点的、効果的かつ効率的に進める道路整備計画の必要性**
 - ・松本系魚川連絡道路へのアクセス道路の整備検討
 - ・財源不足や維持管理費用の増加に伴い、限られる新規の道路整備費用
 - ・都市計画道路の長期未着手路線の早期事業化
- **生活道路における交通の円滑化への対応**
 - ・東西を円滑に移動できる幹線道路の不足（鉄道との平面交差、狭隘区間、クランク、行き止まり等）
 - ・通勤時間帯における松本方面に向かう道路（橋梁付近）への交通集中
 - ・沿道に商業店舗が林立する道路、交通量の多い幹線道路で右折レーンのない交差点付近における交通渋滞
- **広域交通や物流の円滑化への対応**
 - ・大北方面から安曇野 I.C.に接続する道路の観光シーズンにおける渋滞（観光利用と日常利用の混在）
 - ・高速交通網との接続や拠点施設へのアクセス（中央線特急と大系線・篠ノ井線との接続、北陸新幹線と篠ノ井線との接続、新幹線駅のある東信方面への道路アクセス、信州まつもと空港へのアクセス）改善の必要性
 - ・高速バス利用者の駐車場の不足
 - ・工業地周辺の住宅地内の生活道路を通行する大型車両の増加
- **公共交通機関の充実・利用促進の必要性**
 - ・鉄道利用の不便（列車の運行頻度の少なさ、終電の早さ、単線でかつ駅間距離が短いことによる乗車時間の長さ、車や自転車からの列車への乗換えに対応した駐車場・駐輪場の不足等）
 - ・CO₂の排出等、環境負荷の大きい自動車交通から公共交通への転換
 - ・パーク＆ライド駐車場の整備の必要性
 - ・郊外に居住する高齢者等交通弱者の移動手段の確保
 - ・デマンド交通や定時定路線バスのしくみの改善の必要性（幅広いニーズへの対応、周辺自治体との連携等）

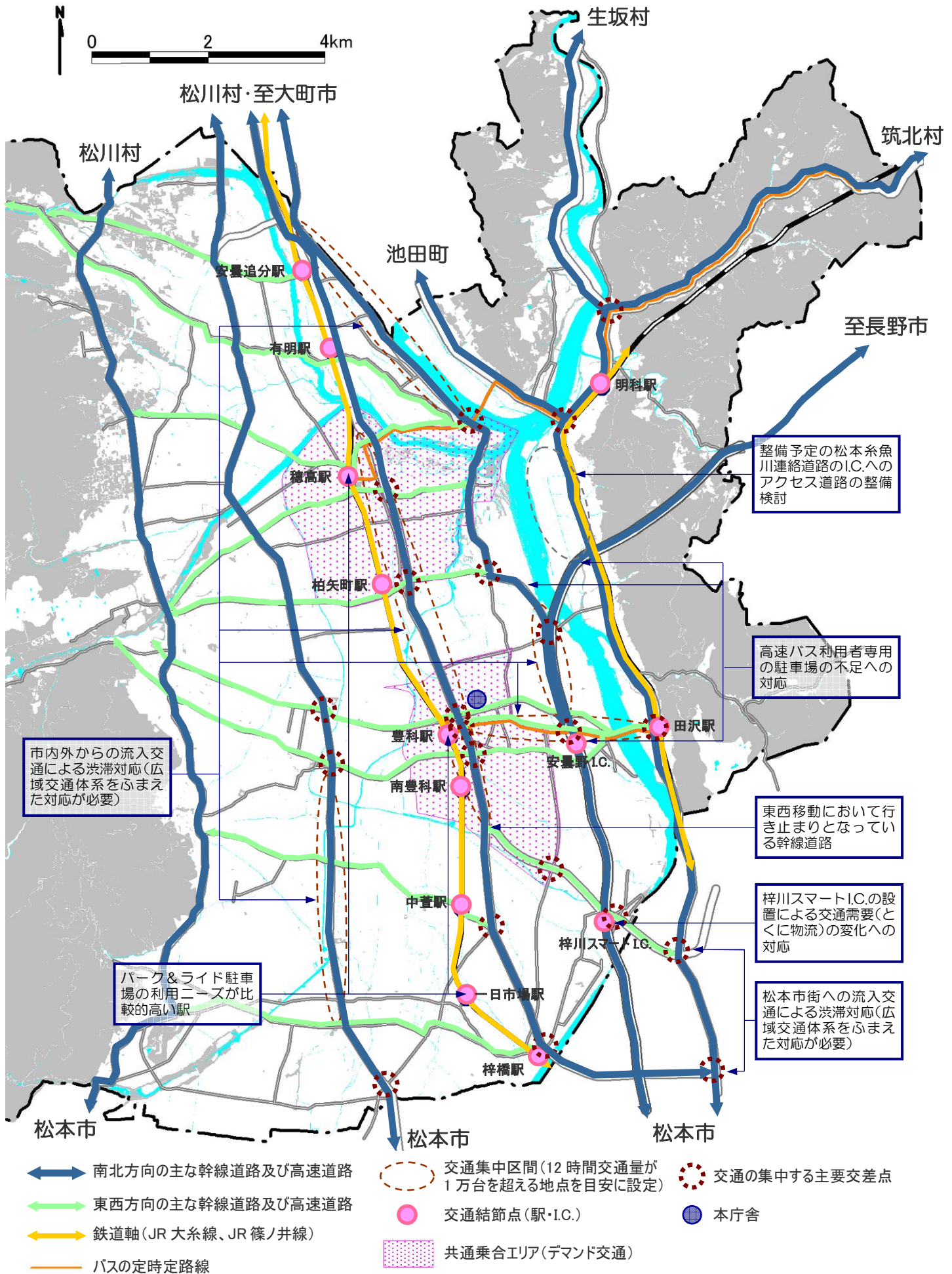


図 まちの骨格となる道路網及び公共交通に関する現況・課題

3) 生活基盤

《現在の強み》

➤ 緑に恵まれた生活環境の良さ

- ・東西の山並み、まとまりのある耕地として保全されている農地、河畔林、屋敷林等様々な緑に囲まれた心安らぐ生活環境

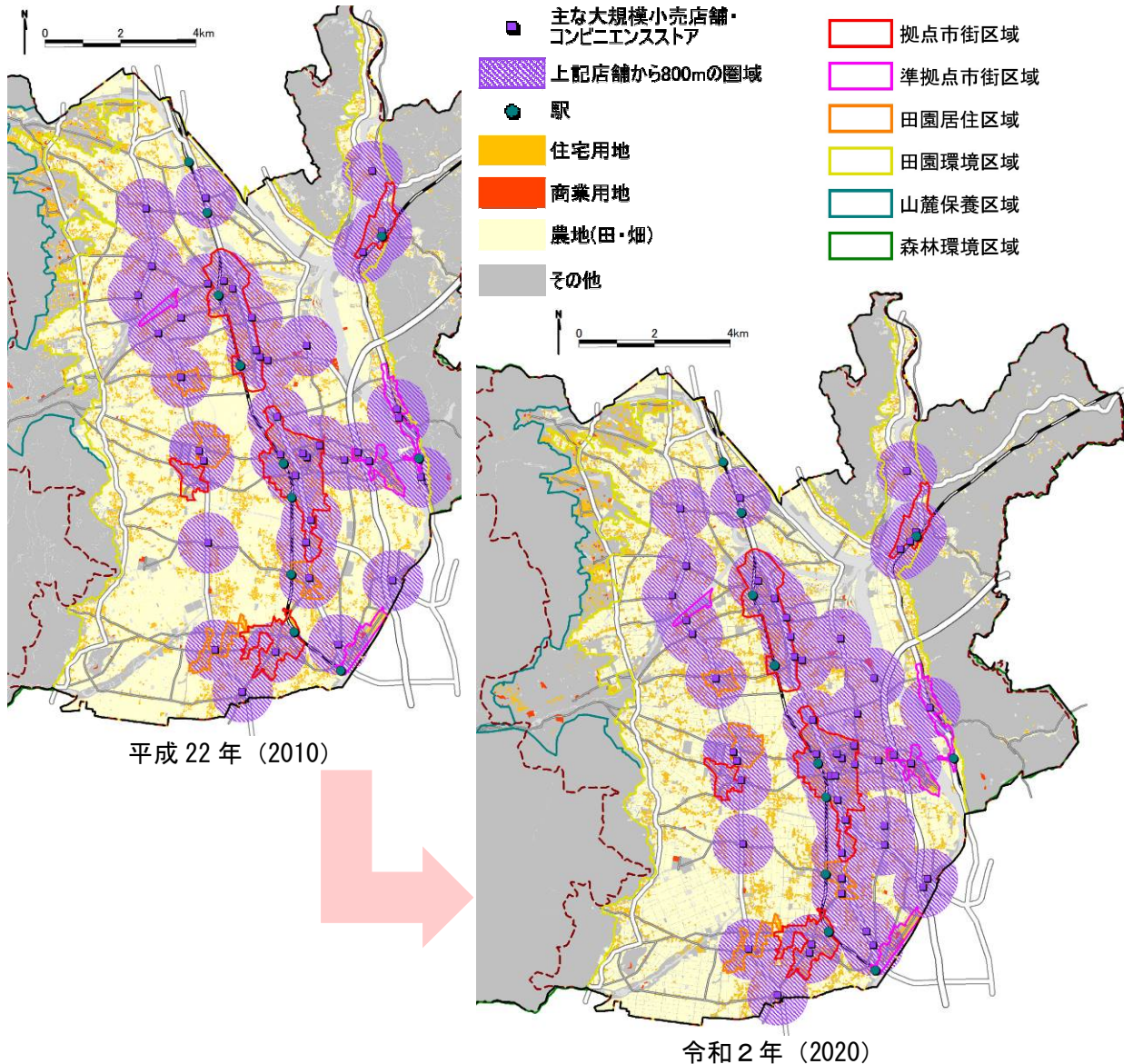


図 主な店舗の分布状況の変化

《今後の懸念・課題》

➤ 田園環境の暮らしやすさに対する市街地の魅力の明確化

- ・大規模小売店舗やコンビニエンスストア等、生活に必要な施設が全市的に暮らしの場から程近い距離にある便利さ（市民アンケートにおける自宅周辺や地域で不足する施設の問いでは「特にない」が最多で約 44%）が田園環境でも享受できている一方で、市街地内での生活の魅力が見えにくい現状

➤ 田園や里山の生活文化を支える人材やコミュニティの維持継承

- ・生活環境を良好な状態に保つコミュニティ活動の継続
- ・良好な景観をつくり出している屋敷林や集落で継承されてきた伝統文化の保全

4) 産業・観光

《現在の強み》

➤ 県内有数の製造業

- ・県全体の7.9%を占める製造品出荷額（県内5位/77市町村：令和元年）

➤ 盛んな米生産、地域の特色を活かした産業

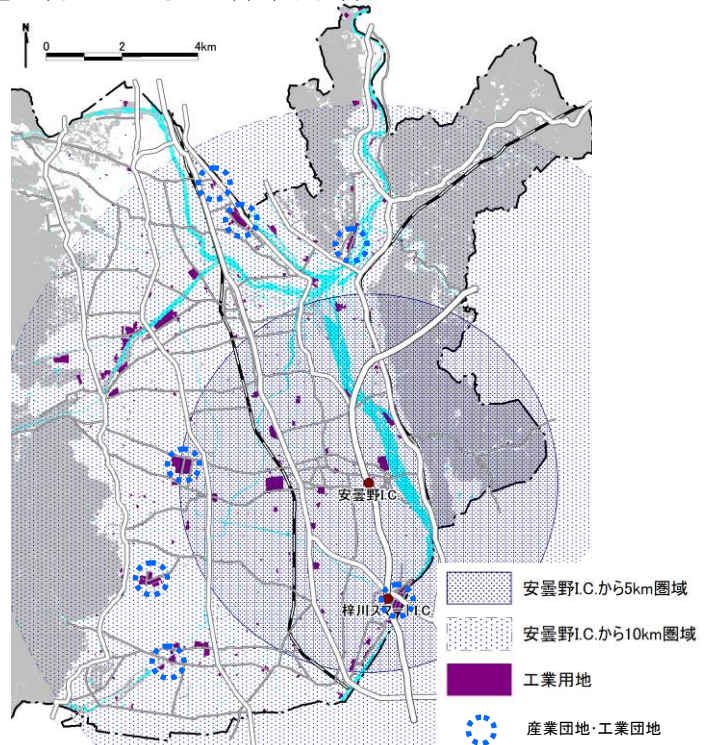
- ・全国有数の米の産地（県内1位/77市町村：令和元年）
- ・清らかで豊富な水を活かしたわさび生産、信州サーモン等の養魚
- ・肥沃な大地を活かしたりんご生産

➤ 人々の暮らしと自然が関わって生まれてきた様々な観光資源の存在

- ・水田やわさび畑、屋敷林、堰、山岳等の良好な景観や環境を基調にした集客施設（沿道休憩施設、飲食店、温泉付宿泊施設、美術館等）
- ・主な観光地における年間利用者数は延べ約500万人（令和元年）

➤ 高速道路へのアクセスの良さ

- ・市内の大半の区域が安曇野 I.C. から10km 圏内



《今後の懸念・課題》

➤ 新たな事業所用地の不足(企業の進出ニーズへの迅速な対応)

- ・既存の産業団地、工業団地内の空き用地の不足、周辺農地の転用不適

➤ 観光資源でもある農地の保全

- ・農家の担い手の不足と高齢化の進行に伴う営農継続への不安
- ・山麓・山間部における野生鳥獣による農作物被害の多発

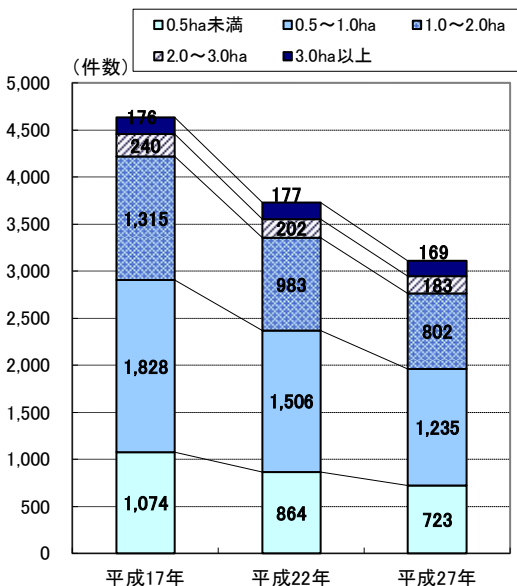


図 農家の件数推移

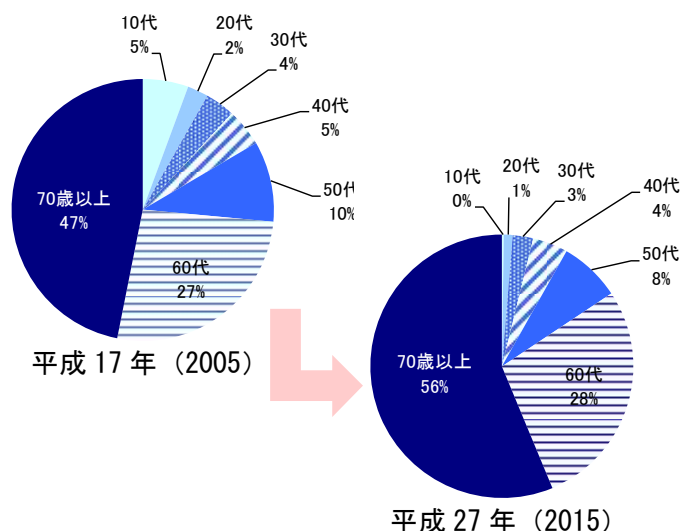


図 農業就業者の年齢構成の変化

5) 防災

《現在の強み》

➤ 避難・復旧を進めやすい条件、延焼防止機能を有する農地等の存在

- 全体的に建物が低層で、建物密集地が比較的少ない
- 農地を含め、オープンスペース（開けた空間）の多さ

《今後の懸念・課題》

➤ 様々な自然災害への対応

- 市内全域で大規模な被害が想定される糸魚川ー静岡構造線上の地震
- 土砂崩れや土石流に伴う土砂災害の危険性のある東西の山麓・山間部、一部犀川以東の市街地と土砂災害警戒区域の重なり
- 浸水等水害の危険性のある低地部（三川合流地帯、市内を流れる複数の河川や水路の周辺部）にある都市的土地利用（一部市街地を含む）
- 各種災害ハザードマップの存在・内容の周知
- 近年多発する集中豪雨等想定を超える災害の可能性

➤ 密集市街における建築物の老朽化

- 地震発生時に家屋の倒壊や同時多発的な火災の発生、延焼被害の拡大等の懸念
- 土地建物の所有形態の複雑さ等により進まない市街地の再整備

➤ 避難場所の不足・避難施設の老朽化

- 市街地・集落の分布や規模にみる避難場所の不足
- 避難施設の老朽化の進行、耐震化対応（指定緊急避難場所使用可率：87%）

➤ 緊急輸送路の不足

- 東西方向で緊急輸送路に位置付けられているルートが1路線のみ

想定地震（活断層）の位置



	長さ (km)	マグニチュード [※]	
		Mj	Mw
①	58	7.8	7.1
②	84	8.0	7.1
③	66	7.9	7.2
④	150	8.5	7.6
⑤	79	8.0	7.3
⑥	60	7.8	7.2
⑦	40	7.5	6.9
⑧	47	7.6	7.0
⑨		8.0	8.0
⑩		9.0	9.0

資料：安曇野市地域防災計画（令和元年度修正版）

※気象庁マグニチュード（Mj）とモーメントマグニチュード（Mw）について、断層による内陸の地震は、断層の長さ（推定）から気象庁マグニチュード（Mj）を算出している。その後、その断層の長さを用いて震源（波源）断層モデルを作成し、モーメントマグニチュード（Mw）を求めている。

図 本市において大規模な地震が想定される活断層の位置

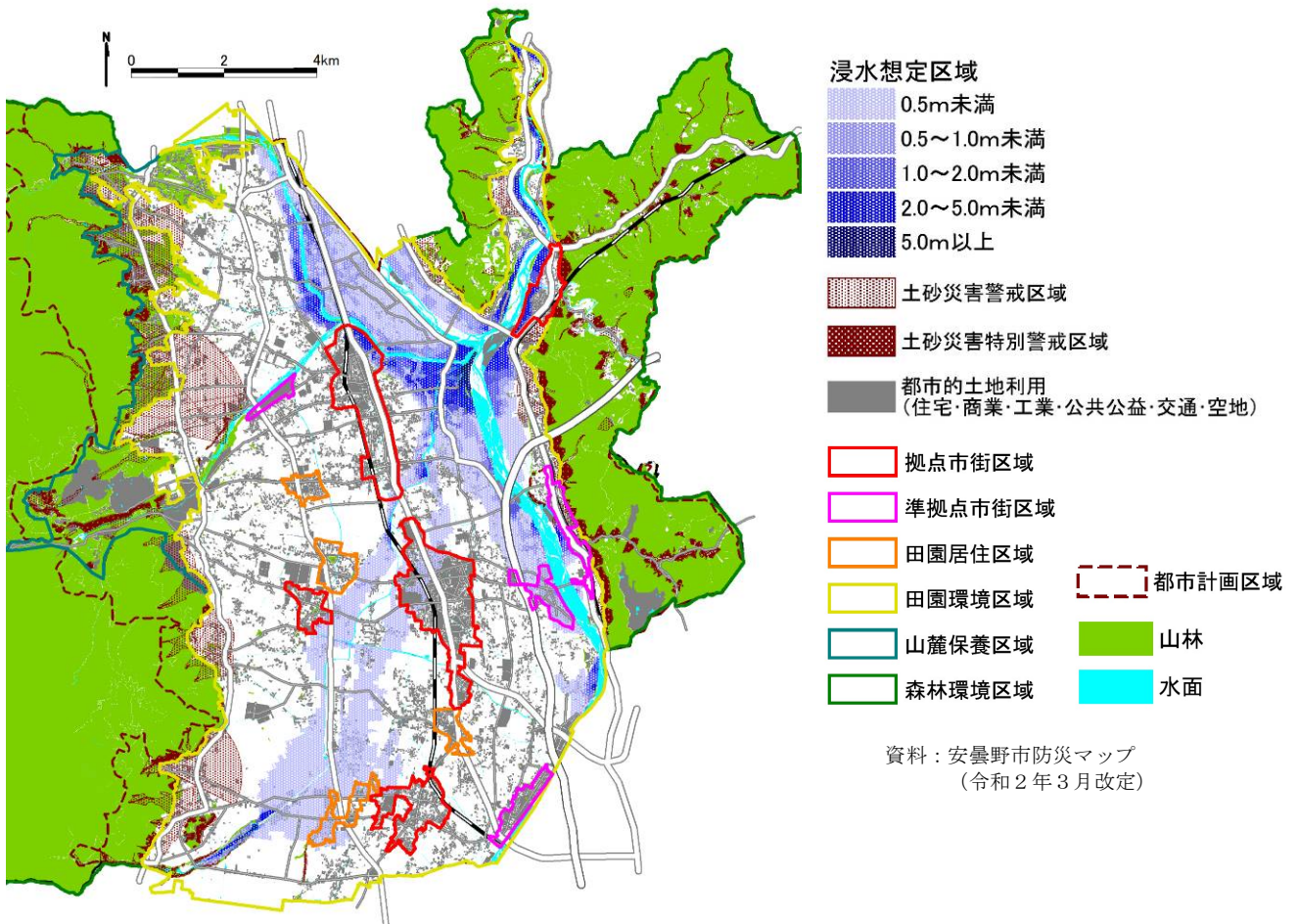


図 水害・土砂災害の危険性

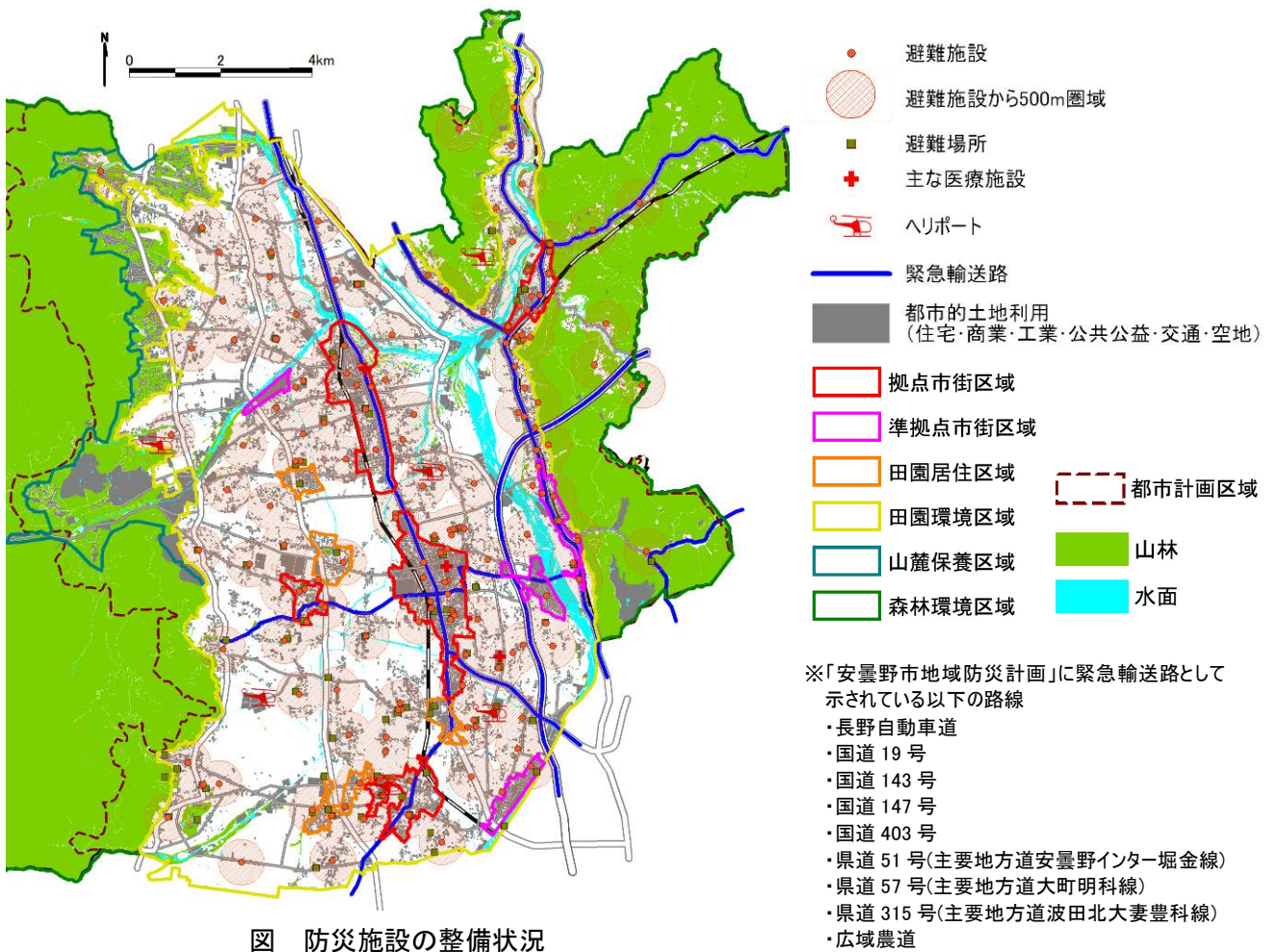


図 防災施設の整備状況

2.5 今後のまちづくりの方向性

前項までに整理した現状・課題に加えて、社会情勢の変化や社会の要請をふまえて、今後のまちづくりの方向性を以下にまとめます。

■持続可能な社会の構築

- ・地球温暖化の緩和（CO2削減）
- ・生物多様性の保全
- ・資源枯渇への対応（再生可能エネルギーの活用）

■人口急減・超高齢化社会の到来

- ・年少人口と生産年齢人口の漸減
- ・景気低迷による税収減や社会保障費の増加に伴う財源不足
- ・令和7年には団塊の世代が後期高齢者層に突入（2025年問題）
- ・運転免許返納者の増加

■自然災害の頻発化・激甚化

- ・大規模な地震災害への対応
- ・異常気象による集中豪雨（それに伴う土砂災害や水害）

■社会資本の老朽化

- ・建設後50年以上経過する施設の割合の加速度的な増加
- ・維持管理・更新費の増大
- ・社会資本ストックの有効活用

■第4次産業革命（Society5.0社会）

- ・人工知能（AI）やIoT（インターネットによる人とモノのつながり）
- ・自動化やロボット化の進展
- ・ビッグデータの活用

■真の観光立国の実現

- ・外国人旅行者の増加に伴う地域独自の文化、資源への関心の高まり
- ・「モノ消費」から「コト消費」への移行

■生活様式の変化

- ・ウィズコロナ・アフターコロナの社会変化への対応
- ・テレワークやサテライトオフィス等働く場・働き方の多様化

現状・課題

今後のまちづくりの方向性

- 北アルプスの山並みを背景にした良好な景観の保全・継承
- 農地や屋敷林、里山林、人工林等の暮らしや産業に密接に関わる優良・有用な自然的資源・資産の維持・継承
- 持続可能な開発目標（SDGs）やゼロ・カーボン2050の達成への寄与

- 将来の人口規模や年齢構成もふまえた居住誘導と適正な立地コントロール（多様な居住ニーズへの適切な対応）
- 空き家や空き地等の低未利用地の適正管理と有効活用
- 既存の都市基盤の適切な維持管理と長寿命化、更新による機能向上
- 駅や市街地へのアクセスのしやすさの確保

- 地域資源を活かし、新規雇用や地域の活性化に資する企業の受入体制の強化
- 多様な企業の進出ニーズや働き方への対応
- 高速道路や幹線道路などの交通網や立地条件を活かした産業振興
- 良好な景観や環境と産業との調和

- 多様な自然災害の頻発化・激甚化への対応力の強化（減災の視点や、災害発生時、復旧・復興の段階ごとの対応等）
- 災害リスクを考慮した立地コントロールや公共施設等の適正配置
- 歩行者や自転車安全かつ快適に移動できる交通環境の整備
- AIやIoT等の先進的技術の有効活用

- 水や緑、歴史・文化、景観、観光施設等、多彩な地域資源の活用
- 良好な景観や環境の維持管理や創出に資する地縁コミュニティの継承や新たなコミュニティの創出
- 地域住民による主体的なまちづくりの推進

社会情勢の変化や社会の要請

第 3 章 まちづくりの将来像

本章では、前章に整理した現状・課題をふまえ、まちづくりの目標、基本方針及び将来目指すまちの基本構造を定めて、向こう 20 年先を見据えた 10 年後のまちづくりの将来像を示します。

第3章 まちづくりの将来像

3.1 まちづくりの目標

「安曇野の豊かな歴史や文化、自然環境・景観を守り、暮らしやすさと産業発展のバランスが取れた田園都市づくり」という本市建設の目的を市民の暮らしの発展や産業振興の視点から捉え、まちづくりの目標を定めます。

山岳と田園が育むよさを大切にし、 暮らしやすさをみんなで共有・継承できるまち



美しい山岳と豊かな田園、その良さにひかれて暮らす人・訪れる人、その環境を活かし、働く人等、外から人が多く集まることで発展してきた本市は、いまある良好な環境を大切にしながら、活かし育てていく「発展の好循環」をこれからも継続できるまちを目指します。

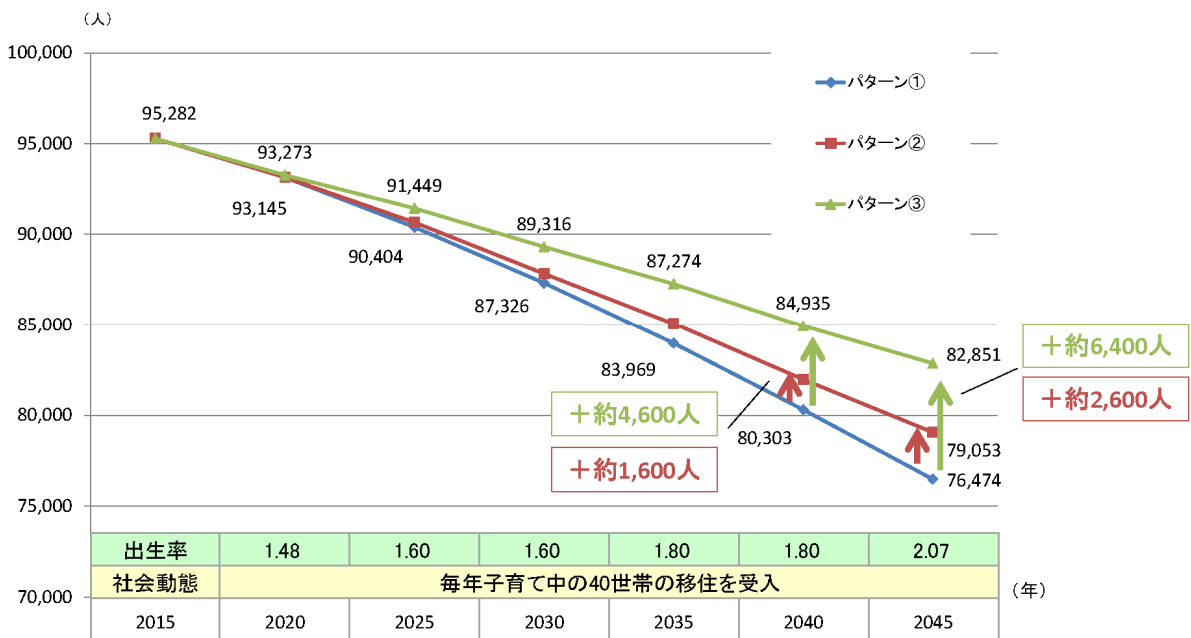
3.2 将来人口のあり方

本市の人口は、近年の少子高齢化の影響により減少傾向に入っており、今後もこの減少は続いていくものと予測されています。

まちづくりの目標を実現するためには、一定の人口を維持していくことは必要不可欠で、安曇野市人口ビジョン〔第2版〕では、出生率の向上による自然動態の改善と移住者増等による社会動態の改善によって、人口減少に歯止めをかけ、安定的な人口規模の確保と人口構造の若返りを目指す方向性が示されています。

これをふまえ、本計画における将来人口のあり方を以下のように定めます。

良好な環境を保ちながら、この地で暮らしたい人や産業を適正に受け入れ、できる限り人口減少の抑制を図ります。



	パターン①	パターン②	パターン③
社人研推計値	社人研推計値	社人研推計値 + 自然動態改善	社人研推計値 + 自然動態改善 + 社会動態改善
自然動態改善		国の長期ビジョンにおける推計条件*を参考に、本市における出生率の推移を鑑み、出生率目標を2025年1.6、2035年1.8、2045年2.07とする。	
社会動態改善		2020年以降、毎年子育て中の40世帯の移住を受け入れる。	

※国の長期ビジョン（令和元年改訂版）では、「合計特殊出生率が上昇した場合」として、合計特殊出生率が2030年に1.8程度、2040年に2.07程度となった場合の推計を行っている。

資料：安曇野市人口ビジョン〔第2版〕

図 自然動態・社会動態が改善した場合の人口推計

3.3 まちづくりの基本方針

前項に示したまちの将来像、将来人口のあり方、さらには前章2.5に示した今後のまちづくりの方向性をふまえ、まちづくりの基本方針を5つ定め、これらに沿って将来のまちの構造を描きます。

山岳と田園が育むよさを大切に、暮らしやすさをみんなで共有・継承できるまち

現状・課題、社会情勢の変化や社会の要請をふまえたまちづくりの方向性

- 北アルプスの山並みを背景にした良好な景観の保全・継承
- 農地や屋敷林、里山林、人工林等の暮らしや産業に密接に関わる優良・有用な自然的資源・資産の維持・継承
- 持続可能な開発目標（SDGs）やゼロ・カーボン2050の達成への寄与

- 将来の人口規模や年齢構成もふまえた居住誘導と適正な立地コントロール（多様な居住ニーズへの適切な対応）
- 空き家や空き地等の低未利用地の適正管理と有効活用
- 既存の都市基盤の適切な維持管理と長寿命化、更新による機能向上
- 駅や市街地へのアクセスのしやすさの確保

- 地域資源を活かし、新規雇用や地域の活性化に資する企業の受入体制の強化
- 多様な企業の進出ニーズや働き方への対応
- 高速道路や幹線道路などの交通網や立地条件を活かした産業振興
- 良好な景観や環境と産業との調和

- 多様な自然災害の頻発化・激甚化への対応力の強化（減災の視点や、災害発生時、復旧・復興の段階ごとの対応等）
- 災害リスクを考慮した立地コントロールや公共施設等の適正配置
- 歩行者や自転車が安全かつ快適に移動できる交通環境の整備
- AIやIoT等の先進的技術の有効活用

- 水や緑、歴史・文化、景観、観光施設等、多彩な地域資源の活用
- 良好な景観や環境の維持管理や創出に資する地縁コミュニティの継承や新たなコミュニティの創出
- 地域住民による主体的なまちづくりの推進

良好な環境を保ちながら
この地で暮らしたい人や産業の
適正な受け入れと人口減少の抑制

§方針1

雄大な山岳景観と豊かな
田園風景を未来に継承で
きるまちづくり

§方針2

都市機能の秩序ある集約
と有機的な連携による持
続可能なまちづくり

§方針3

産業の継続的な発展を持
続できるまちづくり

§方針4

安全で安心して快適に過
ごせるまちづくり

§方針5

各地域・地区の個性を活か
して魅力を引き出す協働
のまちづくり

§方針1 雄大な山岳景観と豊かな田園風景を未来に継承できるまちづくり

本市は、雄大な北アルプスの山岳景観と先人たちの努力によってつくられた豊かな田園風景（農地、縦横に流れる堰や河川、屋敷林等の緑に囲まれた集落等に育まれた景観や自然環境）に恵まれています。そうした環境での比較的便利な生活のなかに、住み心地のよさを実感することができます。

したがって、良好な景観や環境に配慮するとともに、自然環境の有する多面的機能を上手に活かしながら、法令等による適正な保全を図ります。

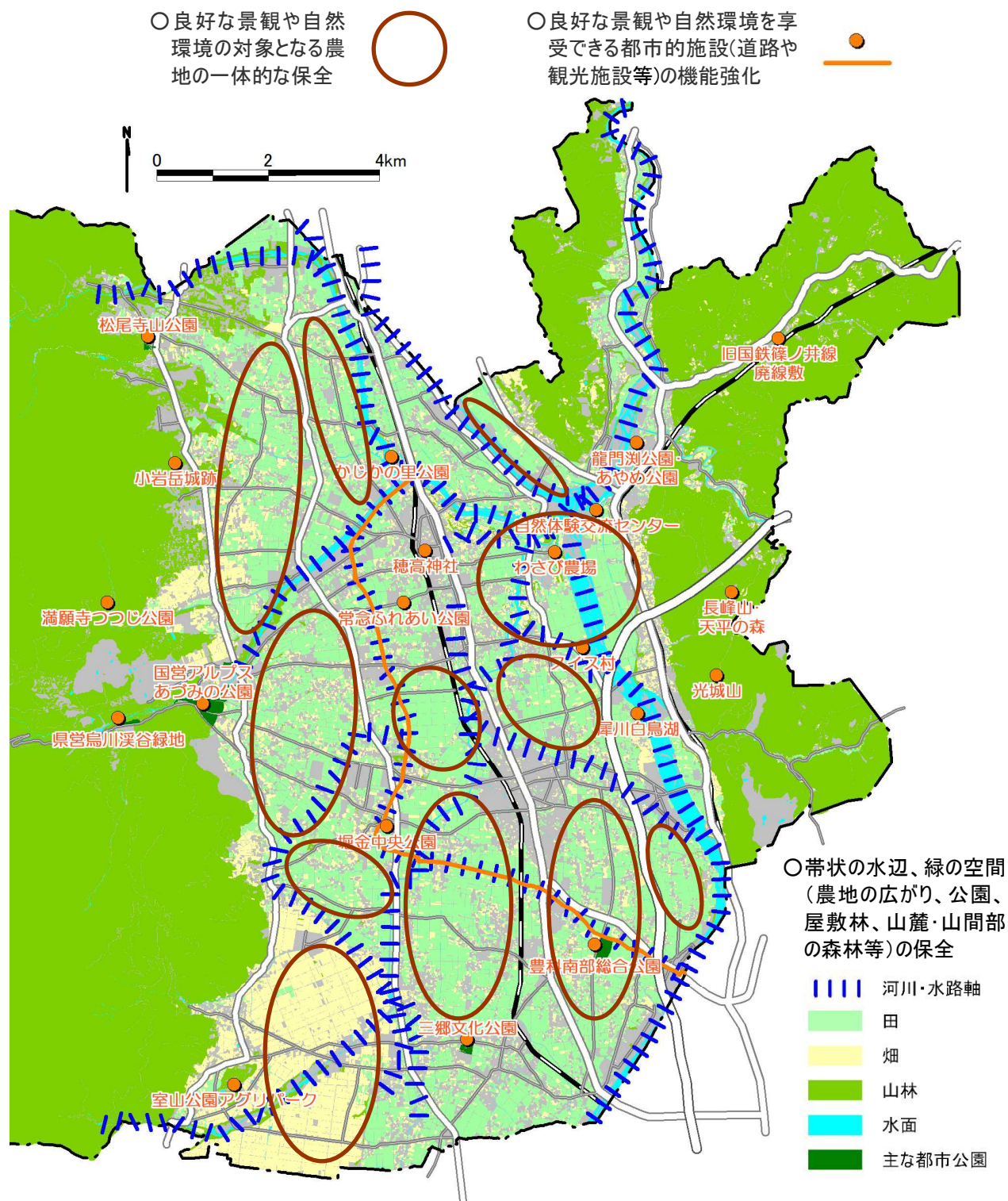


図 まちの基盤となる良好な環境の構成要素



コラム 安曇野の緑と水

■壁のように連なる緑

安曇野の良好な田園風景を構成する主要要素としては、山並みと水田の広がり
が挙げられますが、その風景をより自然の風合いに引き立てているのが、屋敷林
や河畔林、水路沿いの木々等からなる「緑の連なり」です。

水田の広がりだけでは、奥に広がる集落や建物、市街地等が見えてしまいま
すが、この「緑の連なり」が人工物を程よく隠すことによって、背景の山並みとな
じむ、調和のとれた景観をつくり出しています。

安曇野の発展を支えてきた田園風景をまちづくりに活かしていくためにも、
「緑の連なり」に配慮した環境形成が重要になります。



■市内をめぐる水

安曇野の田畑を潤す水は、先人たちの努力で、市内を巡るように整備されて
きたものです。田園に限らず、市街地内を貫く形で水が流れており、場所によ
っては、川沿いの道路が市民の散歩や通学のルートとして活用されています。

このような堰等の流れに沿った緑も含めて、一体的に保全・活用したまちづ
くりを進めることで、市民の住み心地のよさをより高めることにより、来訪者
にアピールできる資源になります。

また、捨ヶ堰沿いには自転車道路が整備されており、既存の公園等とのつな
がりをもった環境づくりが求められています。



今後のまちづくりにおいて、上記に示す緑の連なりや水のつながりを活かして、ま
ちの基盤となる良好な環境の構成要素を前ページに明記しました。

§方針2 都市機能の秩序ある集約と有機的な連携による持続可能なまちづくり

人口減少時代を迎え、今後のまちづくりでは、既存市街や集落の外側への拡散防止のみならず、内側の低未利用地の増加や将来の低密度化に対応して、既存の都市基盤や土地の有効活用と適正な維持管理を図り、できるだけコンパクトに都市機能を集約していくことが求められます。

したがって、とくに駅や学校、主要な買い物拠点等の都市機能を担う主要な施設が集積する5つの拠点市街への居住人口の集約を重視し、各市街で不足する機能は道路・交通網や情報ネットワークを強化して、相互に補完し合える関係を築き、持続可能なまちづくりの推進を図ります。

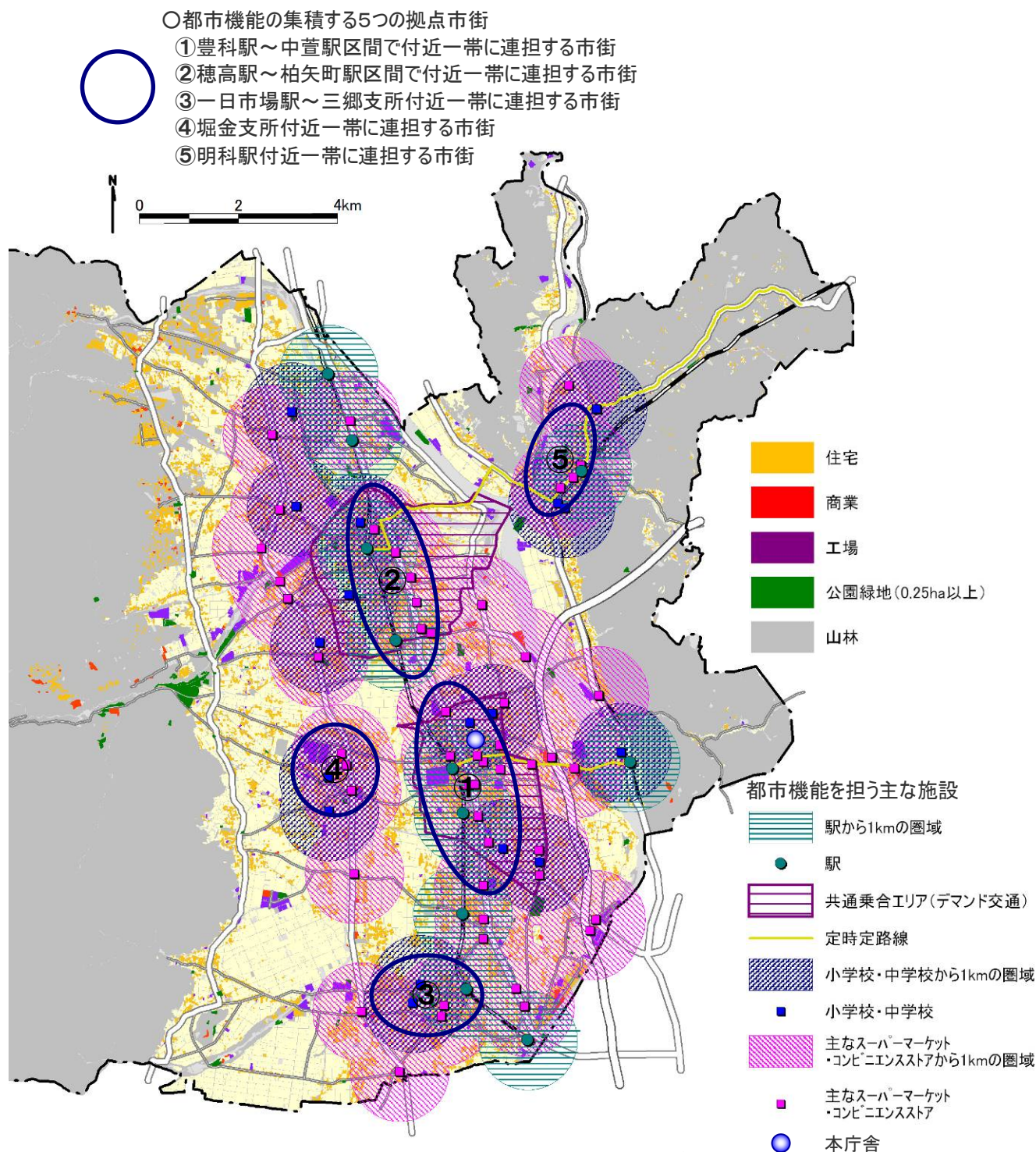


図 都市機能を担う主な施設の分布

前ページに示した都市機能を集積する5つの拠点市街の有機的な連携を図るために、道路と鉄道を交通基幹軸として以下のように位置付け、まちづくりの骨格とします。

南北方向は、広域交通上も主要な役割を果たしている道路5路線と鉄道2路線を基幹軸とし、東西方向は、両端を明確に結ぶ既存路線が少ないなかで、拠点市街を介して南北をつなぐ3路線を基幹軸とします。

さらに、これら南北東西の基幹軸のうち5つの拠点市街をつなぐ路線を「都市機能の相互の補完・連携のための循環軸」として位置付け、災害時にも有効に機能するよう、重点的な機能強化を図ります。

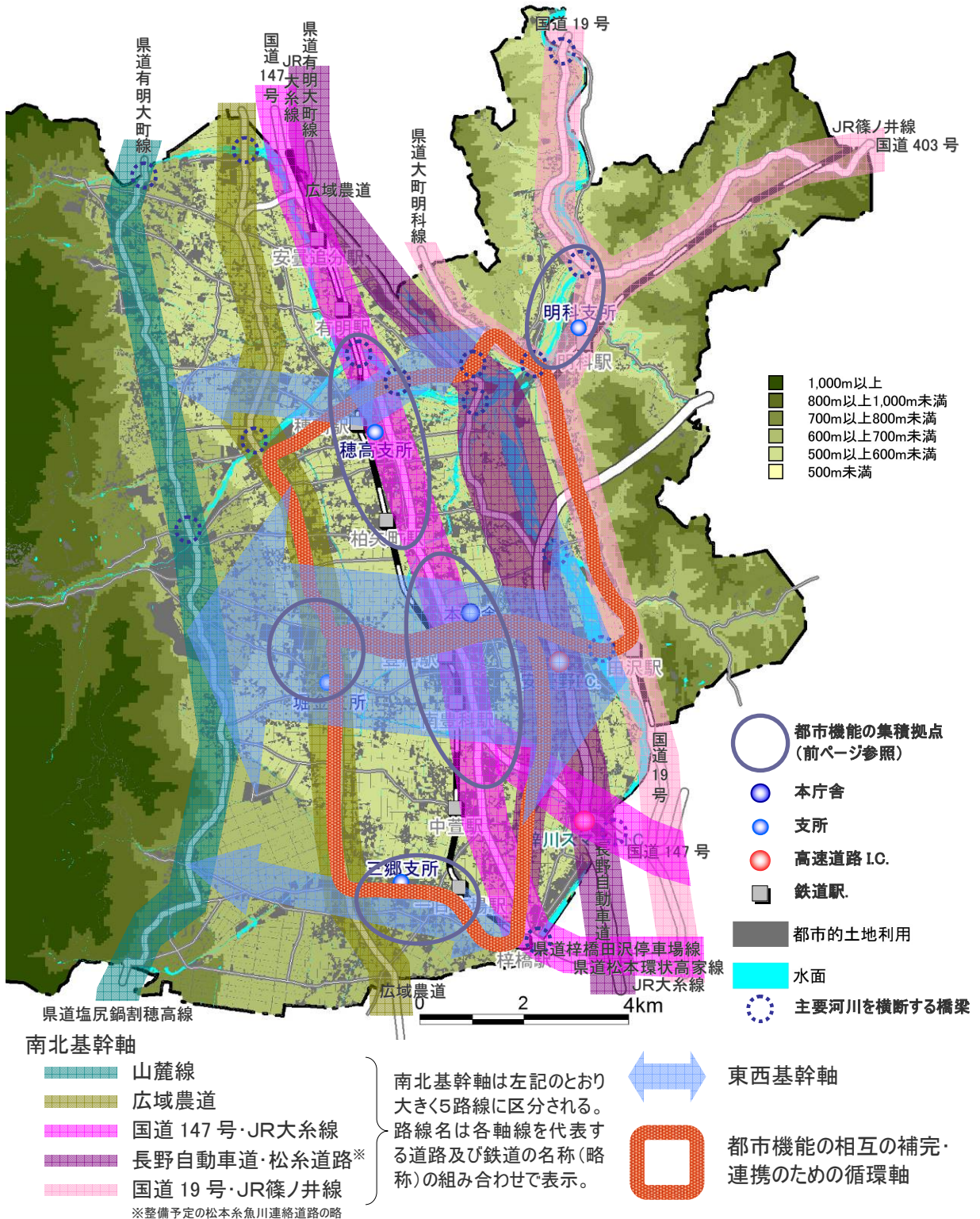


図 まちづくりの骨格を形成する交通基幹軸

§方針3 産業の継続的な発展を持続できるまちづくり

本市では、農林水産業、商工業、観光業等の各産業が、安曇野の魅力と深く結び付いてバランスよく発展してきました。しかし近年は、担い手不足や高齢化等の課題に直面している事業者も多く、特に農業については経営基盤強化や経営持続化への更なる支援や、優良農地の保全が必要となっています。

また、将来の目標人口の達成や地域経済の活性化、市民の暮らしや市財政の安定化を図るためには、特産品のブランド化や既存事業の高付加価値化といった競争力の強化や、新たな企業や事業所の誘致が求められています。

誘致にあたっては、既存の、あるいは松本系魚川連絡道路等今後整備が予定されている幹線道路等のインフラを活かし、美しい田園風景や農林水産業と調和が図られる場所に、新たな事業用地の確保・誘導を進める必要があります。

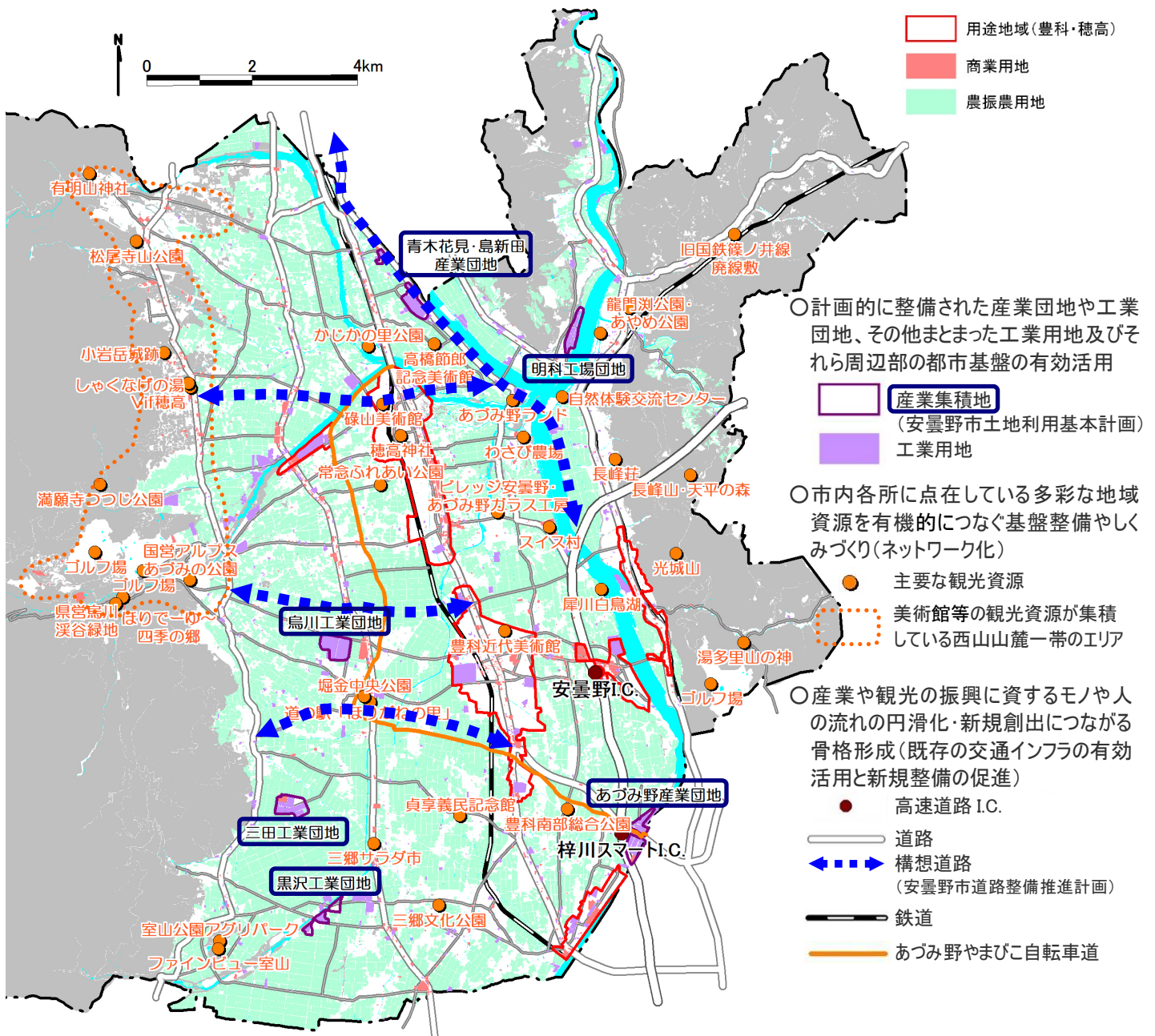


図 産業や観光の振興のための都市基盤・施設の活用・整備の展開

<指針>新たな事業用地の確保・誘導に対する市の考え方

新たな事業用地については、一定の都市基盤整備の整った既存の産業団地、若しくは工業団地又はこれらの隣接地に確保・誘導を図ることが、本市の都市づくりにおける基本的な考え方（方針）です。一方で、実際にこの方針に沿った場所に事業用地を確保・誘導するための適地不足から、企業等の進出ニーズに十分応えられない場合は、田園産業都市づくりの可能性を摘んでしまうことにもなりかねません。

また、松本系魚川連絡道路のルート帯決定に伴い、産業振興の観点からこの整備効果を活かした都市づくりを考えるとありますが、松本系魚川連絡道路やこれに関連する道路の具体的な進捗にはまだ時間を要するところで

す。以上のことをふまえて、今後産業団地、工業団地等事業用地として考えるゾーンを検討していくこととし、今回の改正にあたっては特に規模の大きな事業用地を念頭に、その用地の確保・誘導に際し、都市づくりの観点から留意すべき視点とこれに基づく判断の目安を以下に示します。

視点1 良好な田園環境や豊かな自然環境との調和

- ①田園環境との調和が図られる場所であること。とくに良好な田園風景の視点場は避け、その視対象となる場合は、形態的な面も含めて景観に配慮した事業計画であること。
- ②文化的、歴史的環境、あるいは保護されるべき自然環境を有する場所でないこと。

視点2 既存インフラの有効活用や高速交通ネットワークへのアクセス

- ①既存の産業用地や工業団地等の産業集積地又はこれらに隣接した場所であること。隣接した場所でない場合は、幹線道路に隣接し、かつ、以下②の要件を満たす場所であること。
- ②高速道路（高規格道路）の出入口へのアクセスが容易（目安：10分圏域）であること。並びに既存の、あるいは新規に整備が見込まれるアクセス道路が片側1車線以上で、大型自動車の通行に支障がないこと。また事業用地周辺で、歩行者等の安全が確保されること。

視点3 暮らしとの調和及び周辺住民の理解

- ①住環境への影響が少ない場所であること。あるいは住環境に配慮した事業計画であること。また、暮らしとの調和について周辺住民の理解が得られる事業計画であること。

視点4 他の法令等との整合

- ①農林水産業の振興のための法令・施策・事業等、他法令等との整合が図られる場所であること。

<参考>第2次安曇野市工業振興ビジョンにおける工業振興の方針（一部抜粋・要約）

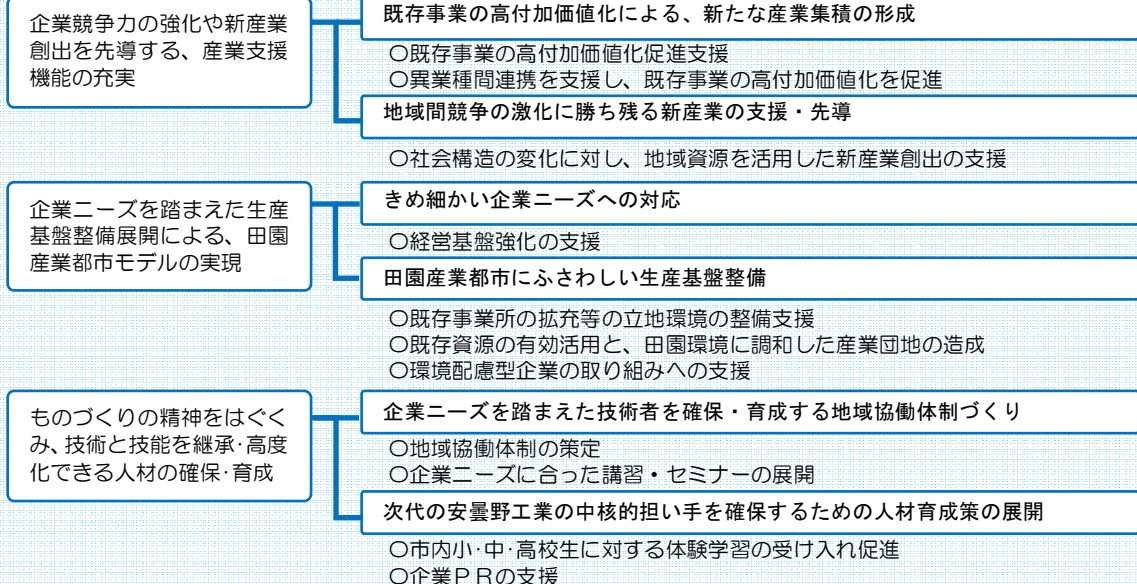
■基本目標

豊かな自然と技術の共生がリーディング企業を産み出す テクノパーク 安曇野
～先端技術あふれる田園産業都市をめざして～

■安曇野市工業の8年後の目標

地域間競争の激化に勝ち残るため、まずは市内中小事業者の経営基盤強化を行い、その上で、企業間、農商工、大学等の教育機関、研究機関との連携による新たな分野の開拓、新技術の開発による取引機会の拡大、及び「安曇野」というブランド名の全国・世界市場への展開を目指します。また、市は景観や地域の特性に即した企業の誘致に努め、地域資源の活用や市内の企業間の連携促進を図ります。さらに研究開発機能を促し、製品の高度化・高付加価値化に繋げることを目指します。

これらを実現し、多くの人をひきつける豊かな自然環境の中、次代の安曇野市工業を支える中核となる担い手を育てていきます。





令和2年3月策定 計画期間：令和2年度～令和9年度


§方針4 安全で安心して快適に過ごせるまちづくり

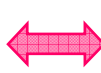
人口減少の抑制には移住者の呼び込みは不可欠で、そのためには、良好な環境を保ちつつ、より安全で安心して快適に暮らせる居住環境が必要です。

したがって、防災・減災、ハード・ソフトの両面から、想定外の自然災害にも適応できる安全なまちづくりと、高齢社会への対応や観光まちづくりの観点から、公共交通の利便性と歩行者や自転車の通行の安全性、快適性を高め、市民も来訪者も、安心と安らぎを享受できるまちづくりを進めます。

○まちの広がりや災害の危険箇所や防災拠点との関係及び安心して暮らせるまちづくりの観点から重点的に取り組むべき事項

  山地災害、水害等の被害が懸念される箇所の保全、居住地周辺の安全性の確保

 年数の経過した木造家屋が多い拠点市街の都市施設の再整備、道路計画の見直し

 5つの拠点市街と交通幹線軸、防災拠点施設を結ぶ輸送路の機能強化（水路、河川を横断する橋梁の耐震性の向上、道路の拡幅等）

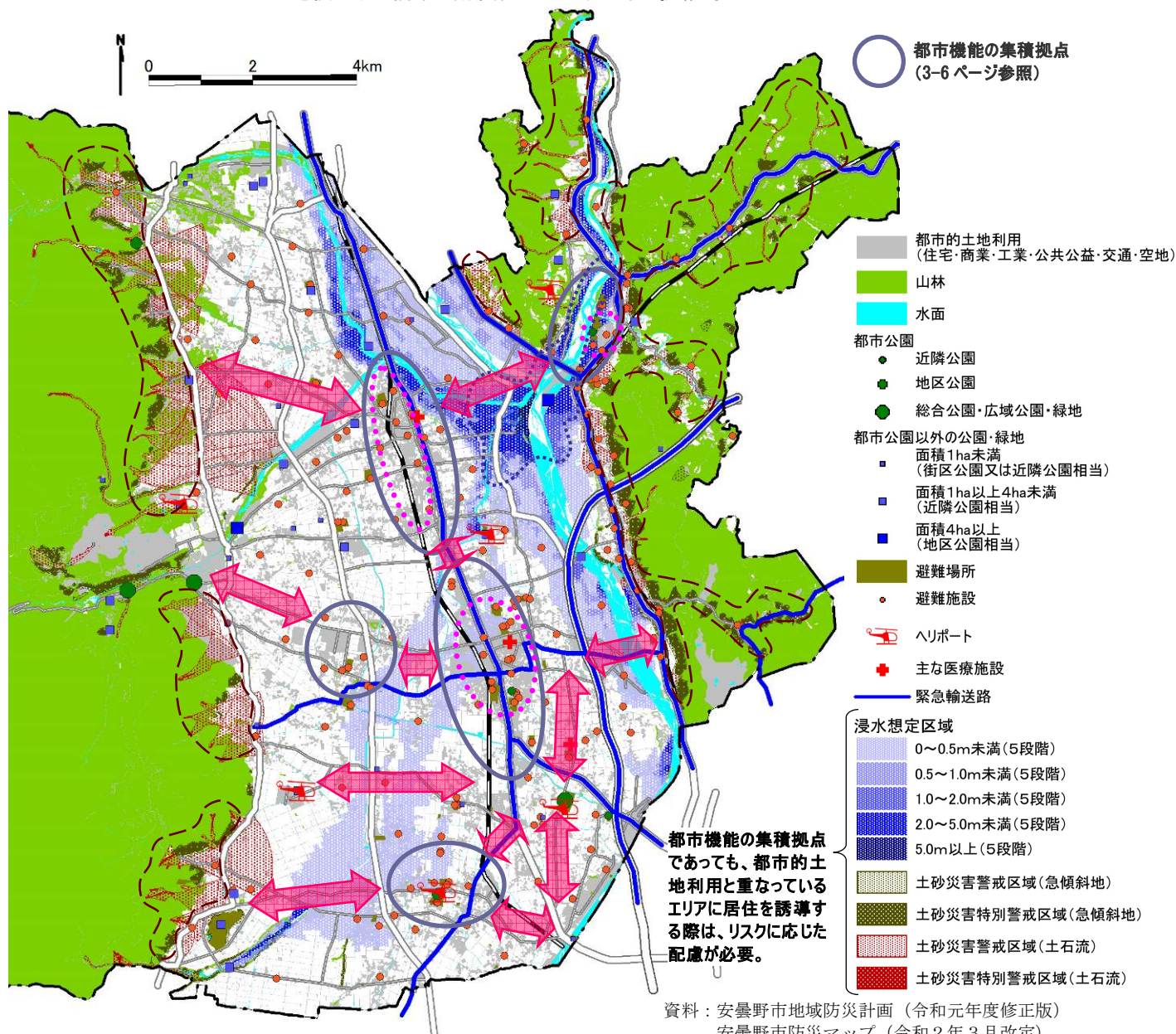
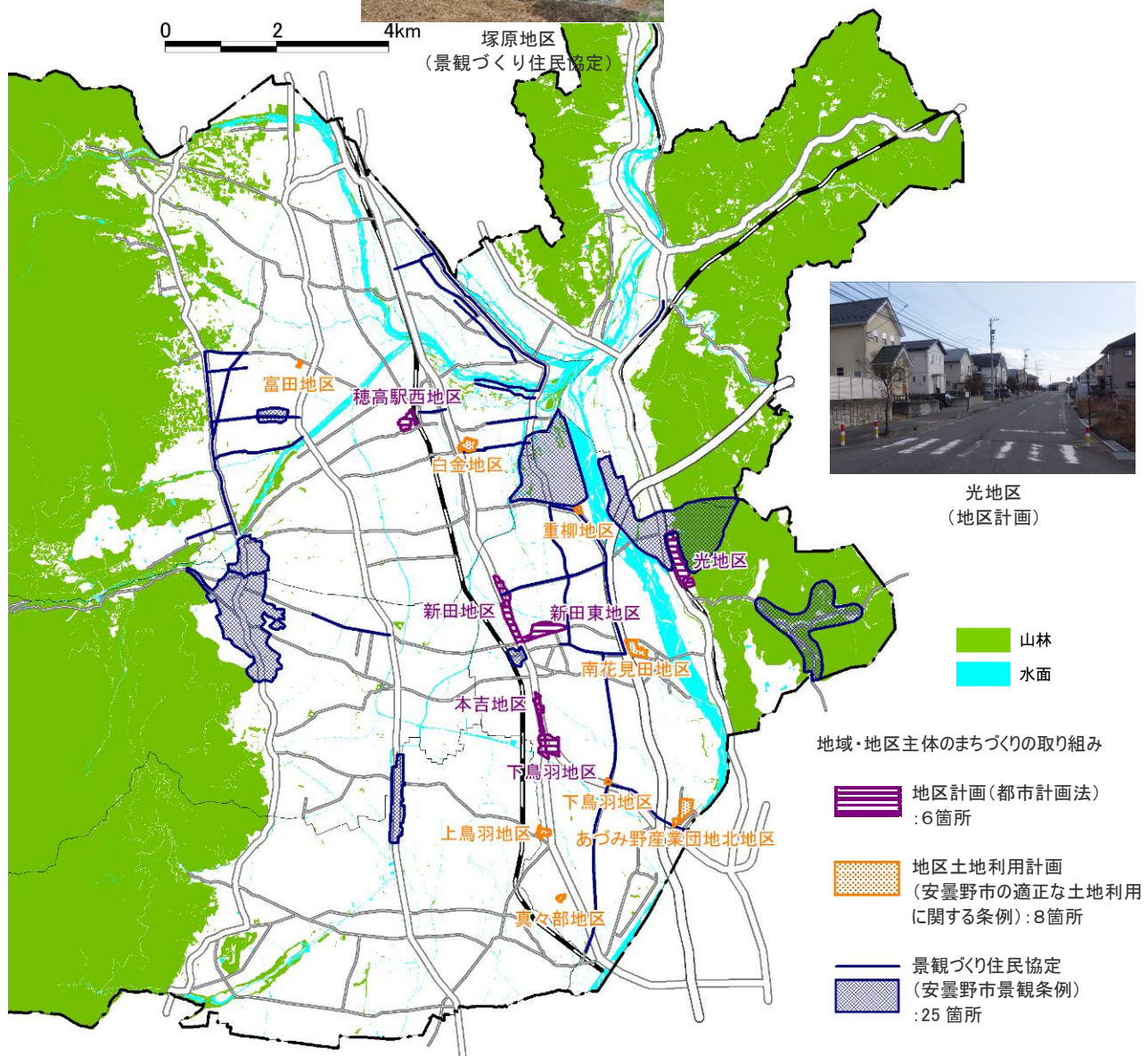


図 土砂災害及び水害の危険性と防災関連施設の整備状況

§方針5 各地域・地区の個性を活かして魅力を引き出す協働のまちづくり

本市は「安曇野」という1つの地域ブランドのもとにある一方で、行政区は5つの地域と83の区で構成され、それぞれに多彩な歴史的・文化的資源を有しています。そのため、都市機能の集約化を図りながらも、これらの資源を維持・継承するコミュニティや主体的な活動を支え、地域の個性を引き出し、磨いていくことも大切です。

したがって、各地域・地区等一定のエリアで、それぞれの場の特性や資源等を活かし、将来像を共有して、地域主体あるいは地域内外の多様な主体と連携して取り組むまちづくりの実践活動を推奨し、地域・地区の魅力を引き出す協働のまちづくりを推進します。



光地区
(地区計画)

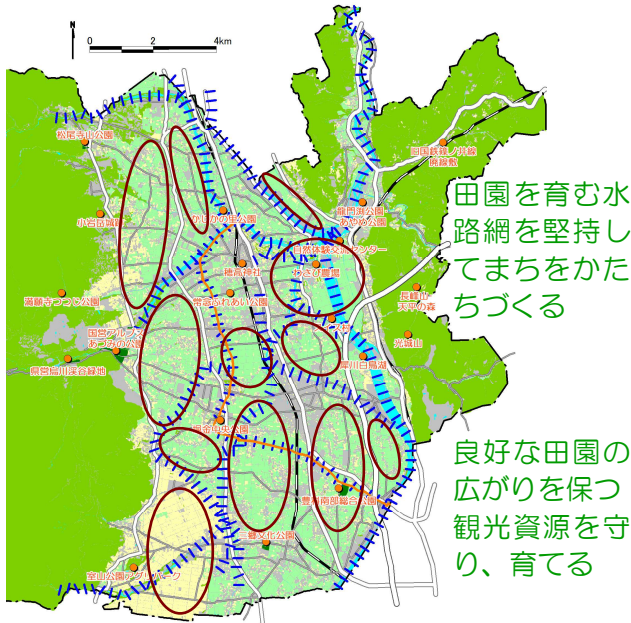
図 地区・地域が主体となっているまちづくりの取り組みエリア

3.4 目指すまちの基本構造

本市は各地域の大小の集落が集まり良好な環境や多様な文化を形成してきたまちであることをふまえ、「既存市街・集落周辺への集約重視のまちづくり」を目指し、まちの基本構造とします。

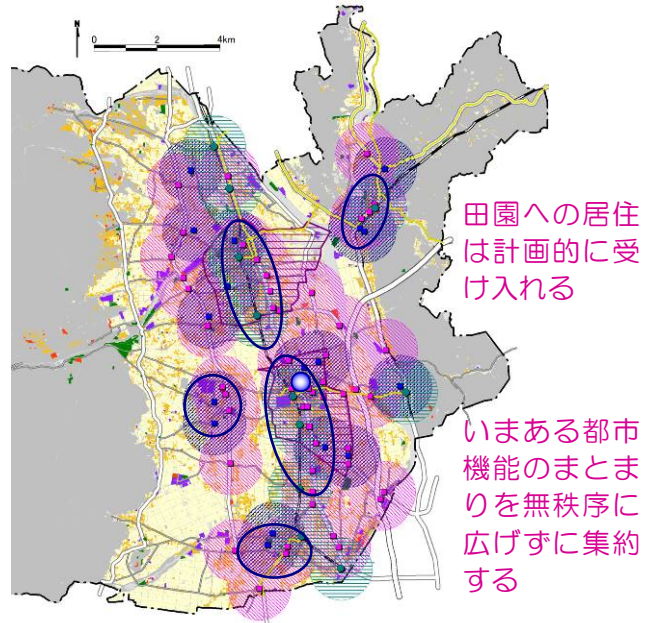
まちづくりの方針概念図

雄大な山岳景観と豊かな田園風景を未来に継承する



- 今後のまちづくりで環境の保全や配慮をとくに意識するエリアやライン
- |||||
-

都市機能の秩序ある集約と有機的な連携を図る

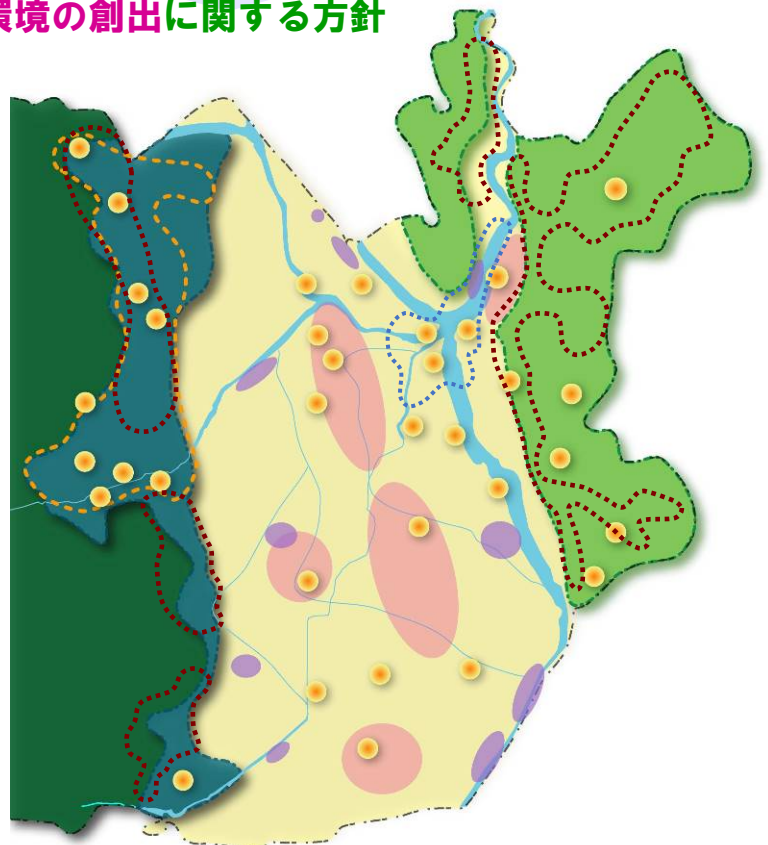


- 今後のまちづくりのなかで魅力ある環境の創出や集約を推進するエリア
-

既存市街・集落周辺への

良好な環境の保全・魅力ある環境の創出に関する方針

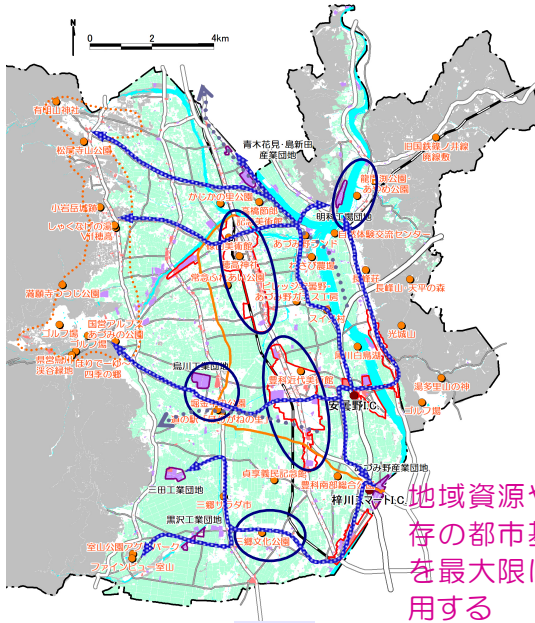
- 清らかな水、きれいな空気、冷涼な環境を育む山岳・森林の保全
- 土砂災害が懸念される山地の環境保全
- 水害が懸念される河川周辺の環境保全
- 農地が広がり、水路が縦横に巡る田園環境の保全
- 既存の集落の拡散防止
- 市街地内への都市機能の誘導・集約
- 市街地の魅力の創出
- 産業団地・工業団地と周辺環境との調和
- 計画的な産業用地の確保
- 美しい景観、豊かな水や緑、味わい深い歴史・文化等に育まれた観光資源の保全・活用



目指すまちのかたち まちの基本構造

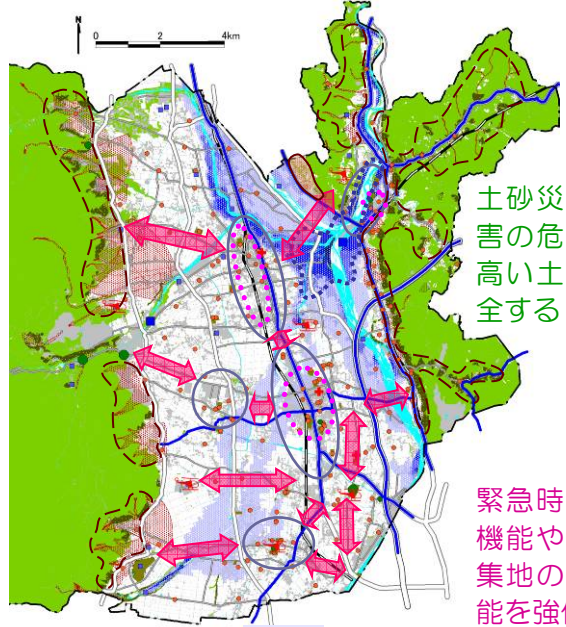
この基本構造を念頭に、暮らしの場である既存の市街・集落を維持しつつ、無秩序な都市の拡散を未然に防ぎ、山岳と田園が育む魅力を保つことでさらなる成長につなげていく「発展の好循環」を次世代に継承していきます。

産業の継続的な発展を持続し、各地域・地区で育まれた個性を活かす



地域資源や既存の都市基盤を最大限に活用する

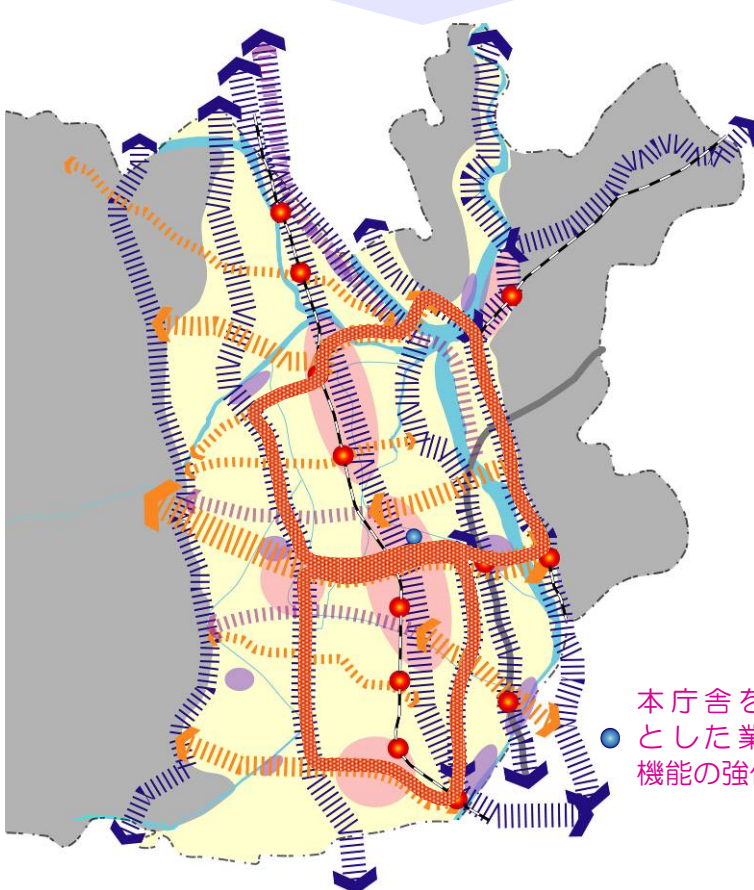
安全で安心して快適に過ごせるまちをつくる



土砂災害や水害の危険性の高い土地を保全する

緊急時の輸送機能や建物密集地の防災機能を強化する

集約重視のまちづくり



本庁舎を核とした業務機能の強化

まちの骨格の形成に関する方針

-  旧町村の中心市街への優先的な都市機能の誘導・集約
-  既存の産業団地・工業団地・工業系用途地域の内部及びそれらの周辺への新たな工場・事業所の誘導・集約
-  集落付近へ集約する形での居住ニーズの受け入れ
-  南北基幹軸として幹線道路の機能強化
-  広域の都市圏とをつなぐ高速道路の有効活用
-  東西基幹軸として幹線道路の機能強化
-  市街地間をつなぎ、循環する幹線道路の機能強化
-  新たな幹線道路の整備による基幹軸の機能強化
-  南北方向に走る2本の鉄道の有効活用

5つの拠点と新たな雇用の場を効果的につなげながら進める
既存市街・集落周辺への集約重視のまちづくり

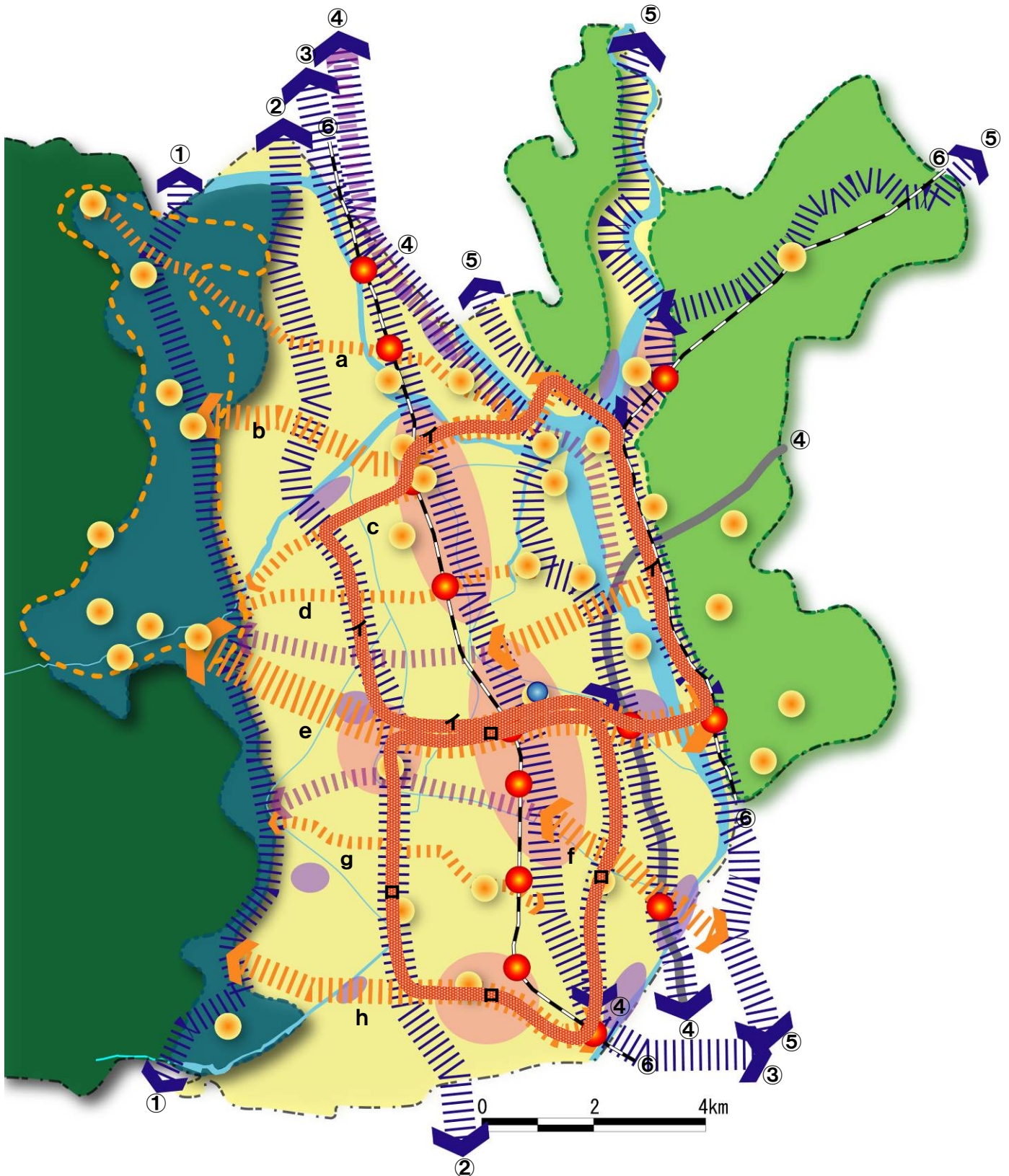




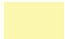
図 目指すまちの基本構造


についての基本的な考え方


■まちづくりの基盤となる環境（土地利用）


- **拠点市街地** 

都市機能の集約の拠点となる旧町村の中心市街
- **産業集積地** 

産業集約の核となる一定の都市基盤の整った工場、事業所の集積地
- **田園環境** 

広がりのある農地を保全していくことを基本として、その環境を著しく乱さない範囲で、新たな居住を受け入れ、集落の維持・継承を図る田園環境
- **西山山麓の森林環境** 

観光・保養地として、良好な森林空間の保全を図る西山山麓
- **東山山麓・山間部の森林環境** 


既存の居住とその周辺一帯の森林環境を保全する東山の山麓・山間部
- **山岳地帯の森林環境** 


北アルプスの峰々につながる森林環境を保全する山岳地帯


● 本庁舎 ● 観光拠点 □ 観光資源の集積エリア ■ 連続する水辺空間




■まちづくりの骨格（都市施設）


〔南北軸〕

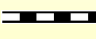
- ① **西山山麓基幹軸** 

北アルプスの山麓に連続する観光拠点や保養の拠点を結び、広域的な活性化につなげる幹線道路
- ② **田園集落基幹軸** 

市内の西側一帯に広がる田園集落における暮らしの環境を結ぶ幹線道路
- ③ **市街地基幹軸** 


都市機能の集積する2つの拠点市街（豊科・穂高）を結ぶ幹線道路
- ④ **広域交通基幹軸**   


大都市圏への広域的なつながりをもつ安曇野I.C.から南北方向に展開する幹線道路
- ⑤ **東山山麓・山間基幹軸** 




県内の拠点都市（北は長野市、南は松本市）へ接続する幹線道路
- ⑥ **鉄道軸** 


南北を結ぶ公共交通の基幹軸となる JR 大系線・JR 篠ノ井線


〔東西軸〕

- a, c, d **穂高地域補完軸** 

西山山麓を中心に各所に散在する観光資源を相互に結ぶ幹線道路
- b **北部基幹軸** 

穂高の拠点市街と明科の拠点市街を相互に結ぶ市内北側の幹線道路
- e, f **中央基幹軸**   

豊科の拠点市街、堀金の拠点市街を介して、南北5軸を相互に結ぶ複数の幹線道路
- g **堀金・豊科地域補完軸** 

堀金地域と豊科地域を結び、南北軸を経て松本市方面に通じる幹線道路
- h **南部基幹軸** 

三郷の拠点市街を介して、西山山麓と松本市街を相互に結ぶ市内南側の幹線道路

〔循環軸〕

- イ **北部循環軸**

豊科、明科、穂高、堀金の各拠点市街を相互に結ぶ幹線道路
- ロ **南部循環軸**

豊科、三郷、堀金の各拠点市街を相互に結ぶ幹線道路



第4章 まちづくり構想

本章では、前章に示したまちづくりの将来像をふまえ、土地利用及び都市施設整備の観点からまちづくりの方針を定め、全体構想をまとめます。

第4章 まちづくり構想

4.1 土地利用計画

4.1.1 土地利用の基本方針

今後20年程度先を見据えた土地利用の基本的な方針として、次の3つを定めます。

§ 基本方針1

農地や森林の保全

安曇野の魅力である田園や里山のよさを守り継ぐため、厳しい農林業情勢もふまえて、多面的機能を有する農地や森林を保全し、無秩序な転用や不適正な開発を防ぐとともに、適正な管理と有効活用を通じて、荒廃農地・森林の発生防止と解消を図ります。

§ 基本方針2

良好な住環境の形成・育成

安曇野の美しい景色、おいしい水や空気を育む環境を大切にしながら、都市の安全性や利便性、快適性を享受できる良好な住環境をつくり、守り、地域コミュニティの力を保ち、活かして、よりよい住環境の育成を図ります。

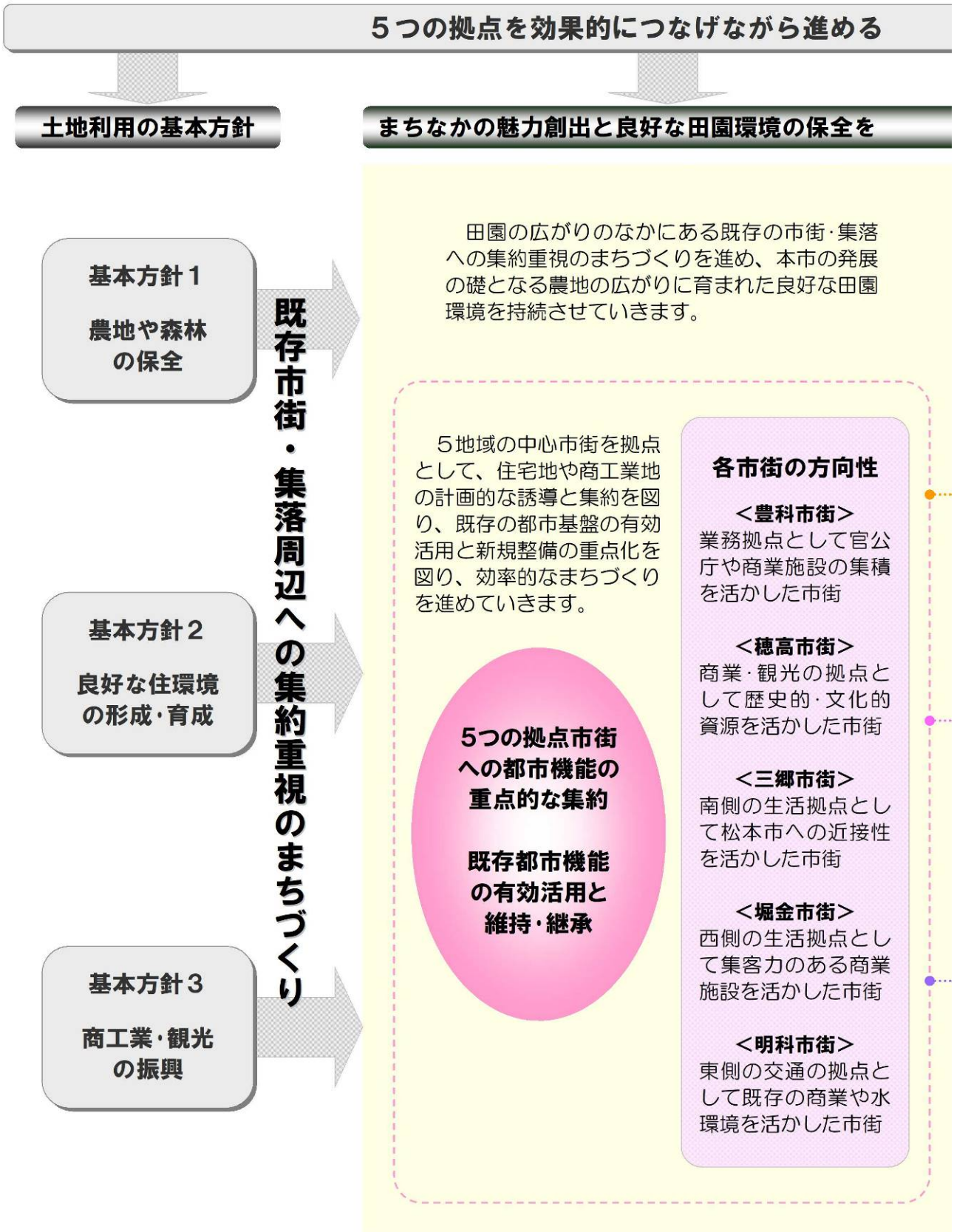
§ 基本方針3

商工業・観光の振興

安曇野ならではの資源や環境を活かし、働きながらも訪れても、心安らぎ・楽しめる場として、良好な景観や環境との調和を図りながら新たな産業を呼び込み、商工業とも連携を図りながら、自然や歴史・文化に加えて、地域に根差した暮らしや産業そのものを観光の魅力にできる土地利用の展開を図ります。

4.1.2 土地利用種別の誘導方針

前章に示すまちづくりの基本構造と前述の土地利用の3つの基本方針をふまえて、主な都市的土地利用について、それぞれの誘導方針を定めます。



既存市街・集落周辺への集約重視のまちづくり

重視した土地利用の考え方

田園～山麓～山間部の可住地における土地利用の考え方

■地域に根差した集落の維持・継承

本市の集落の成り立ちをふまえ、田園や山麓・山間部にある集落も、暮らし（居住）の場として位置づけ、これにより、周辺の農地や地域の伝統・文化の維持・継承を図ります。

なお、開発は一定の条件を満たすものに限定し、スプロール化は厳に防止します。

■田園の幹線道路沿いにおける新たな軸状開発の抑制

幹線沿道の軸状に広がる新たな開発は、景観や環境保全の面からの課題が大きいと見込まれるため、一定の需要が見込まれる地域においては開発可能な範囲を定め、適切な誘導を図ります。

■地域産業の振興への配慮、工場等の産業施設の立地集約

地域の産業振興に不可欠な工場等の新たな産業施設の立地については、周辺環境との調和に配慮した誘導を図ることができるよう、一定の都市基盤の整った既存の産業集積地への誘導・集約を重視していきます。

■西山山麓における観光・保養機能の保持

西山山麓一帯に点在する観光・保養のための施設（地域資源を活かした飲食店、温泉宿泊施設、美術館等）が立地する区域については、田園環境との土地利用の違いを明確にして、良好な森林環境にふさわしい開発を誘導し、観光・保養機能の保全を図ります。

都市的土地利用の誘導の基本

住宅系用途

- 拠点市街や計画的に整備された住宅団地等への居住の誘導
- 田園や山麓・山間部における居住は、環境の保全と調和、コミュニティの維持・継承に資するものに限定

商業・観光系用途

- 地域資源を活かし、市街地や観光地としての魅力を高める商業施設の誘導
- 身近に必要な店舗や広域的な集客を見込む大規模施設の適正な受け入れ

工業系用途

- 一定の都市基盤が整う産業集積地周辺への新たな工場、事業所等の誘導・集約
- 企業のニーズに応じた新たな産業用地の確保への迅速かつ弾力的な対応

低未利用地の有効活用を重視

§ 1. 住宅系用途の誘導方針

既存市街・集落周辺への集約重視のまちづくりの方向性をふまえ、将来の住宅系用途の誘導方針を次のとおり定めます。

- 新たな住宅は、都市機能の集積する市街や規模の大きな集落等に誘導を図ることによって、既存の都市基盤や低未利用地を有効に活用しながら、利便性と快適性の高い住環境の形成を促します。
- 田園地帯や山麓・山間部の森林地帯においては、良好な環境との調和や災害に対する安全性を十分考慮し、住宅立地のルールに則ったものに限定して受け入れ、多様なライフスタイルや居住のニーズへの対応を図ります。

〔抑制・制限すべきもの〕



農地の真ん中や、既存の市街・集落の縁辺部や沿道に延びていく無秩序な住宅開発

〔計画的に誘導すべきもの〕



1戸当たりの敷地面積が広く、建物周りが緑化され、周囲の景観や環境との調和のとれた住宅開発

- 用途の混在等により、住環境の悪化を招かないよう、計画的かつ適切な立地誘導を図りながら、都市的な利便性や快適性を享受できる市街地に住宅系用途の集約を進めます。
- 駅や計画的に整備された住宅団地等を核とした比較的規模の大きな集落では、できる限り集落内部への宅地誘導を図り、また、空き家を含む既存の住宅用地や集落内部にある空き地等の低未利用地の活用を重視することで、田園地帯への宅地の無秩序な拡散を抑制し、既存のまとまりを維持します。
- 田園地帯における新たな宅地は、良好な田園景観や営農環境に悪影響を及ぼさないよう、一定のまとまりを有する集落内又はその縁辺部に限定して受け入れていきます。これにより、既存の集落コミュニティの維持・継承を図るとともに、宅地の拡散を防ぎ、不効率な都市施設整備を回避します。また、建物の低層化や敷地内の緑化を促し、周囲の環境の保全や景観との調和を図ります。
- 山麓や山間部の森林地帯では、良質な樹木の保全や土砂災害等の危険性に十分配慮しながら、静けさや保養的な環境を乱さない住宅等に限定して開発を受け入れていきます。

§ 2. 商業・観光系用途の誘導方針

既存市街・集落周辺への集約重視のまちづくりの方向性をふまえ、将来の商業・観光系用途の誘導方針を次のとおり定めます。

- 一定の都市機能を有する市街地には、買い物の利便性や魅力を高める商業施設の誘導を図るとともに、各地域・地区の歴史・文化を活かして、歩いて楽しめる空間整備を図り、快適で魅力ある賑わいの場の形成を促します。
- 新たな商業・観光施設は、市街地や集落の規模、それぞれの場の特性に応じた適正な規模・用途で、かつ、適切な場所に立地誘導を図ります。

〔抑制・制限すべきもの〕



地域住民への十分な情報提供や話し合いの機会がなく、まちづくりの考えにも合わない大規模開発

〔計画的に誘導すべきもの〕



沿道のにぎわいを生み出し、商店街や市街地としての魅力を高める開発や空間整備

- 駅周辺や幹線沿道で空洞化の進む市街地では、歩道の拡幅や自転車道の整備、緑化、無電柱化等の都市基盤整備とともに、蔵造りの建物等歴史的・文化的資源や、空き店舗や空き地等の低未利用地を活かしながら魅力的な個店の誘導を図り、歩いて楽しむことができる空間づくりを進めます。
- 大型店や飲食店の立ち並ぶ郊外の幹線沿道は、無秩序な延伸の抑制を図り、空き店舗等も活用して既存の集積を維持するとともに、建物や看板の景観的な配慮や沿道の緑化等を促し、統一感のある街並み形成を図ります。
- 広域的な集客を見込む規模の大きな施設の立地は、周辺住民への事前の説明や意向の反映を図るとともに、営農環境や自然環境、住環境、景観等に配慮し、都市基盤の整備状況等をふまえ、個々に的確な立地判断を行えるしくみでの対応を継続します。特にスーパーマーケットなど居住誘導を促す可能性のある施設は、既存の市街地や大規模な集落内又はその周辺部に立地することを基本とします。
- 日常生活で身近に必要な店舗については、各地域・地区の特性や居住形態をふまえ、相互に機能を補完し合いながら、適正な規模で、かつ、配置のバランスのとれた誘導を図るとともに、郊外の良好な環境や景観を阻害するような店舗の立地は抑制していきます。
- 西山山麓部の観光資源が集積するエリアでは、良好な森林環境を維持しながら、ニーズに応じ、保養地としての魅力向上に資する商業施設の適切な立地誘導を図ります。

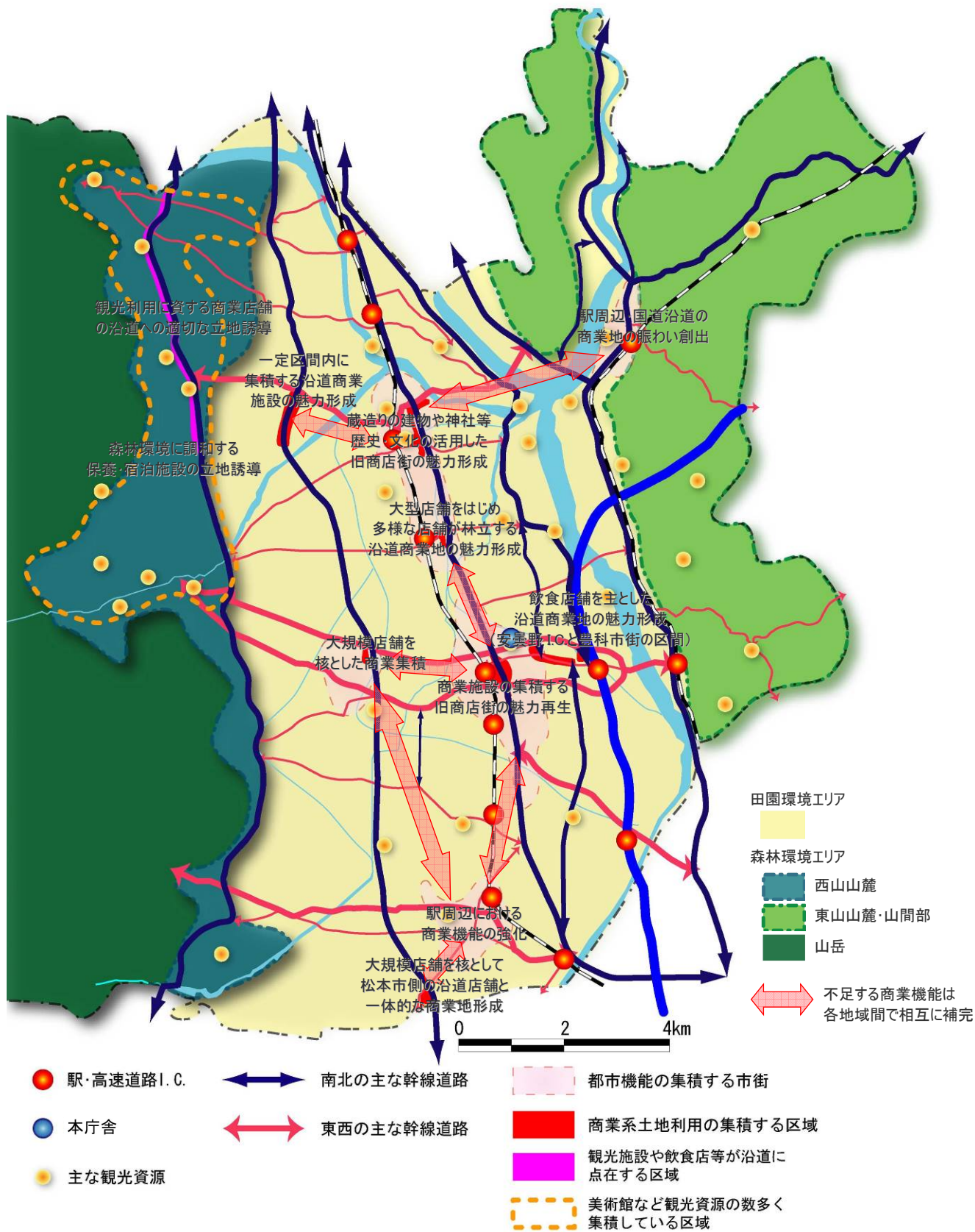


図 商業・観光系用途の誘導方針

§ 3. 工業系用途の誘導方針

既存市街・集落周辺への集約重視のまちづくりの方向性をふまえ、将来の工業系用途の誘導方針を次のとおり定めます。

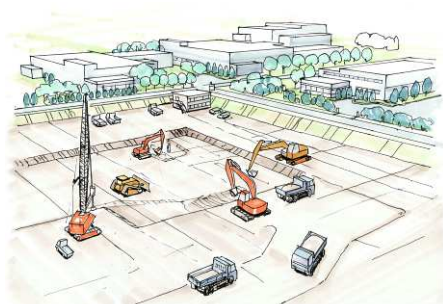
- 新たな工場等は、一定の都市基盤が整う産業集積地等への誘導を重視し、いまある都市基盤の有効活用と良好な環境や景観との調和を図りながら、新たな雇用を生み出す工業の継続的な発展を促します。
- 社会情勢や産業構造が常に変化するなかにあって、事業者の多様なニーズをふまえながら、本市の良好な環境や地域資源、都市基盤を有効に活用できる産業立地に対し、迅速かつ適正な対応を図ります。

〔抑制・制限すべきもの〕



廃棄物の野積み等、土地の荒廃や周辺環境に悪影響を及ぼす行為や開発

〔計画的に誘導すべきもの〕



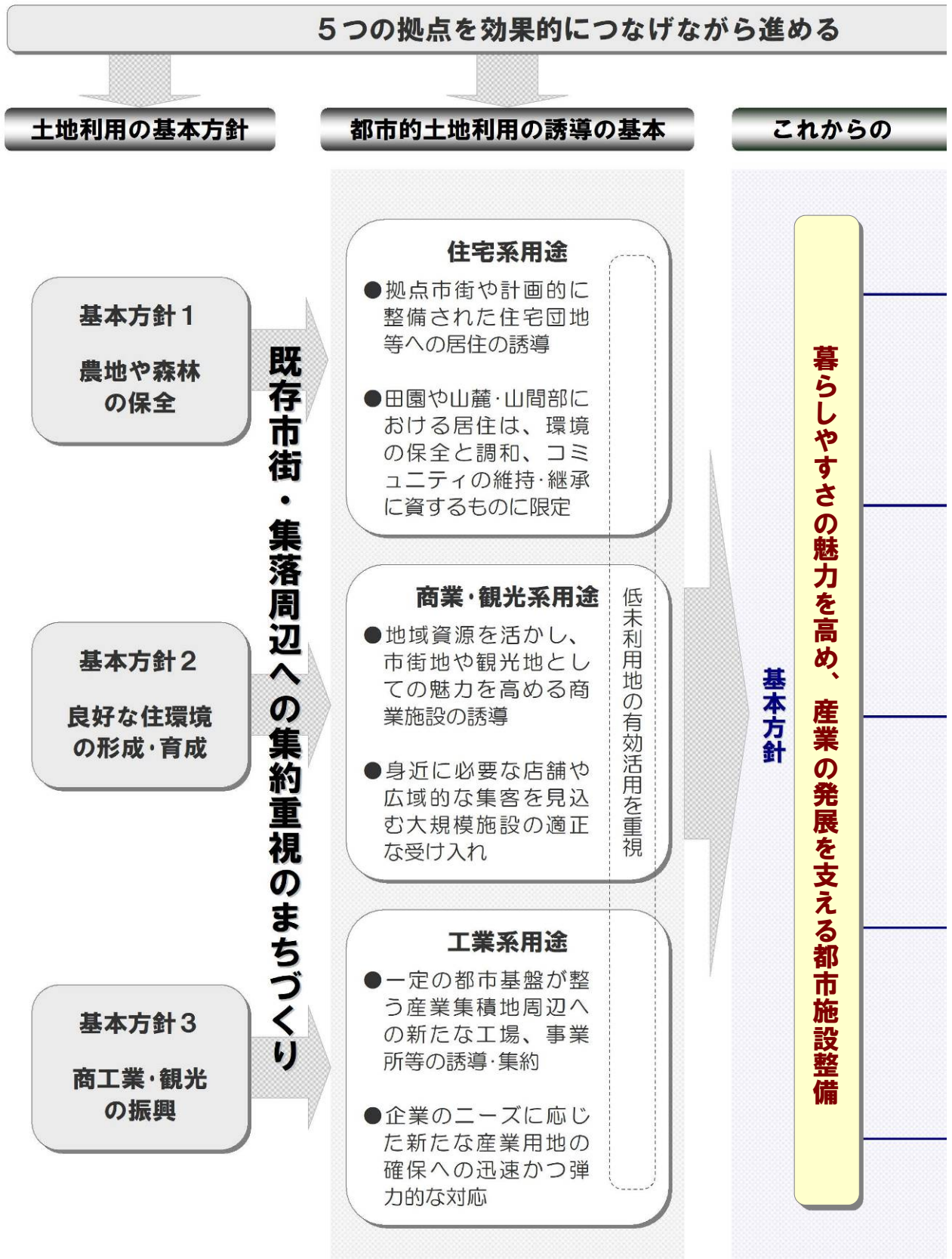
既存の都市基盤を有効に活用できる工業団地等適正な場所における新たな産業用地の整備

- 新たな工場等の事業所用地は、計画的に整備された既存の産業団地や工業団地等の産業集積地内への誘導を優先します。また、必要に応じて、良好な景観や営農環境と調和のとれる範囲で既存の工場等の周辺部に拡張することを基本とし、既存の都市基盤を有効活用した集約を図ります。
- 景観上・生活環境上支障のない場合にあっては、循環軸や基幹軸等に位置付けられる幹線道路を、新たな事業所用地の誘導を図る際の有用な都市基盤として活用します。
- 規模の大きな工場の立地や拡張については、良好な自然環境や営農環境、住環境、景観等に十分配慮し、周辺住民への適切な情報開示による理解のもとに、適正な誘導を図ります。
- 郊外における個人経営の小規模な工場等については、必要に応じ、適正な立地誘導を図る一方で、廃棄物や資材の野積み等で周囲の環境や景観になじまない土地利用を抑制します。
- 高速道路 I.C.からのアクセスが容易な場所に市街地や田園環境、森林環境が広がっていますが、周囲の環境や景観と調和の図れる範囲において、新たな産業立地を受け入れていきます。
- 湧水や地下水等地域資源の有効活用を図る一方で、資源の枯渇や環境の悪化等を招かないよう、適正な産業立地や、事業所による適正利用と必要な保全措置を促します。

4.2 都市施設整備計画

4.2.1 都市施設整備の基本方針

4.1 に示した土地利用計画をふまえて、今後の都市施設整備における基本方針を定め、主な分野の重点的な取り組みを整理します。



※ユニバーサルデザインとは、年齢、性別、身体的状況、国籍、言語、文化、知識、経験等の違いに関係なく、誰もが使いやすく、わかりやすく、使い方の間違いが少ないデザインのことをいいます。

既存市街・集落周辺への集約重視のまちづくり

都市施設整備の考え方

ポイント① 安全性の確保

市全域に被害の及ぶ巨大地震や山麓山間部での土砂災害、氾濫域での水害等激甚化・頻発化する自然災害、交通事故や犯罪、感染症等日常生活の様々なリスクから暮らしや産業を守り、事前事後の対応に必要な都市施設整備を図ります。

ポイント② 誰もが安心して使えるかたち

道路や河川、公園、公共の建築物等不特定多数の人々が利用する都市施設の整備には、ユニバーサルデザイン※の考え方を取り入れ、誰もが安心して使えるよう工夫を施すとともに、既存施設のバリアフリー化も促進します。

ポイント③ 良好な環境・景観への配慮・活用

都市施設を整備する際には、周囲の居住や営農、生態系、眺望等環境や景観に配慮し、守るべきものとの調和を図ります。また、農地や森林、樹林、河川等自然環境の有する多面的な機能を活用した都市施設整備を図ります。

ポイント④ 適正な維持管理・更新と長寿命化

橋梁や公園、公共の建築物、各種供給処理施設等老朽化の進む既存の都市施設の機能を安定的に保持していくため、限られた財源のなかで、計画的かつ適切な維持管理・更新により、コストを平準化しながら、施設の長寿命化を図ります。

ポイント⑤ 多様な主体の参加と連携・協働

都市施設は市民共有の財産として、行政が必要な整備や維持管理・更新を図るとともに、よりよいまちづくりに向けて、それらの空間・機能を有効に活用し、地域住民や民間事業者らが連携・協働して、主体的かつ実践的な取り組みを推進します。

主な分野の重点的な取り組み

道路網・交通体系の構築

- 質の高い道路網の構築
- 広域交通のネットワーク機能の強化
- 公共交通の利便性の向上

レクリエーション空間・環境の整備・活用・保全

- 多面的機能を有する身近な公園・緑地の整備・活用
- いまある良好な自然環境の有効活用と保全
- 快適で安全な散策ネットワークの構築・機能強化

防災・減災機能の向上と災害対応力の強化

- 災害リスクに応じた防災・減災対策
- 災害リスクや対応関連情報の共有と活用
- 災害後の対応力の強化

4.2.2 分野別の取り組みの具体的な方向性

都市施設整備の基本方針をひまえ、分野別の方針に沿って、それぞれ重点化するべき取り組みの具体的な方向性を示します。

§ 1. 道路網・交通体系の構築

● 質の高い道路網の構築

基幹軸となる道路機能を強化し、日常生活や観光の安全性・利便性・快適性を担保し、物流の円滑化に資する質の高い道路網の構築を図ります。

① まちづくりの骨格となる基幹軸の幹線道路の整備促進

- ・南北・東西の基幹軸（とくに循環軸）として位置づけられた既存道路の改良（東西の基幹軸となる路線については鉄道との立体交差化の検討も含む）
- ・災害時対応や産業・観光振興など、南北・東西の基幹軸（とくに南北軸の一つである松本系魚川連絡道路）の機能強化や補完に資する道路の新設・改良

② 都市計画道路の見直しと整備

- ・検証・検討が実施された都市計画道路の変更・決定
- ・未整備計画道路の新設・改良
- ・新規に整備される予定の松本系魚川連絡道路の都市計画決定の促進

③ 安全に通行できる歩道や自転車道の整備

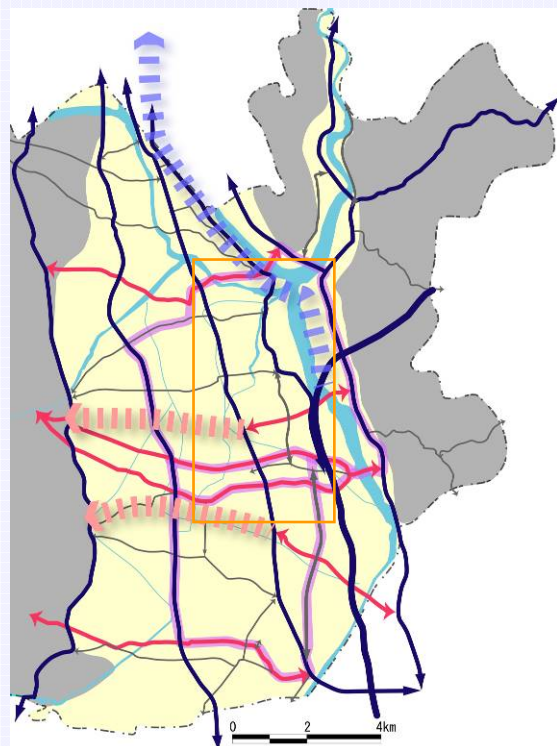
○通行量や利用形態をひまえた整備優先度の明確化

○利用形態に応じた整備

- ・車道両側への歩道の設置・拡幅、必要十分な道路幅員の確保
- ・車道との段差等路面の凹凸の解消（バリアフリー化）
- ・連続性の確保（途中で分断されている箇所を解消）
- ・歩行者と自転車との通行帯の分離（自転車専用道の設置）

④ 混雑する交差点の改良

- ・信号機の現示改良（時差式から矢印式、歩車分離式等への転換）
- ・右折レーンの設置（右折車待ち渋滞の解消）
- ・複雑・変則的な道路交差の改善



一定の整備水準が求められる既存の路線
▬ 循環軸 ↔ 南北基幹軸 ↔ 東西基幹軸
 新たに整備する必要性の高い路線
▬ 南北軸 ▬ 東西軸
↔ 上記以外の県道
 都市計画道路の集積するエリア(次ページ参照)

図 幹線道路の整備優先度の検討図

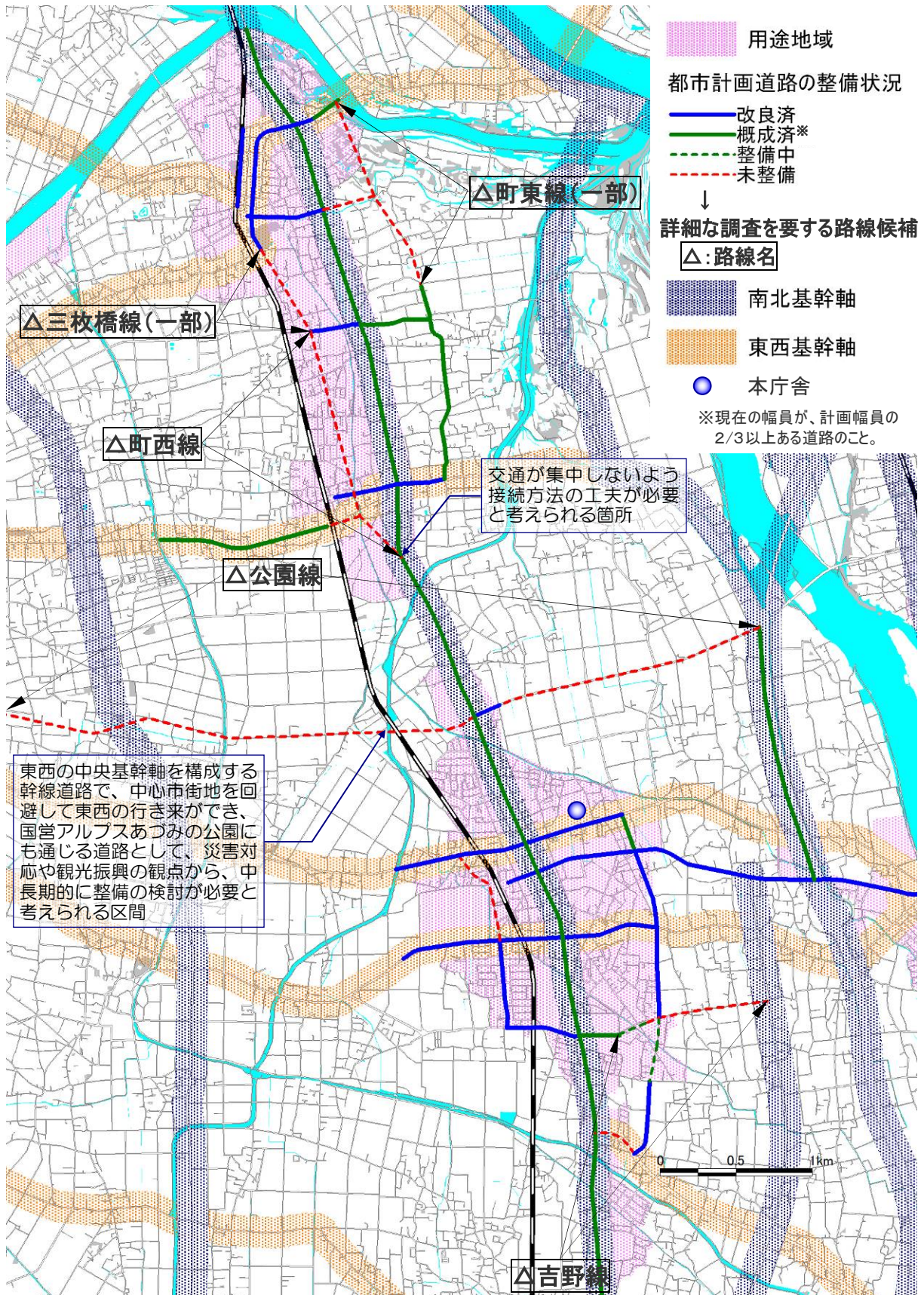


図 都市計画道路の見直し検討図

⑤ 狭隘な生活道路における通過交通の流入回避

- ・ 既存道路の拡幅や代替路の整備
- ・ すれ違いの困難な大型車の迂回路への適切な誘導

⑥ 円滑に通行できる物流経路の確保

○ 高速道路 I.C. と主な工業集積地を効率的に結ぶ物流経路の設定

- ・ 市街地内の通過と交差点における右折の回避
- ・ 既存道路の有効活用
- ・ 沿道の生活環境への配慮

○ 物流経路となる道路の走行性能の向上につながる整備

- ・ 大型車が安全に通行できる十分な幅員の確保
- ・ 右折レーンの設置、十分な長さの右折レーンの確保
- ・ 鉄道との立体交差化
- ・ 橋梁の耐震性能、耐荷性能の強化

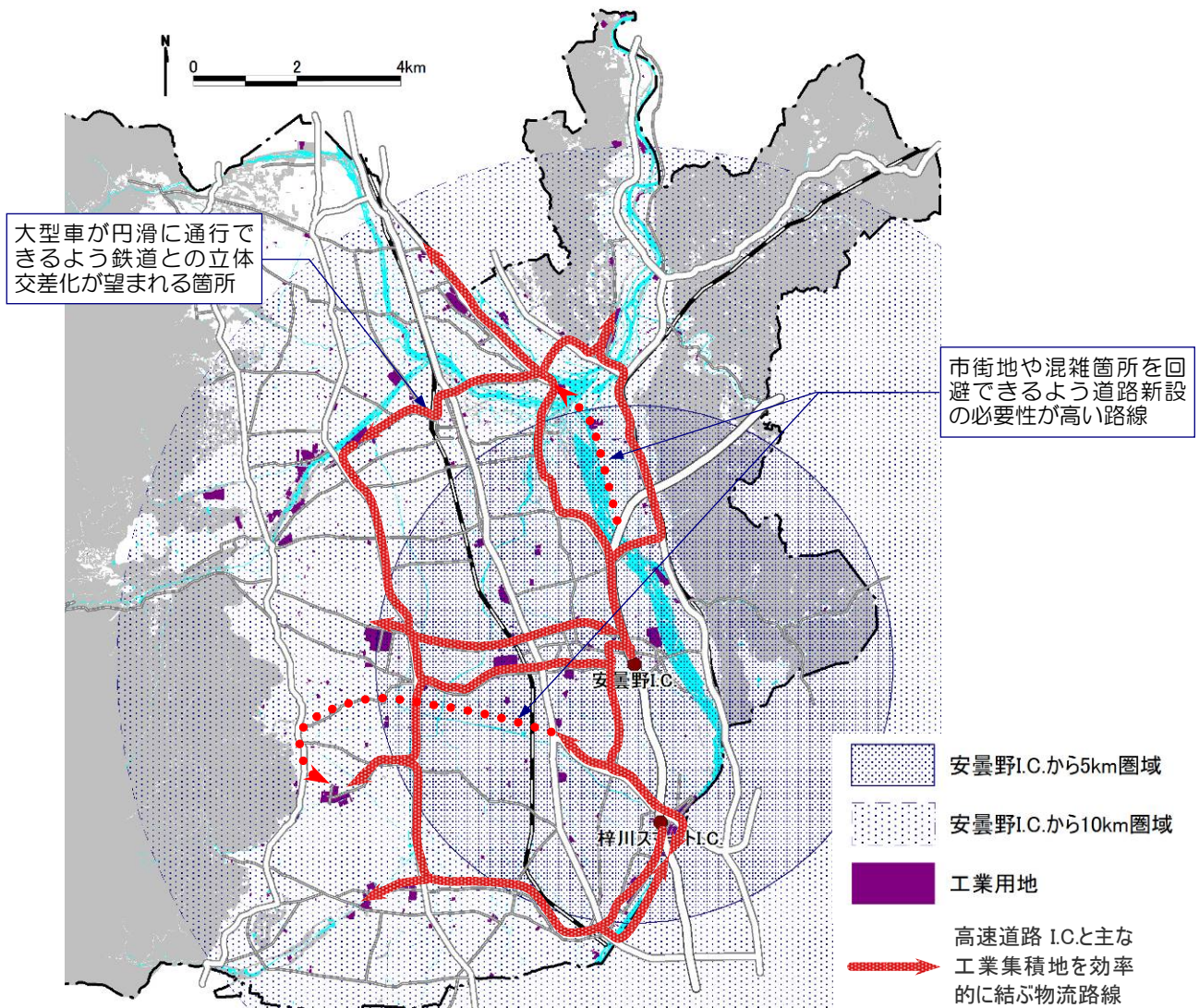


図 高速道路 I.C. を起点とする物流ネットワーク検討図

● 広域交通のネットワーク機能の強化

産業の振興や観光等による交流の促進等に資する都市間の移動円滑化に向けて、広域交通のネットワーク機能の強化を図ります。

① 高規格道路から市内へのアクセス道路の整備・要望

- ・長野自動車道から大北方面に通じる高規格道路（松本系魚川連絡道路）の整備促進
- ・東京方面とを結ぶ新幹線駅のある東信方面に通じる高規格道路（松本佐久連絡道路）の整備計画の具体化促進

② 鉄道による大都市圏との接続性の改善

- ・松本駅における中央線特急と大系線との接続、長野駅における北陸新幹線と篠ノ井線との接続の改善（待ち時間の短縮、終電との接続）の働きかけ
- ・市内の主要駅に乗り入れる特急増発の働きかけ

③ 空港への利便性の高い交通アクセスの確保

- ・信州まつもと空港への利便性の高い交通アクセスの確保に向けた検討

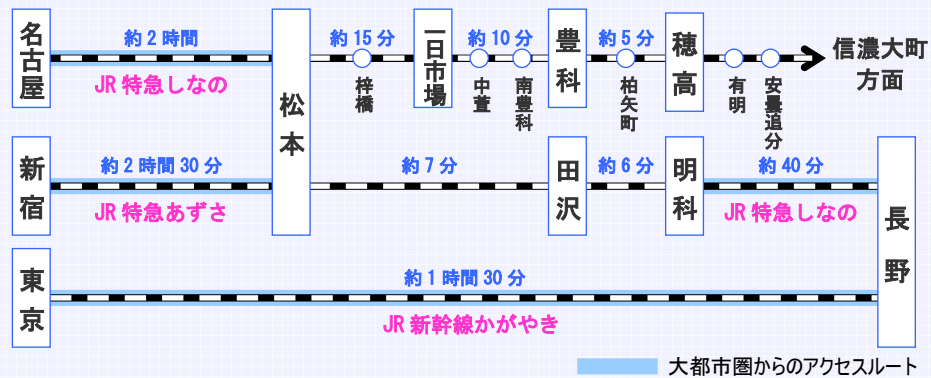


図 大都市圏との現行の鉄道アクセス

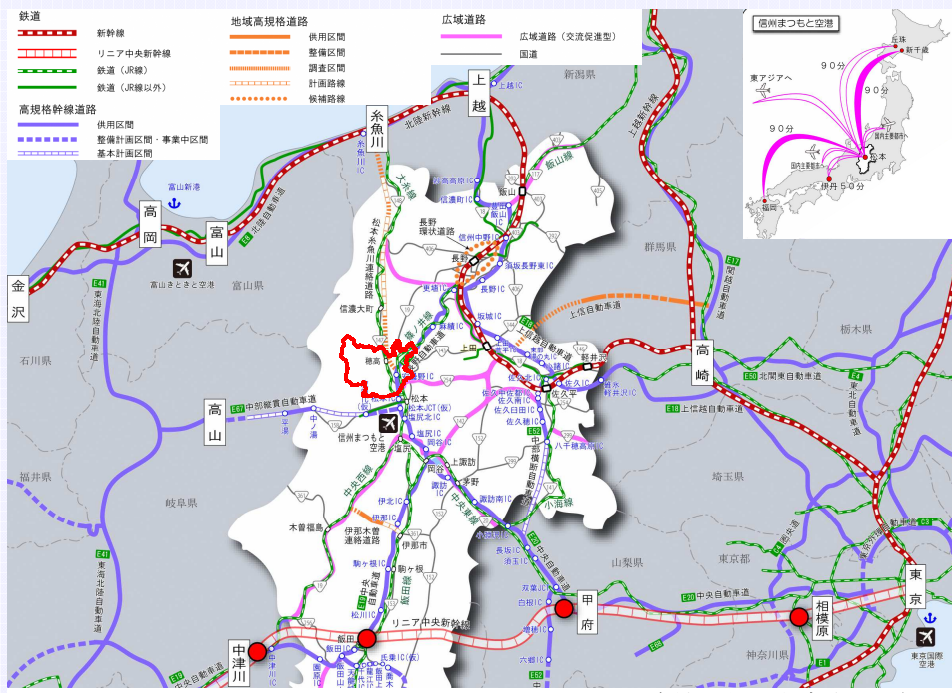


図 広域交通網図

● 公共交通の利便性の向上

地域のニーズを捉えて、鉄道やバス等公共交通の利便性の向上を図り、公共交通の利用を促進します。

① 鉄道利用の促進

○ 駅周辺の施設の整備・改良

- ・ 駅周辺における駐輪場、駐車場の整備（パーク&ライドの促進）
- ・ 東西通路（場所によっては地下式）等鉄道を挟んで両側の移動の円滑化
- ・ 2路線 11 駅それぞれの特性を活かし、利用者ニーズに応じた整備

○ 鉄道の利便性を高める工夫

- ・ 列車の運行本数の増発、運行時間帯の拡大の働きかけ
- ・ 駅から徒歩圏域にある市街・集落への新たな居住の誘導（利用者の確保）

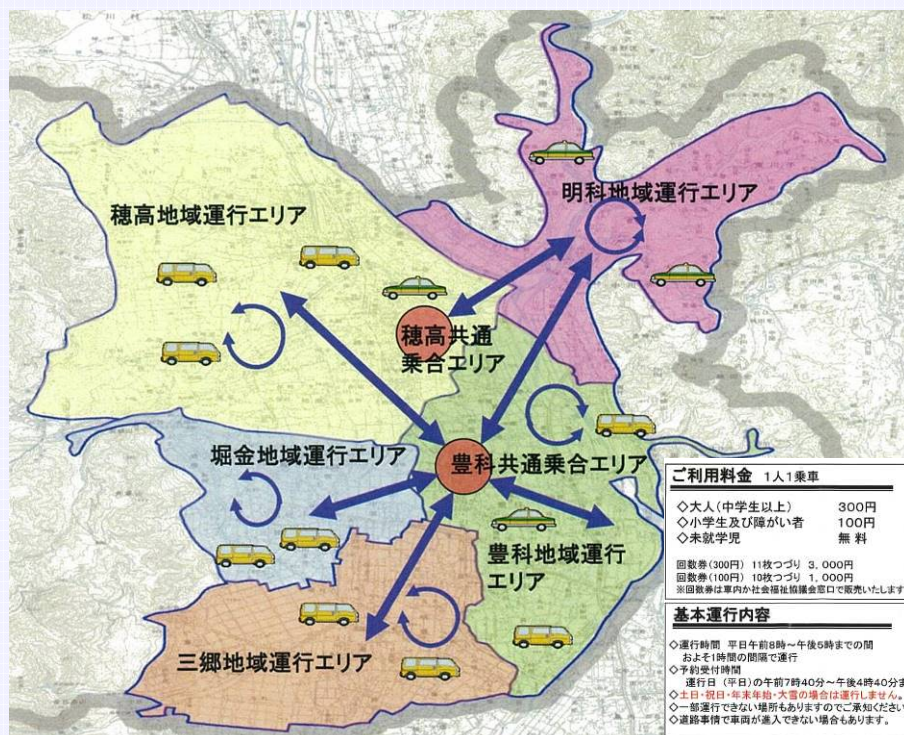
② バス等公共交通利用の促進

○ 安曇野市公共交通の利便性を高める工夫

- ・ 定時定路線の運行形態や料金、運行体制等の定期的な見直し・改善
- ・ 拠点市街間を結ぶ循環軸や、駅からの生活・観光動線等をふまえた定時定路線の設定検討
- ・ デマンド交通の継続的な改善（主な利用者となる高齢者増への対応）

○ 高速バス利用の利便性を高める工夫

- ・ 高速バス利用者の専用駐車場の整備・拡張（安曇野 I.C.周辺等）
- ・ 利用ニーズをふまえた新たな路線設定の働きかけ
- ・ 拠点市街地への高速バスの乗り入れの働きかけ（休日等運行日や本数を限定して本庁舎や駅等市内の拠点施設からの発着便の設定等）



※資料：安曇野市社会福祉協議会

図 デマンド交通あづみん運行エリア

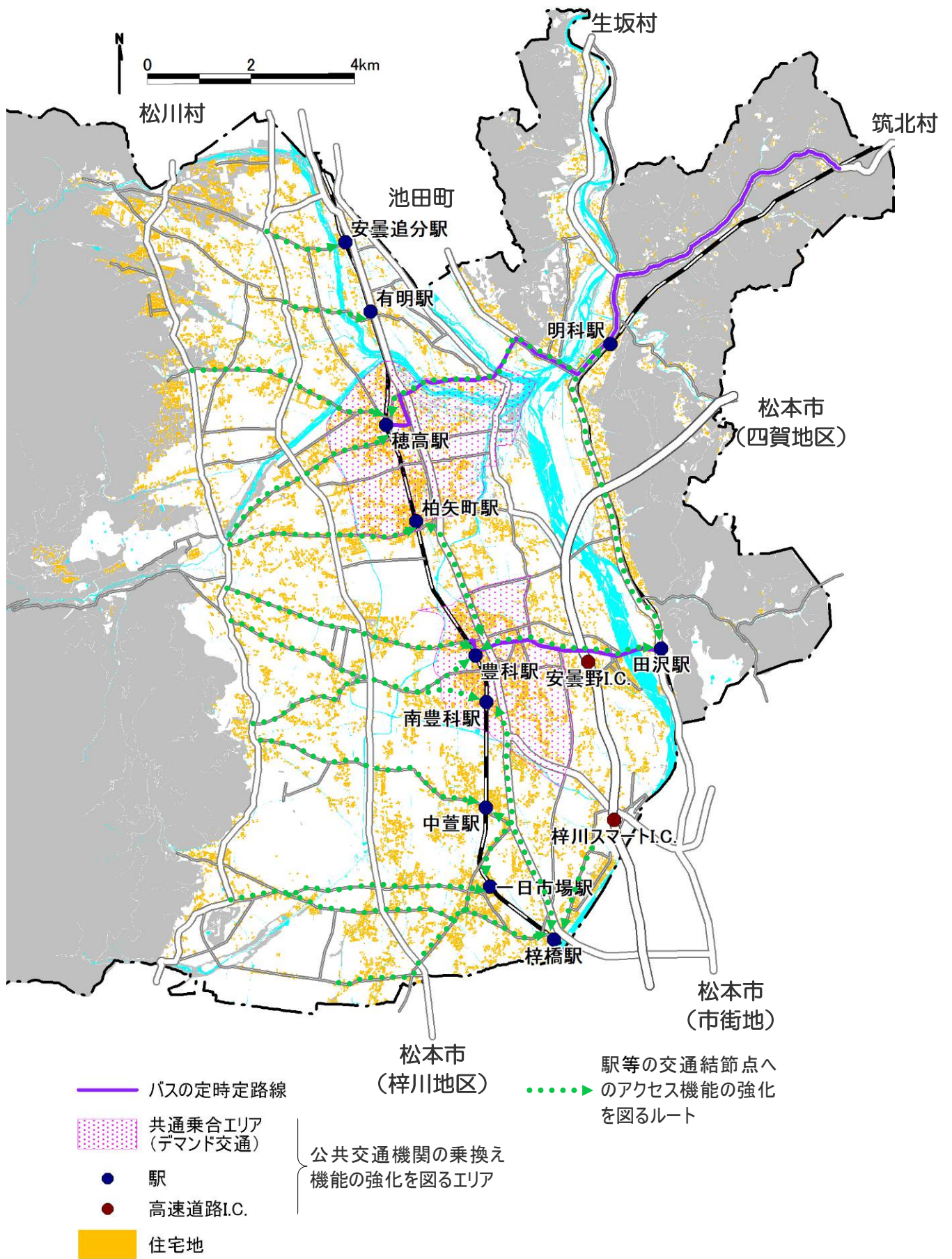


図 公共交通の利便性を高めるための整備検討図

§ 2. レクリエーション空間・環境の整備・活用・保全

● 多面的機能を有する身近な公園・緑地の整備・活用

身近に必要な公園・緑地の計画的な整備を進めるとともに、多様な主体と協働で、既存の公園施設の適切な維持管理やリニューアルを図り、多面的機能を有する身近な公園・緑地の活用と保全を促進します。

① 公園・緑地の計画的な整備

- ・市街地や集落との近接性、人口規模等をふまえた、必要な規模・機能の公園・緑地の適正配置（新規整備）
- ・歴史的・文化的な遺産の有効活用
- ・地域住民のニーズに応じて必要な機能（防災、防犯、遊び場、健康、癒し、景観形成、生態系保全等）の強化
- ・既存施設のバリアフリー化、新たな施設のユニバーサルデザイン化の促進

② 公園施設の適切な維持管理と長寿命化

- ・安曇野市公園施設長寿命化計画に基づく公園施設（遊具や建築物等）の長寿命化につながる効果的な補修・更新等予防保全対策の実施
- ・機能低下がみられる公園施設（遊具や建築物等）の早期補修・適期更新

③ 多様な主体の参画による利活用やリニューアルの促進

- ・公園・緑地の美化や植物の維持管理活動への地域内外の住民らの参加促進
- ・指定管理者制度の導入等による民間の技術や知識の活用

● いまある良好な自然環境の有効活用と保全

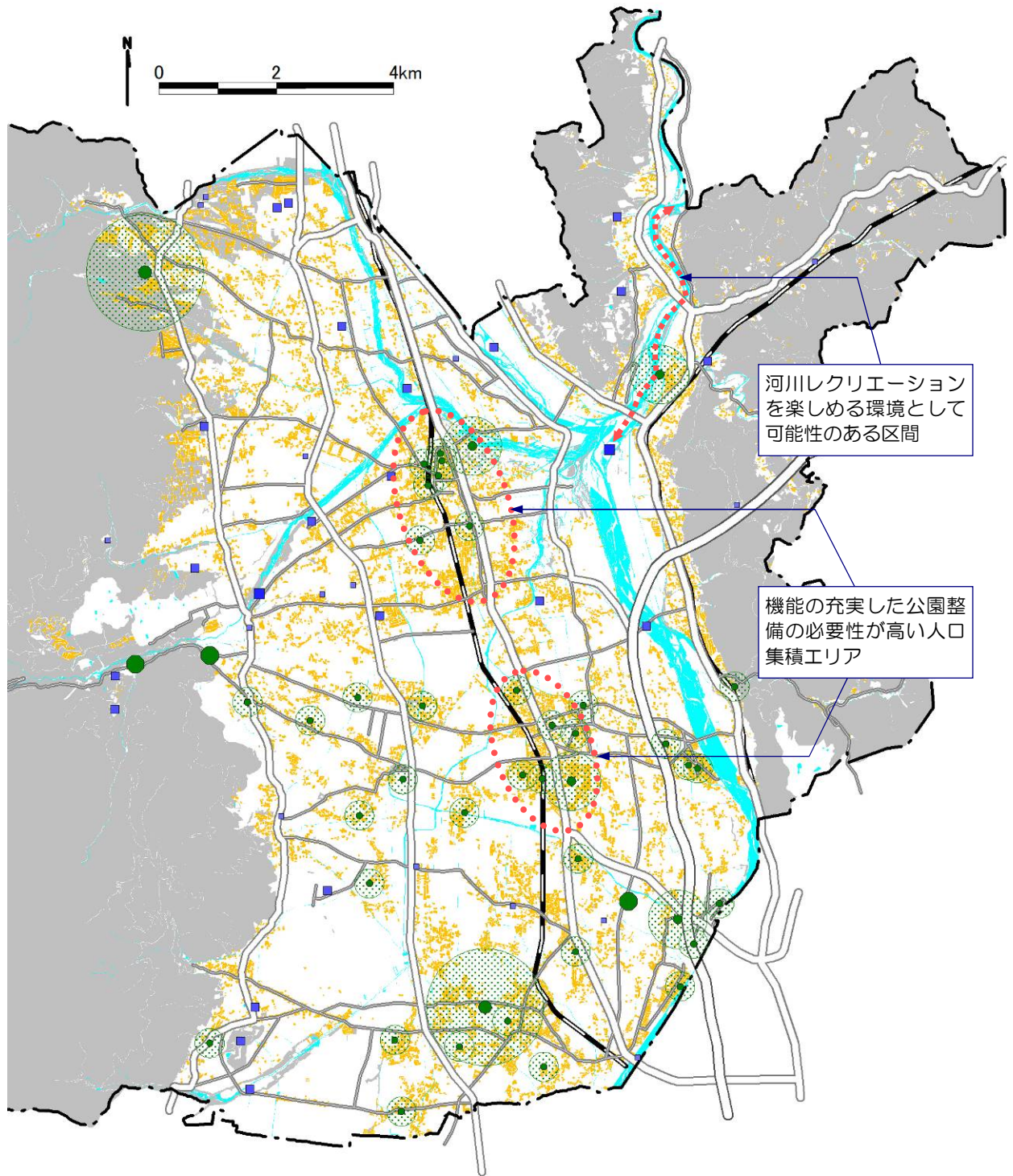
堰や河川の水辺や山麓・山間部の森林等のいまある良好な自然環境を、レクリエーション空間として有効に活用しつつ、適切な保全を図ります。

① 良好な水辺環境の保全・活用

- ・堰や河川の水辺と安全に親しむことのできる公園・広場等の整備
- ・堰や河川沿いの遊歩道やサイクリング道路の整備
- ・カヌーやラフティングの発着施設等水辺レクリエーションの拠点整備
- ・多自然型護岸等を用いた周辺環境との調和に配慮した整備の促進
- ・堰や河川沿いの緑化等の推進（周辺環境や生態系への配慮）
- ・緑の連続性をつくり出す河畔林の保全・適切な維持管理

② 良好な森林環境の保全・活用

- ・森林内でレクリエーションを楽しむことができる公園・広場等の整備
- ・起伏が緩やかで安全に歩ける散策路の整備
- ・里山として利用されてきた森林の荒廃防止
- ・まちづくりにおける幅広い用途での市産木材の利用促進



都市公園

- ()内は誘致圏域
- 街区公園
(半径250m圏域→図示)
- 近隣公園
(半径500m圏域→図示)
- 地区公園
- 総合公園・広域公園・緑地

都市公園以外の公園・緑地[※]

- 面積1ha未満
(街区公園又は近隣公園相当)
- 面積1ha以上4ha未満
(近隣公園相当)
- 面積4ha以上
(地区公園相当)
- 住宅地

※都市計画基礎調査から把握した2,500㎡以上の都市公園以外の公園・緑地

図 公園・緑地等レクリエーション空間の整備検討図

● 快適で安全な散策ネットワークの構築・機能強化

遊歩道やサイクリング道路等、徒歩や自転車で良好な自然環境や景観、各地域・地区の歴史や文化を巡り、快適かつ安全に散策できるネットワークの構築と機能強化を図ります。

① 良好な環境や資源をつなぐ散策動線の設定、見どころの保全・活用・整備

- ・ 明確な位置づけのある既存の散策動線を活かしたコース設定
＜主な既存の散策動線＞
 - ・ あづみ野やまびこ自転車道（自転車・歩行者専用道路）
 - ・ 中部北陸自然歩道（環境省が計画し、県が整備・管理運営する長距離自然歩道）
- ・ コース上の見どころとなる資源や環境の保全・活用・整備
＜主な見どころとなる資源・環境＞
 - ・ 歴史的・文化的な遺産（旧跡、旧家、屋敷林、寺社仏閣、道祖神、蔵づくりの建物等が建ち並び旧街道、旧国鉄篠ノ井線の廃線敷跡等）
 - ・ 美しい田園風景（北アルプスの眺望、広々とした田園、きれいな水の流れる堰、湧水池、わさび畑等）
 - ・ 山頂（光城山、長峰山等）や良好な森林空間（国営アルプスあづみの公園堀金・穂高地区、県営烏川渓谷緑地等）
- ・ 鉄道駅や道の駅等の交通結節点とコースの接続と回遊性の確保

② 安全かつ快適な散策路の設定及び散策空間の創出

- ・ 既存の道路（交通量の少ない農道、堰や河川沿いの堤防等）の有効活用
- ・ 交通量の多い幹線道路における両側への歩道・自転車道の設置、ゆとりのある幅員の確保
- ・ 幹線道路との交差点における横断歩道や自転車横断帯の設置
- ・ 歩きやすさや色合い等景観的な調和に配慮した舗装材の使用
- ・ 沿道への屋外広告物の設置等に対する一定の規制や形態的な配慮
- ・ 景観上重要な道路沿いの電線・電柱を目立たなくするための配慮（電線の地中化、道路の裏側への配線、建物の軒下への配線等）
- ・ 周囲の景観や良好な眺望と調和した沿道の並木づくり、もてなしの雰囲気や賑わいをつくり出す花修景活動（商店街等における花壇づくりやハンギングバスケットの設置等）の促進

③ 散策路の利便性の向上や利用促進のための施設整備等

- ・ 鉄道駅や道の駅等散策の起終点となる場所における情報提供施設やレンタサイクル施設、サイクルステーション等の設置
- ・ 自転車持ち込み可能な列車運行や駅施設整備（JR 大糸線、JR 篠ノ井線の各駅）の働きかけ
- ・ コース上で良好な眺望を楽しむことができる休憩施設（トイレやベンチ等）の設置、要所への駐車場（自動車⇄徒歩・自転車）の整備、既存の公園施設（トイレ、駐車場等）の活用
- ・ コースマップの提供やコース上への道標や誘導板の設置、規格やデザインの統一化等によるわかりやすい案内・誘導
- ・ 見どころでの解説板（QRコード等対応）の設置
- ・ パンフレットやホームページ等によるコースの周知

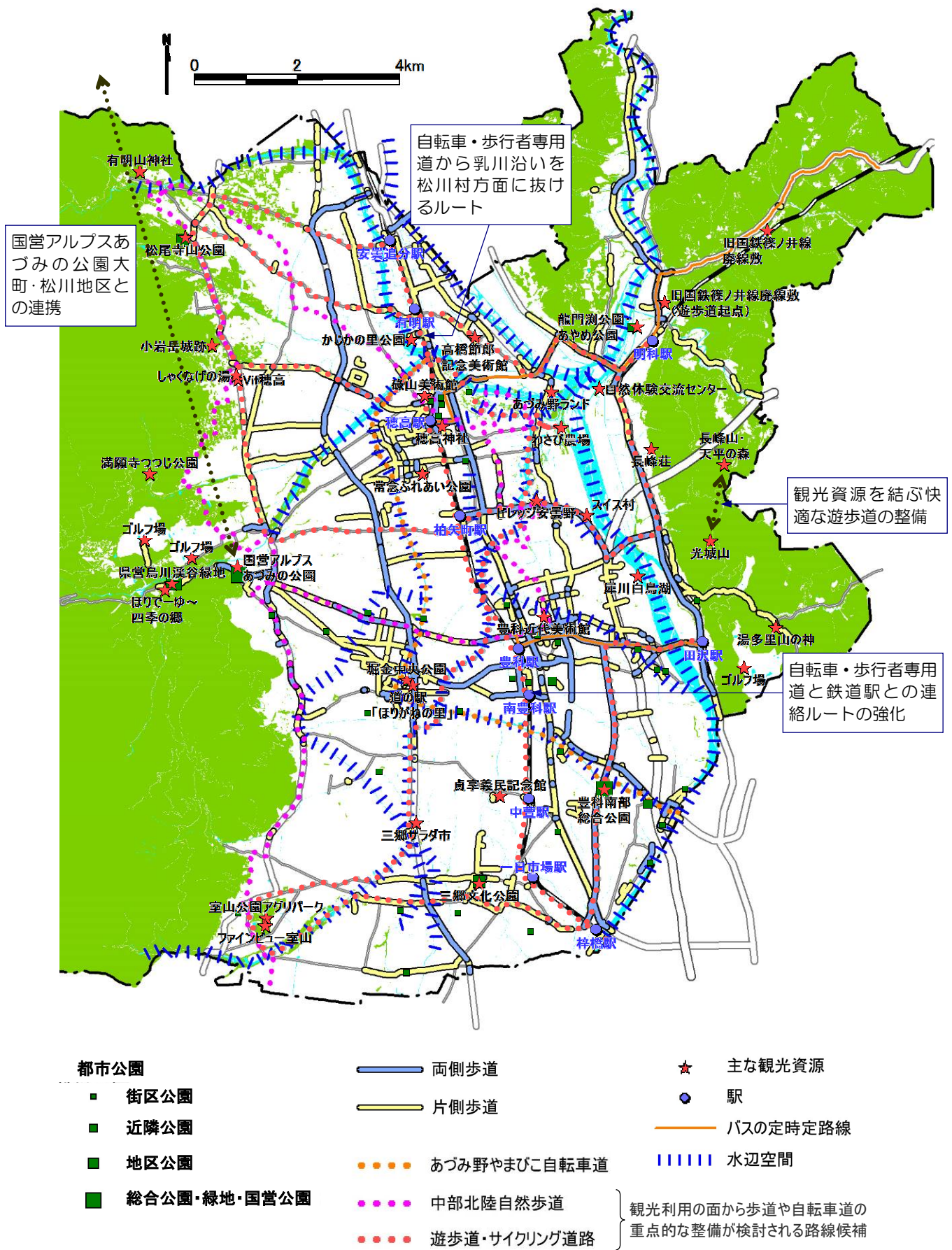


図 遊歩道・サイクリング道路のネットワーク

§ 3. 防災・減災機能の向上と災害対応力の強化

● 災害リスクに応じた防災・減災対策

地震災害や火災、水害、土砂災害等による大規模災害に対しては、防災と減災の両面から、各種災害のリスクに応じて効果的な対策を図ります。

① 地震災害・火災対策

- 活断層の位置を考慮した対応（必要に応じた建築物や工作物の立地の抑制・回避、主要施設の機能強化等）
- 拠点市街等建物の密集する市街地における防災機能の強化
 - ・都市計画法に基づく防火地域・準防火地域の指定、建築基準法第 22 条区域の指定拡大の検討[※]
 - ※建築基準法第 22 条区域、準防火地域、防火地域の順に、指定区域内の建築物に対してより厳しい不燃化・耐火性能が義務付けられている。
 - ・土地区画整理事業等を用いた街区の再編等による狭隘道路の解消
 - ・延焼防止効果のある街路樹や公園・緑地の整備（地震に伴う火災対応）
- 個々の建築物や施設の耐震性の確保
 - ・耐震基準を満たさない一般建築物の耐震改修や建替えの促進
 - ・耐震診断に基づく各種公共施設の耐震改修・建替えの促進
 - ・ライフライン施設（電気、水道、通信回線等）の耐震化、被災時における代替機能の確保、共同溝整備の促進

② 水害対策

- ・浸水想定区域におけるリスクに応じた対応（建築物や工作物の立地の抑制・回避、高床の建築物等の奨励等）
- ・河川堤防等治水施設の整備促進
 - ・農地の保水・遊水機能の活用
- ・内水氾濫対策の強化（ポンプ場や雨水・浸透施設等の整備促進）
- ・地形的に浸水・冠水が懸念される東山山麓篠ノ井線以東の水害対応
- ・大雨時の西山山麓斜面の舗装道路における急速な流水対応

③ 土砂災害（土石流・地すべり・がけ崩れ）対策

- ・土砂災害特別警戒区域からの建築物の移転促進、土砂災害警戒区域への新たな建築物や工作物の立地の抑制・回避
- ・砂防ダム、山腹工、押さえ盛土、擁壁等砂防施設の整備促進

● 災害リスクや対応関連情報の共有と活用

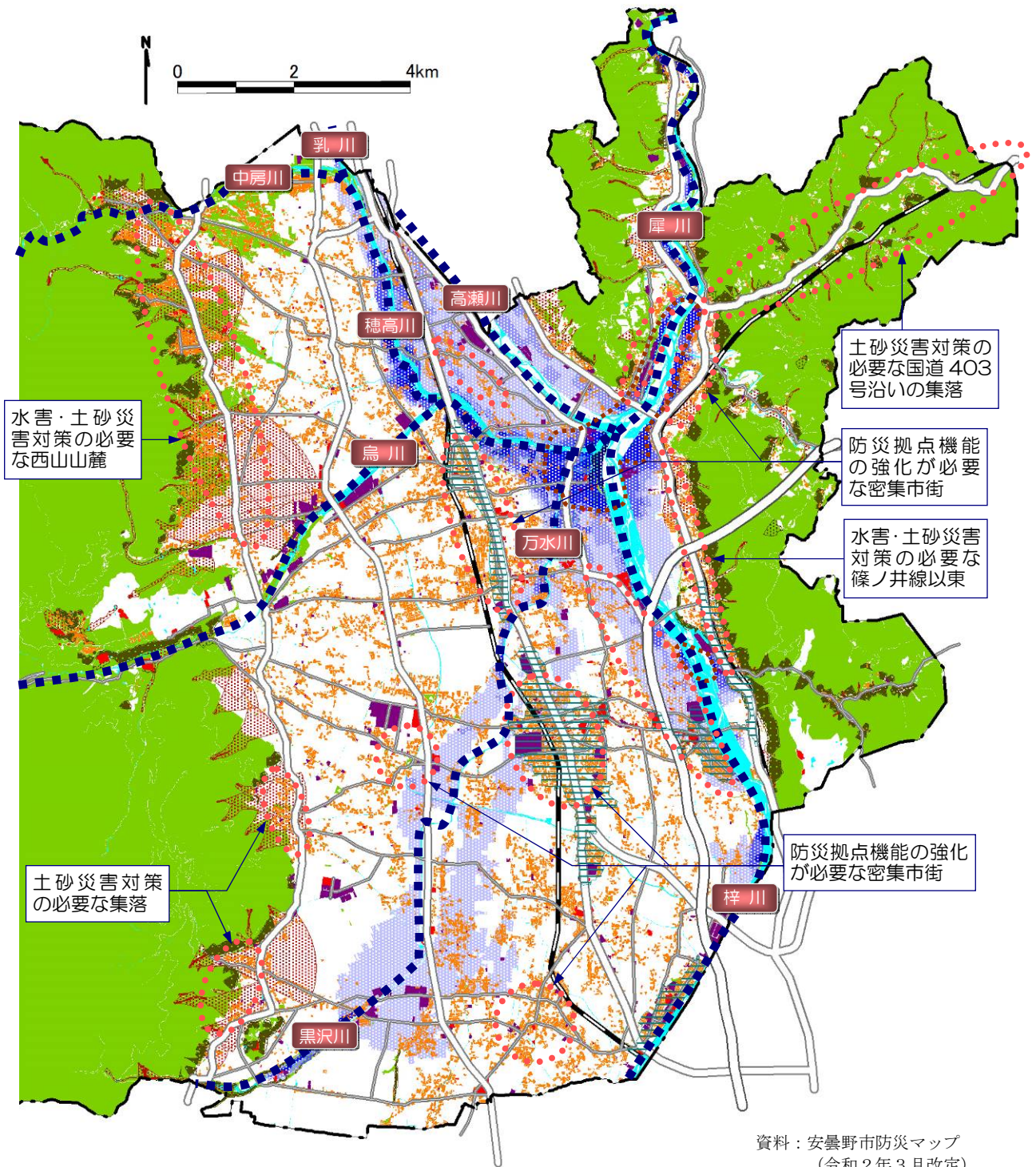
最新の災害リスク情報や対応関連情報を的確に収集・整理・分析して広く周知し、多様な手段で災害関連情報を活用して、災害時の適切な行動を促します。

① 災害リスク情報の収集・分析・活用

- ・自然災害監視システム（画像配信・警報）の整備促進、適切な運用
- ・地理情報システム等を活用した災害関連情報のデータベースの有効活用
- ・各種災害の最新のリスク情報やリスク変化に応じたハザードマップの改定

② 多様な手段による災害時の対応関連情報の周知・共有

- ・ハザードマップ等による災害時の避難地・避難施設[※]や避難経路の周知徹底
 - ※避難地（公共空地等の一時的に避難する場所）や避難施設（一時的に収容・保護する場所）
- ・避難地・避難施設や避難経路の誘導案内標識の設置
- ・デジタル同報系防災行政無線の周知・活用
- ・県防災情報ポータルサイト（ホームページ）の周知・活用
- ・災害時対応の隣近所・地域内・地域間での情報と意識の共有



浸水想定区域

- 0.5m未満
- 0.5m-1.0m未満 } 家屋の床上が浸水するレベル
- 1.0m-2.0m未満
- 2.0m-5.0m未満 } 家屋の2階以上も浸水するレベル
- 5.0m以上

土砂災害警戒区域(急傾斜地)

土砂災害特別警戒区域(急傾斜地)

土砂災害警戒区域(土石流)

土砂災害特別警戒区域(土石流)

住宅用地

商業用地

工業用地

建築基準法第22条区域※

※建築基準法第22条により指定した区域で、建築物の屋根や外壁に一定の防火性能を持たせることを義務付け、市街地の建築物の火災による延焼等の防止を図る区域です。

特に災害に対する配慮や対策が必要な主な市街・集落

治水対策が必要な主な河川

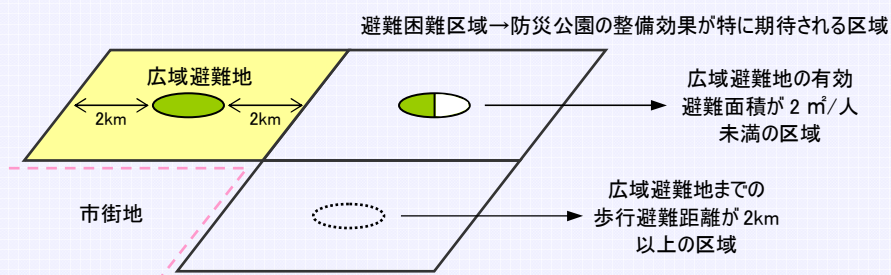
図 地震・水害・土砂災害等の重点的な対策検討図

● 災害後の対応力の強化

災害発生時の避難行動、被災後の復旧・復興の活動等、各段階で必要な施設の整備や機能向上を図り、災害対応力を強化します。

① 避難場所の適正な配置・必要な規模の確保

- ・災害リスクや市街地・集落の規模・分布状況等をふまえた避難場所の確保
- ・復旧・復興拠点として機能する公園・広場、緊急時に利用可能な臨時ヘリポートの確保（拠点市街からのアクセスや全市的な配置バランスを考慮）
- ・避難地のきめ細かな指定（一次避難地、広域避難地の区分）
- ・既存のオープンスペース（河川敷等）の有効活用
- ・有効避難面積（ $2\text{ m}^2/\text{人}$ ）や歩行避難距離（ 2 km 以内）等をふまえた広域避難地（防災公園等）の整備検討



※広域避難地となる防災公園の配置では、歩行避難距離が 2 km を超える場合や、1人当たりの有効避難面積が 2 m^2 未満である地域等において、特に整備が必要とされる（一次避難地の場合は歩行距離が 500 m 以内となる）。

※資料：UR 都市機構ホームページ

図 防災公園の配置の考え方

② 避難施設の機能の強化

- ・災害時に拠点として機能を有する本庁舎と各支所との相互補完・機能連携
- ・最低限必要とされる避難収容規模の確保
- ・主要施設の耐震改修・建替えの対応
- ・老朽化している避難施設の更新、代替施設の確保

③ 物資の輸送や人々の往来等交通機能の強化

- 緊急輸送路のルート設定の見直し・新設の必要性の検討（緊急輸送路を補完・代替するルートの設定）
 - ・基幹軸（循環軸・南北軸・東西軸）をふまえた設定
 - ・各地域の拠点市街や災害後の活動拠点となる避難場所とヘリポートを連絡するルートの設定
 - ・東西を円滑に移動できるルートの設定
 - ・右左折や鉄道との平面交差の回避
- 緊急輸送路として十分な機能を確保するための整備促進
 - ・必要に応じた道路の拡幅、橋梁部の耐震化、鉄道との立体交差化
 - ・沿道の緑化、沿道建築物の耐震化・不燃化促進
 - ・密集市街地における電線や通信線の地中化検討

§ 4. その他暮らしを支える生活基盤の確保

● 上下水道施設の計画的整備・適正な維持管理

水道ビジョン及び下水道事業経営戦略に沿って、必要な上下水道施設の整備を計画的に進めるとともに、既存施設の適切な維持管理を図ります。

また、将来の人口動態をふまえながら、ダウンサイジング^{※1}の検討も進めていきます。

① 上水道施設

- ・送水施設・配水施設の適切な維持管理による上水の安定供給
- ・既設管や給水拠点配水池の耐震化、老朽管の布設替えの実施
- ・定期検査による安全な水質の保持（安全・安心な水の供給）

② 下水道施設

- ・ストックマネジメント^{※2}による計画的な施設の整備
- ・既設下水道の利用の普及促進
- ・維持管理による適切な汚水処理の継続
- ・下水汚泥のリサイクルの促進

※1 ダウンサイジングとは、管路の口径を小さくしたり、施設の統廃合を行うことをいいます。

※2 スtockマネジメントとは、上水道や下水道等様々なインフラ整備事業の役割をふまえ、持続可能な事業の実施を図るため、明確な目標を定めて、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、各施設を計画的かつ効率的に管理することをいいます。

● その他公共公益施設の整備・既存施設の有効活用

各分野の具体計画に沿って、行政サービスの質を高めるために必要な公共公益施設の適正な場所への整備を図るとともに、既存施設の機能を最大限に活かし、施設の長寿命化を図りながら、有効活用を推進していきます。

① ごみ焼却場や汚物処理場等その他の都市施設の適正運用と都市施設の見直し

- ・新ごみ処理施設の適正運用と焼却熱の有効活用
- ・将来の人口動態等をふまえた、適正規模への施設改修に向けた対応
- ・一般廃棄物の最終処分について、穂高広域施設組合と連携して検討

② その他の施設

- ・穂高交流学习センター（みらい）、豊科交流学习センター（きぼう）、三郷交流学习センター（ゆりのき）、明科子どもと大人の交流学习施設（ひまわり）の市民活動の拠点としての活用促進
- ・福祉計画に基づく保育所等の福祉施設その他計画に基づいて設置する各種施設の適正な場所への立地誘導（土地利用計画との整合）

4.3 全体構想

4.3.1 エリア別のまちづくりの方針整理

4.1 に示した土地利用計画をふまえて、市内を以下3つのエリアに分けてまちづくりの方針を整理します。

§ 1. 市街地エリアの方針

5地域にそれぞれある市街地エリアは、既存の良好な住環境を保持しながら、新たな住宅や店舗、工場等多様な用途を計画的かつ優先的に受け入れることによって都市機能の集積を図るとともに、各市街地内の核となる場所や軸となる道路周辺の再整備を促し、各地域の歴史・文化、低未利用地等を活かして、段階的に市街地の整備を図ります。

§ 2. 田園環境エリアの方針

大小の集落と農地が広がる田園環境エリアは、本市の発展の礎となる営農環境や田園風景と調和した暮らしの維持・継承を図ります。そのため、以下の方針に沿って、都市的土地利用の適正化を図ります。

<大規模な集落における居住地形成>

比較的規模の大きな集落は、範囲を定めて、その内側に住宅や生活利便施設等を集約して、利便性の高い居住地形成を図るとともに、外側にある農地への無秩序な宅地の拡散を防ぎます。

<まとまった集落付近への住宅等の立地の限定化>

大規模な集落以外では、一定のまとまりを有する集落の縁辺部に限定して、宅地化を認め、既存のコミュニティの維持・継承を図ります。

<既存の都市基盤や地域資源を有効活用した産業誘導>

一定の都市基盤が整った既存の産業集積地を新たな産業の集約・拡張の核としたうえで、良好な住環境や営農環境、自然環境、景観等に十分配慮して、エリア内の資源や環境を活かして産業基盤の形成を図ります。

§ 3. 森林環境エリアの方針

山麓・山間部や山岳に広がる森林環境エリアは、林地を主とした自然的土地利用の保全を図るとともに、点在する観光資源の有機的な連携・活用により、自然と親しむ空間として一体的な魅力形成を図ります。

①西山山麓エリア

比較的傾斜の緩やかな西山山麓エリアは、森林や温泉等の資源を活かし、面的な観光・保養の場として、その魅力を楽しむ人々を受け入れながら、森林空間の保全・活用を図ります。

②東山山麓・山間部エリア

比較的急な斜面の広がる東山山麓・山間部エリアは、土砂災害に十分配慮するなかで、この環境に調和した既存の暮らしを維持するとともに、森林環境の保全・活用、荒廃地の森林回復を図ります。

③山岳エリア

常念岳や有明山に代表される北アルプスの峰々に通じる山岳エリアは、観光利用を考慮しながら、高質な自然環境の保全を図ります。

§ 4. 各エリアを貫く水辺空間の方針

北アルプスに端を発する河川、農地を潤すために縦横に張り巡らされた堰等の水路を軸とした水辺空間は、水害等に配慮し、本来の機能保持を図るとともに、レクリエーションや自然に親しむ空間として有効活用を図ります。とくに三川合流部を中心としたエリアは安曇野の水文化の核として保全・継承していきます。

安曇野市
都市計画マスタープラン

市街地エリア

安曇野市土地利用基本計画
(1-3 ページ図参照)

拠点市街区域

豊科拠点市街
穂高拠点市街
三郷拠点市街
堀金拠点市街
明科拠点市街

準拠点市街区域

田沢・光地区
安曇野 I. C. 地区
たつみ原地区
穂高烏川地区

安曇野市立地適正化計画
(1-4 ページ図参照)

日常サービス施設誘導区域
(都市機能誘導区域・居住誘導区域)

拠点施設誘導区域
(都市機能誘導区域)

※工場等が集積する区域を除く

生活拠点区域
(都市機能誘導区域・居住誘導区域)

※工場等が集積する区域を除く

田園環境エリア

田園居住区域

柏原地区
下堀地区
中萱・上烏羽・
下烏羽・真々部地区
上長尾・下長尾・
二木地区

生活拠点区域
(都市機能誘導区域・居住誘導区域)

田園環境区域

森林環境エリア

山麓保養区域

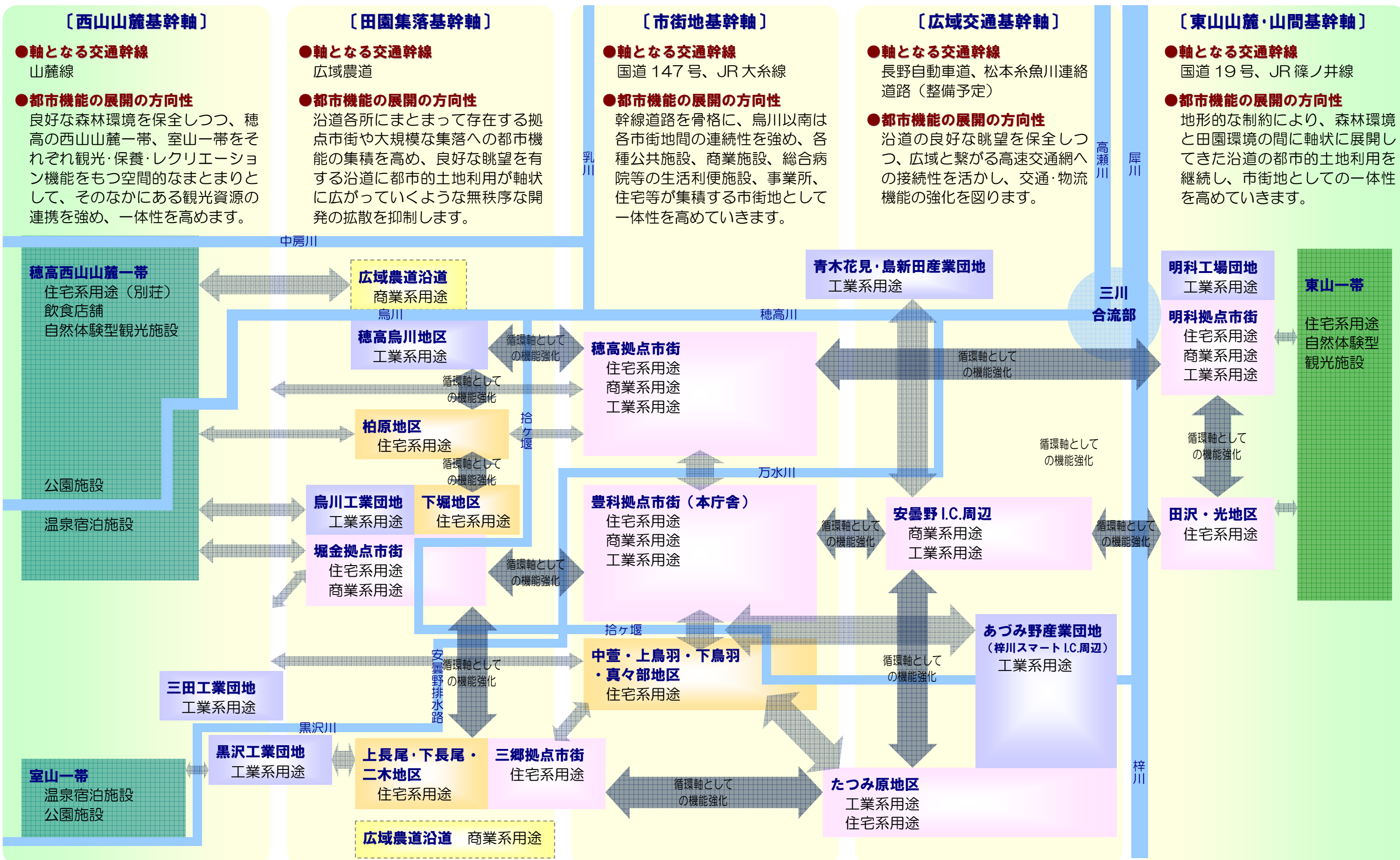
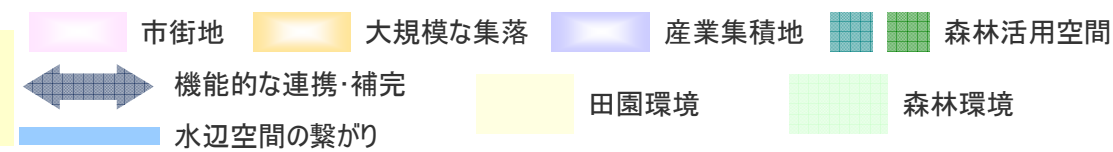
森林環境区域

注) エリアと区域の対応関係は完全に一致するものではありません。

図 安曇野市の土地利用に関する主な計画のエリア・区域の関係性

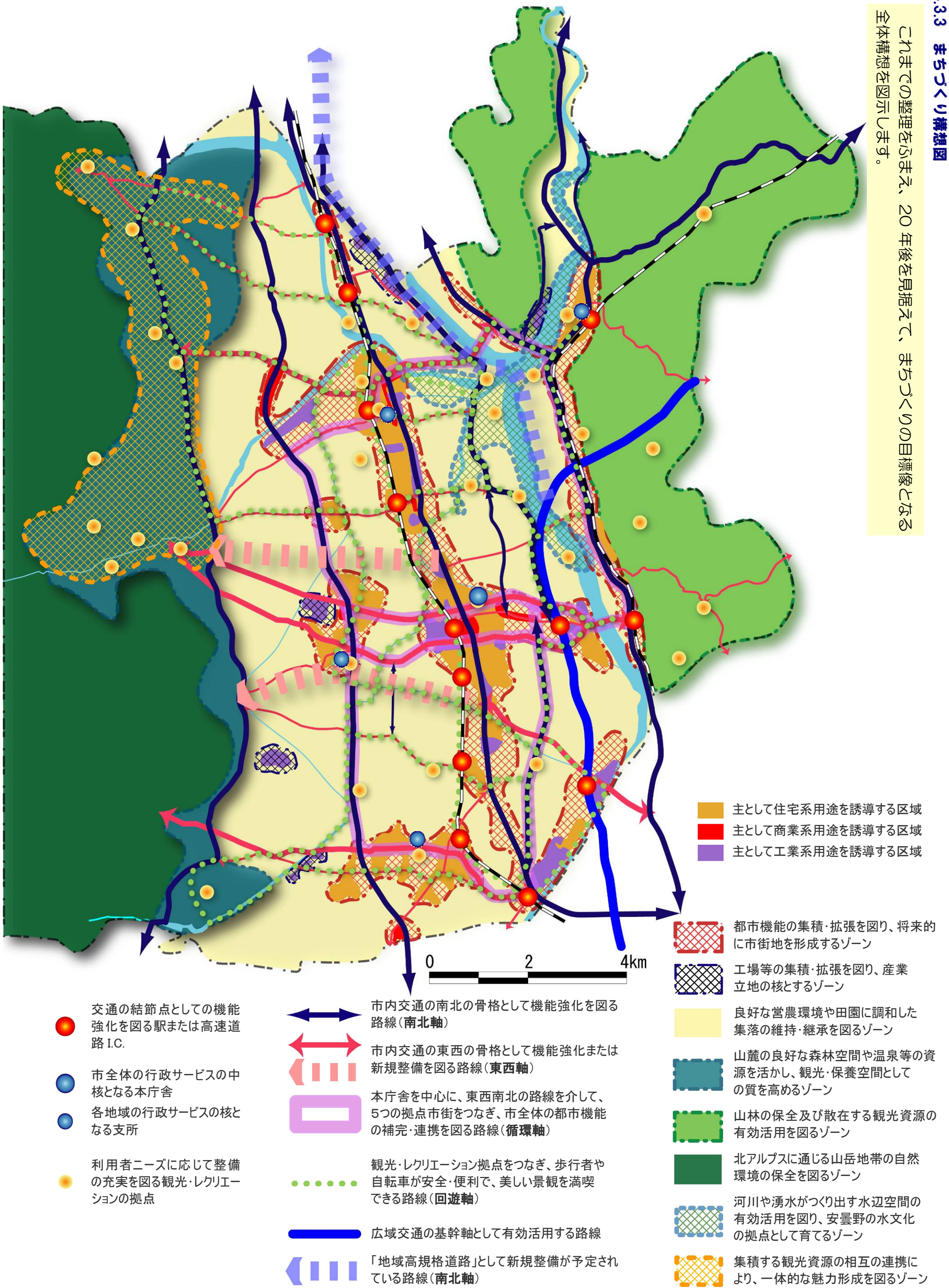
4.3.2 都市機能の関係性と方向性の整理

4.2に示した都市施設整備計画と前項のエリア別の方針をふまえて、都市機能の空間的な核となる市街地や産業集積地の機能的なつながりや強化の方向性、同じく基軸となる5つの南北基幹軸の都市機能の展開の方向性を概念的に整理します。



4.3.3 まちづくり構想図

これまでの整理をふまえ、20年後を見据えて、まちづくりの目標像となる全体構想を図示します。



- 交通の結節点としての機能強化を図る駅または高速道路 I.C.
- 市全体の行政サービスの中核となる本庁舎
- 各地域の行政サービスの核となる支所
- 利用者ニーズに応じて整備の充実を図る観光・レクリエーションの拠点

- ↔ 市内交通の南北の骨格として機能強化を図る路線(南北軸)
- ↔ 市内交通の東西の骨格として機能強化または新規整備を図る路線(東西軸)
- 本庁舎を中心に、東西南北の路線を介して、5つの拠点市街をつなぎ、市全体の都市機能の補完・連携を図る路線(循環軸)
- ⋯ 観光・レクリエーション拠点をつなぎ、歩行者や自転車が安全・便利で、美しい景観を満喫できる路線(回遊軸)
- 広域交通の基幹軸として有効活用する路線
- ⏪ 「地域高規格道路」として新規整備が予定されている路線(南北軸)

- 主として住宅系用途を誘導する区域
- 主として商業系用途を誘導する区域
- 主として工業系用途を誘導する区域
- 都市機能の集積・拡張を図り、将来的に市街地を形成するゾーン
- 工場等の集積・拡張を図り、産業立地の核とするゾーン
- 良好な営農環境や田園に調和した集落の維持・継承を図るゾーン
- 山麓の良好な森林空間や温泉等の資源を活かし、観光・保養空間としての質を高めるゾーン
- 山林の保全及び散在する観光資源の有効活用を図るゾーン
- 北アルプスに通じる山岳地帯の自然環境の保全を図るゾーン
- 河川や湧水が作り出す水辺空間の有効活用を図り、安曇野の水文化の拠点として育てるゾーン
- 集積する観光資源の相互の連携により、一体的な魅力形成を図るゾーン

図 20年後を見据えたまちづくり構想図

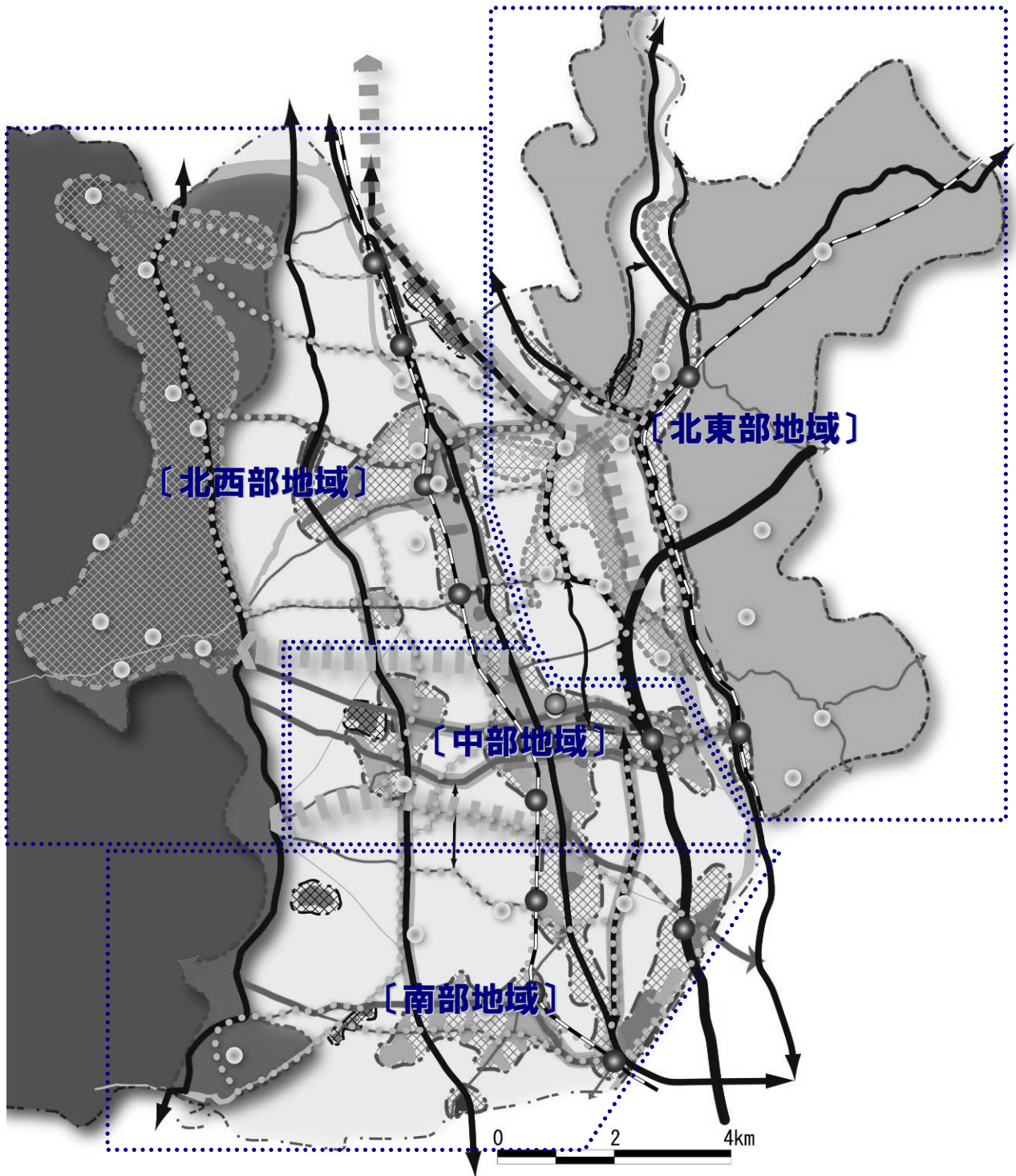
第 5 章 地域別のまちづくり構想

本章では、本市を4つの地域に区分し、それぞれの特色をふまえて、地域別により詳細なまちづくり構想を示します。

第5章 地域別のまちづくり構想

5.1 地域区分

地域別構想は、5つの地域区分に捉われず、地理的な特性や都市機能のつながりやまとまりをふまえ、市内をおおまかに4つの地域（下図）に区分したうえで、全体構想の詳細版として示します。



※上図に示す地域の境界は厳密に区分されるものではありません。

図 地域別のまちづくり構想における便宜的な区分

5.2 北東部地域

〔地域の特徴・資源の活用ポイント〕

- 東山山麓の荒廃桑園や森林空間に点在する観光資源の有効活用
- 河川や湧水、水辺空間の多面的な活用

§ 1. 地域づくりの目標・方針

きれいな水や変化に富んだ地形を活かし、水辺や森林の魅力と親しめる地域づくり

●人口誘導の方針

市街地への居住の誘導と定着

●商業振興の方針

既存市街の商業機能の保持と穂高・豊科市街との連携強化による商業機能の補完

●観光振興の方針

河川や森林等多様な環境を活用した体験型レクリエーション等地域資源の有効活用と相互の連携による観光的魅力の向上

●工業振興の方針

立地条件や地域資源を活かし、環境と調和のとれた新たな産業の創出

§ 2. 土地利用の方針

- 森林・河川の自然環境や平坦地に広がる優良な農地の保全
- 土砂災害や水害等、災害の危険性等の立地条件をふまえた計画的な宅地誘導
- 駅を中心とした市街地への商業店舗の集約、田園地帯の良好な景観と調和しない沿道店舗の立地抑制
- 既存の工業団地における工場集積の維持、地域資源を活用した新たな産業用地の確保

§ 3. 都市施設整備の方針

- 「東の玄関口」となる明科駅周辺の整備による交通拠点機能の強化
- 地域の基幹軸となる国道 19 号の歩道整備、交通が集中する交差点の改良
- 各所に点在する観光施設やレクリエーション施設等への分かりやすい案内・誘導



地域の特徴・資源

- 遠方に北アルプス、眼下に安曇平を一望できる河岸段丘の上部、山頂(光城山・長峰山)からの眺め
- 三川合流部付近に展開する水を活かした産業(養魚、わさび田など)やレクリエーション(釣り、カヌー等)
- 市街地对岸の整備された工場団地
- 複数の幹線道路(国道 19 号、国道 403 号、県道 51 号大町明科線等)が結節する交通の要所
- 長野駅や東京駅に市内から最短(特急利用)でアクセスすることができる明科駅
- 市街地内にある水辺に親しめる公園(あやめ公園・龍門淵公園)
- 市街地内に集積している各種公共施設(支所、図書館、消防署、高校、中学校、小学校等)

- 都市機能の集積・拡張を図り、将来的に市街地を形成するゾーン
- 工場等の集積・拡張を図り、産業立地の核とするゾーン
- 良好な営農環境や田園に調和した集落の維持・継承を図るゾーン
- 山林の保全及び散在する観光資源の有効活用を図るゾーン
- 河川や湧水がつくり出す水辺空間の有効活用を図り、安曇野の水文化の拠点として育てるゾーン
- 市内交通の南北の骨格として機能強化を図る路線(南北軸)
- 市内交通の東西の骨格として機能強化または新規整備を図る路線(東西軸)
- 本庁舎を中心に、東西南北の路線を介して、5つの拠点市街をつなぎ、市全体の都市機能の補完・連携を図る路線(循環軸)
- 観光・レクリエーション拠点をつなぎ、歩行者や自転車が安全・便利で、美しい景観を満喫できる路線(回遊軸)
- 広域交通の基幹軸として有効活用する路線
- 「地域高規格道路」として新規整備が予定されている路線(南北軸)

- 交通の結節点としての機能強化を図る駅または高速道路 I.C.
- 利用者ニーズに応じて整備の充実を図る観光・レクリエーションの拠点
- 各地域の行政サービスの核となる支所
- 主として住宅系用途を誘導する区域
- 主として商業系用途を誘導する区域
- 主として工業系用途を誘導する区域

5.3 北西部地域

〔地域の特徴・資源の活用ポイント〕

- 温泉や美術館等多様な観光資源を有する高質な森林空間の活用
- 各地に点在する観光資源の有機的な連携

§ 1. 地域づくりの目標・方針

安らぎのある森林空間、歴史・文化の香り漂う雰囲気を活かし、観光・交流の魅力にあふれる地域づくり

●人口誘導の方針

多様な居住空間（利便性の高い市街地、緑豊かな田園集落、閑静な森林別荘地等）への適正な居住誘導

●商業振興の方針

駅前通り沿い・国道147号沿道、広域農道沿道の商業店舗の集積を核とした商業機能の維持・強化

●観光振興の方針

西山山麓をはじめ、各所に点在する観光資源の連携強化による一体的な観光地形成

●工業振興の方針

良好な田園環境や森林環境の魅力を活かした新たな産業の創出

§ 2. 土地利用の方針

●西山山麓の森林保全と観光・保養のための有効活用

●幹線道路沿い等郊外への開発の拡散防止

●市街地内の空地や農地への計画的な開発誘導による土地利用の促進（無秩序な宅地開発の抑制）

●良好な環境を求める業種業態（企業の研究・開発部門等）のニーズにも対応できる産業用地の確保

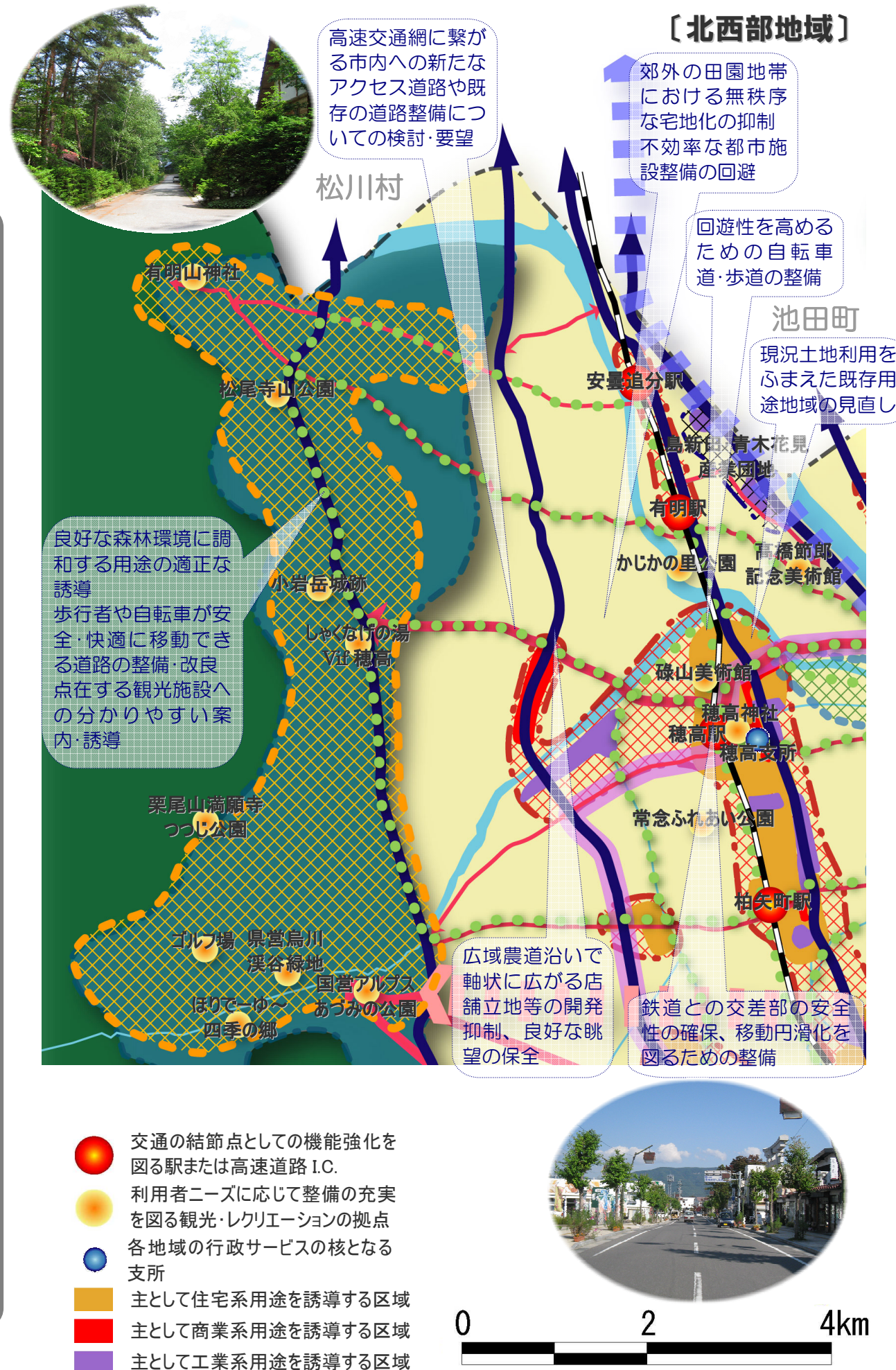
§ 3. 都市施設整備の方針

●交通が集中する市街地内の幹線道路における移動の円滑化・安全性の向上のための整備・改良

●良好な景観や各所に点在する観光資源を安全・快適に回遊して楽しむことができる動線の整備

●観光拠点となる駅等における情報提供機能の強化

●市街地居住の魅力の向上や防災に資する機能の充実した公園・緑地の整備



地域の特徴・資源

- 西山の山麓傾斜地に広がるアカマツ林、その樹林地一帯に形成された温泉観光地・別荘地
- 烏川沿いに連なる帯状の樹林帯、市街地内のまとまった緑（穂高神社）
- 各所に点在する美術館・博物館、それらによって醸し出される芸術・文化の香り
- 市街地内の旧街道沿いに残る蔵造りの建物
- 国道147号沿いに集積している大型商業店舗
- 一定の整備が施された市街地内の2つの駅（穂高駅・柏矢町駅）及び各駅前通り
- 市街地内を流れる水路（矢原堰）
- 山麓にある2つの大規模公園（国営アルプスあづみの公園、県営烏川溪谷緑地）

- 都市機能の集積・拡張を図り、将来的に市街地を形成するゾーン
- 工場等の集積・拡張を図り、産業立地の核とするゾーン
- 良好な営農環境や田園に調和した集落の維持・継承を図るゾーン
- 山麓の良好な森林空間や温泉等の資源を活かし、観光・保養空間としての質を高めるゾーン
- 北アルプスに通じる山岳地帯の自然環境の保全を図るゾーン
- 河川や湧水が作り出す水辺空間の有効活用を図り、安曇野の水文化の拠点として育てるゾーン
- 観光資源の集積を活かし、相互に連携を図り、一体的に魅力を高めるゾーン
- 市内交通の南北の骨格として機能強化を図る路線（南北軸）
- 市内交通の東西の骨格として機能強化または新規整備を図る路線（東西軸）
- 本庁舎を中心に、東西南北の路線を介して、5つの拠点市街をつなぎ、市全体の都市機能の補完・連携を図る路線（循環軸）
- 観光・レクリエーション拠点をつなぎ、歩行者や自転車が安全・便利で、美しい景観を満喫できる路線（回遊軸）
- 広域交通の基幹軸として有効活用する路線
- 「地域高規格道路」として新規整備が予定されている路線（南北軸）

- 交通の結節点としての機能強化を図る駅または高速道路I.C.
- 利用者ニーズに応じて整備の充実を図る観光・レクリエーションの拠点
- 各地域の行政サービスの核となる支所
- 主として住宅系用途を誘導する区域
- 主として商業系用途を誘導する区域
- 主として工業系用途を誘導する区域

5.4 中部地域

〔地域の特徴・資源の活用ポイント〕

- 各種公共施設や商業施設、事業所等多くの人々が集う都市施設の集積
- 市の骨格となる東西・南北の主要幹線

§ 1. 地域づくりの目標・方針

都市機能の集積を活かし、住む人、働く人、訪れる人の多様なニーズに応えられる地域づくり

●人口誘導の方針

都市機能が集積している市街地への積極的かつ計画的な居住誘導

●商業振興の方針

広域的な商圈の核として、集客力の高い大型小売店舗や飲食店舗等の集積の魅力を活かした商業機能の強化

●観光振興の方針

広域からの自動車交通の玄関口として、来訪者の期待に応えるもてなしの空間づくり

●工業振興の方針

安曇野 I.C.への近接性等、優れた立地条件を活かした工業振興

§ 2. 土地利用の方針

● 良好な田園風景（大規模な優良農地や屋敷林のある集落）の保全

● 市の中心的な業務地区として、本庁舎、県安曇野庁舎、警察署、消防署、総合病院、近代美術館等の公共施設が集中している地区への都市機能の集積

● 防災機能の強化や賑わい創出を図るための密集市街地における土地区画整理や街路整備等の事業の促進

● 既存工場の拡張や新たな事業用地の確保に際しての迅速な対応と環境への配慮との両立

§ 3. 都市施設整備の方針

● 本庁舎を核に、業務地区としての機能や利便性の向上に資する道路の整備・改良

● 通勤・通学の主要な動線となる道路の安全性向上のための整備・改良

大規模公園や西山山麓に形成された観光・保養地への主要な動線となる道路景観の保全

広域農道沿いで軸状に広がる店舗立地等の開発抑制、良好な眺望の保全



〔中部地域〕

安曇野 I.C.周辺の計画的な開発
高速バス利用者の駐車場整備
広域からの自動車利用の来訪者を迎える沿道空間の美化



循環軸を形成する豊科・堀金の両市街を結ぶ東西基幹軸の機能強化を図るための新たな幹線道路の整備

堰沿いの歩道・自転車道のネットワーク整備（駅との接続性、回遊性の確保）

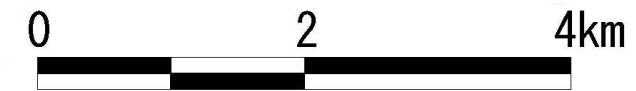
現況土地利用をふまえた既存用途地域の見直し

密集市街地における土地区画整理や街路整備等の事業の促進、建物の不燃化や沿道緑化の推進

用途地域の設定による計画的な土地利用誘導

- 交通の結節点としての機能強化を図る駅または高速道路 I.C.
- 利用者ニーズに応じて整備の充実を図る観光・レクリエーションの拠点
- 市全体の行政サービスの中核となる本庁舎
- 各地域の行政サービスの核となる支所
- 主として住宅系用途を誘導する区域
- 主として商業系用途を誘導する区域
- 主として工業系用途を誘導する区域

豊科駅周辺、駅前通り、国道 147 号沿道商店街の改善、賑わいの創出



地域の特徴・資源

- 農地を潤し、豊かな農業生産を支える堰、良好な眺望景観を楽しむことができる水路沿いの歩道・自転車道（拾ヶ堰）
- 屋敷林に囲まれた集落と田園との景観的調和
- 低層化や周囲の緑化等によって、周囲の景観に配慮してつくられた工場
- 用途地域や地区計画等により、計画的に誘導・整備されてきた住宅団地や工業団地
- 市の中央部にあって、本庁舎をはじめ、官公庁、総合病院、大規模商業店舗等が集積し、業務地区を形成している豊科市街
- 豊科市街の横丁や小路に発達した飲食店舗街
- 市内外からの高い集客力を誇る堀金中心部の道の駅、大規模商業店舗
- 広域からの自動車利用の来訪者の玄関口となる安曇野 I.C.、同 I.C.から豊科市街までの沿道に形成された飲食店街
- 東西交通の基幹となる複数の幹線道路

- 都市機能の集積・拡張を図り、将来的に市街地を形成するゾーン
- 工場等の集積・拡張を図り、産業立地の核とするゾーン
- 良好な営農環境や田園に調和した集落の維持・継承を図るゾーン

- ⇄ 市内交通の南北の骨格として機能強化を図る路線（南北軸）
- ⇄ 市内交通の東西の骨格として機能強化または新規整備を図る路線（東西軸）
- 本庁舎を中心に、東西南北の路線を介して、5つの拠点市街をつなぎ、市全体の都市機能の補完・連携を図る路線（循環軸）
- 観光・レクリエーション拠点をつなぎ、歩行者や自転車が安全・便利で、美しい景観を満喫できる路線（回遊軸）
- 広域交通の基幹軸として有効活用する路線
- ⇄ 市内交通の東西の骨格として機能強化または新規整備を図る路線（東西軸）

- 安曇野 I.C.、駅等来訪者の玄関口となる空間の魅力高めるための整備
- 災害時における主要な緊急輸送路の機能強化
- 市街地内の生活に身近な公園・緑地の整備

5.5 南部地域

〔地域の特徴・資源の活用ポイント〕

- ・松本市街にアクセスしやすい立地条件
- ・市街地内にある都市施設（駅、高速道路 I.C.、公園等）や工業団地・住宅団地に整備された既存の都市基盤の有効活用

§ 1. 地域づくりの目標・方針

松本市への近接性や市街地内の都市施設を活かし、居住性に優れた地域づくり

●人口誘導の方針

利便性の高い市街地への計画的な居住誘導（高い居住需要への適切な対応）

●商業振興の方針

充実した商業機能を有する近接の市街（豊科・堀金・松本）との連携・補完を念頭にした商業機能の確保

●観光振興の方針

室山一帯を中心にした長期宿泊・滞在型の観光地づくり

●工業振興の方針

梓川スマート I.C.へのアクセス等優れた立地条件を活かした工業振興

§ 2. 土地利用の方針

●平坦地で比較的大規模なまとまりのある田畑、南西の傾斜地に展開している果樹園等優良な農地の保全

●農地への無秩序な宅地の拡散抑制

●居住需要に応えるための新たな住宅団地の計画的な整備、適正な場所への開発誘導

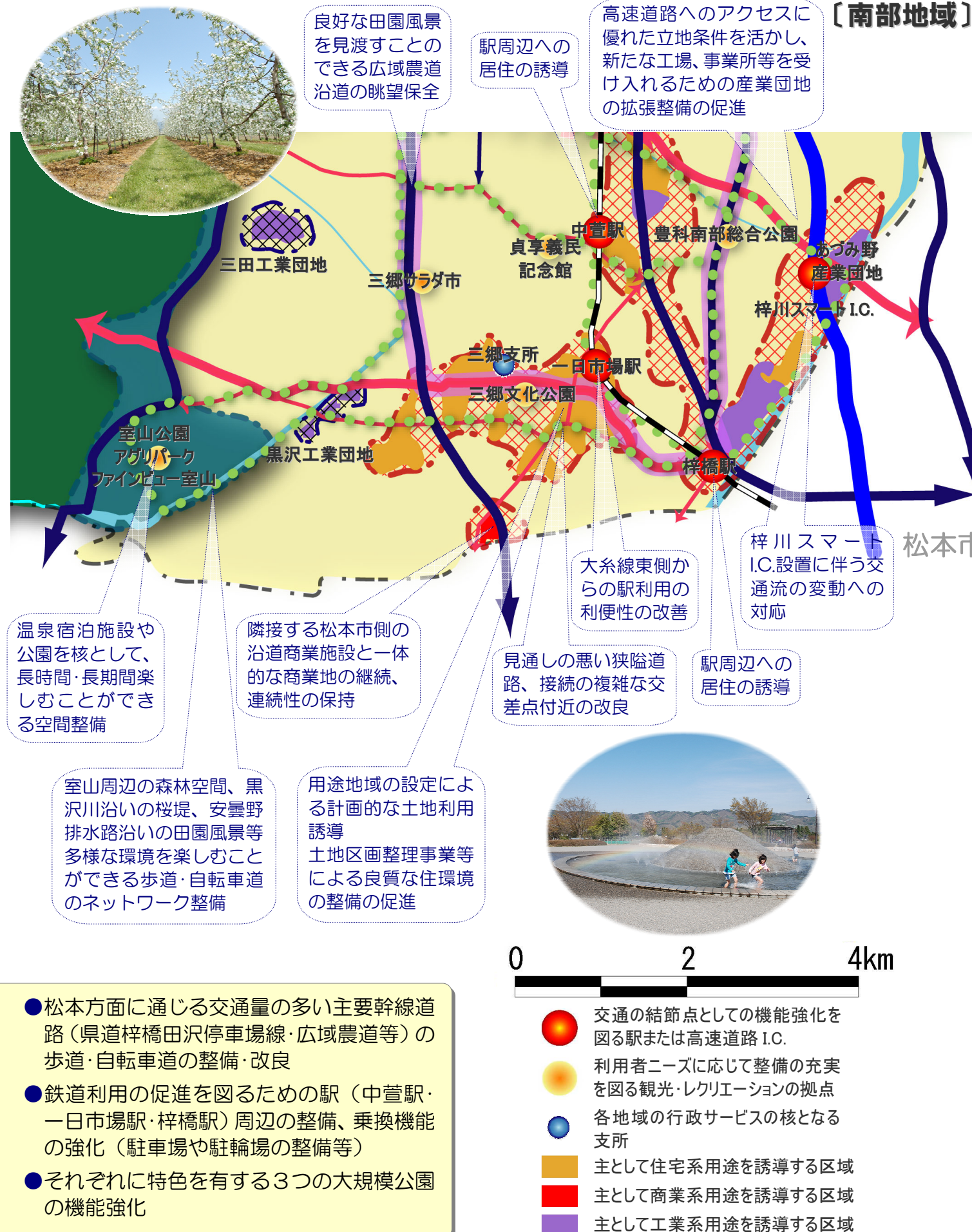
●市街地内における用途の混在回避

●市街地の居住機能の向上に資する駅周辺への商業店舗の誘導・集約

●道路等の都市基盤の整った既存の工業団地・産業団地の拡張

§ 3. 都市施設整備の方針

●市街地内の複雑な道路形状の改良



〔南部地域〕

地域の特徴・資源

- 広域農道や大系線等沿道・沿線から眺めることができる北アルプスの美しい山並みと田園風景
- 黒沢川沿いの桜堤や古くからの集落内にある屋敷林等良好な景観を構成する緑
- 室山一帯に集積した観光施設（公園、温泉付宿泊施設、ワイナリー等）
- 松本市との近接性（道路4方向、鉄道1方向からのアクセス）
- 高速道路（梓川スマート I.C.）へのアクセス性が高いあづみ野産業団地
- 人口増加の傾向と比較的高い居住需要
- 機能・特徴がそれぞれ異なる3つの大規模公園（豊科南部総合公園・三郷文化公園・室山公園アグリパーク）

- 都市機能の集積・拡張を図り、将来的に市街地を形成するゾーン
- 工場等の集積・拡張を図り、産業立地の核とするゾーン
- 良好な営農環境や田園に調和した集落の維持・継承を図るゾーン
- 山麓の良好な森林空間や温泉等の資源を活かし、観光・保養空間としての質を高めるゾーン
- 北アルプスに通じる山岳地帯の自然環境の保全を図るゾーン
- 市内交通の南北の骨格として機能強化を図る路線（南北軸）
- 市内交通の東西の骨格として機能強化または新規整備を図る路線（東西軸）
- 本庁舎を中心に、東西南北の路線を介して、5つの拠点市街をつなぎ、市全体の都市機能の補完・連携を図る路線（循環軸）
- 観光・レクリエーション拠点をつなぎ、歩行者や自転車が安全・便利で、美しい景観を満喫できる路線（回遊軸）
- 広域交通の基幹軸として有効活用する路線

- 交通の結節点としての機能強化を図る駅または高速道路 I.C.
- 利用者ニーズに応じて整備の充実を図る観光・レクリエーションの拠点
- 各地域の行政サービスの核となる支所
- 主として住宅系用途を誘導する区域
- 主として商業系用途を誘導する区域
- 主として工業系用途を誘導する区域

第 6 章 構想実現のための施策展開と体制

本章では、第 4 章、第 5 章にまとめた構想の実現に向けて、施策展開の段階と方向性を整理したうえで、より具体の実現方策と計画の運用・推進体制を示します。

第6章 構想実現のための施策展開と体制

6.1 施策展開の枠組み

20年先を見据えた第4章のまちづくり構想及び前章の地域別のまちづくり構想には、長期を見据えた計画要素が含まれ、構想実現には段階的な取り組みが求められます。

本章では、まずはこの先10年間における施策展開について、目標人口を念頭に置きながら、以下に示す枠組みに沿って、土地利用計画、都市施設整備計画それぞれの施策展開の方向性と実現方策を示します。

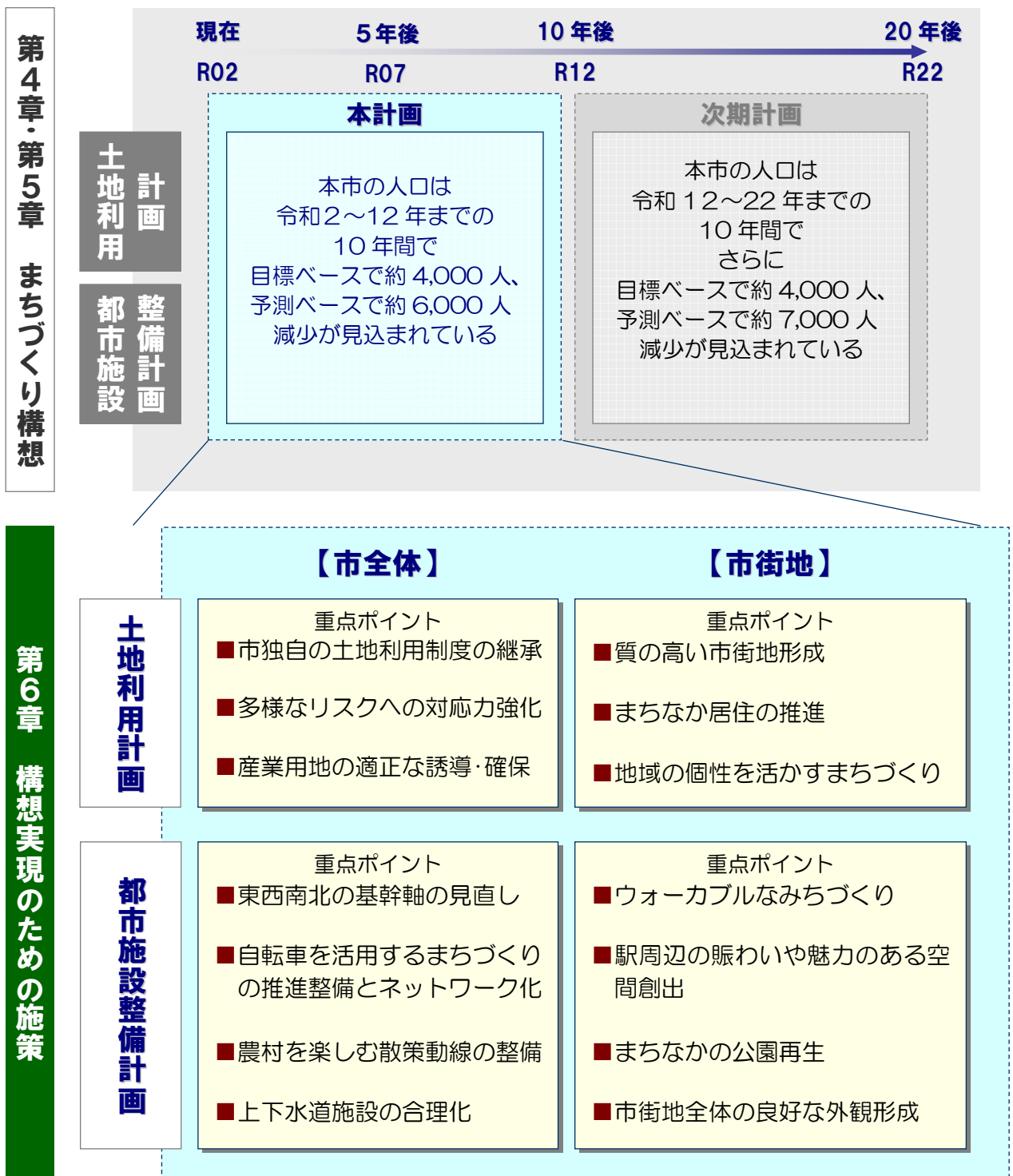


図 構想実現に向けての段階区分と短期の重点ポイント

6.2 施策展開の方向性

6.2.1 土地利用施策の考え方とポイント

(1) 基本的な考え方

安曇野市の適正な土地利用に関する条例（以下「土地利用条例」）に基づく安曇野市土地利用基本計画（以下「基本計画」）の運用を通じて、適正な土地利用コントロールを行い、良好な景観の保全、都市の安全性と利便性を確保するとともに、雇用の場となる産業を環境との調和を図りながら誘導し、暮らしやすさを高めていきます。

(2) 市全体の施策展開の重点ポイント

① 市独自の土地利用制度の継承

本市の特性をふまえた6つの基本区域の設定と、田園環境区域における3辺接続ルール等の設定で有効に機能している土地利用制度を遵守し、適正運用の継続を図ります。

② 多様なリスクへの対応力強化

災害リスクを回避し、低未利用地の有効活用と適正管理を図り、住環境に影響を及ぼす未知の開発事業等への適切な対応を図ります。

③ 産業用地の適正な誘導・確保

松本系魚川連絡道路の整備を見据え、新たな産業用地の誘導・確保に対する指針に沿って、適切な対応を図ります。

(3) 市街地の施策展開の重点ポイント

① 質の高い市街地形成

既存の都市機能の集積度合いや居住密度を前提に、介在農地や空き地等を活かして、程よい密度で農ある暮らしを実現できる市街地形成を推進します。

② まちなか居住の推進

駅やコンビニ、郵便局等にアクセスしやすいエリアへの居住誘導、空き家や空き地、空き店舗の有効活用を図ります。

③ 地域の個性を活かすまちづくり

地区土地利用計画や景観づくり推進地区など本市独自の制度を効果的に活用し、地域の歴史や文化を活かした個性のあるまちづくりを推進します。

6.2.2 都市施設整備施策の考え方とポイント

(1) 基本的な考え方

都市施設は暮らしと産業の基盤として必要であり、財政的制約があるなかでも整備や維持管理等を行う必要があります。都市施設の整備及び既存又は整備後の維持管理・更新を計画的に進め、需要に応じて統廃合やダウンサイジングの検討も行いながら、合理的で持続可能なしくみの構築を図るとともに、市の魅力の創出にも活かしていきます。

(2) 市全体の施策展開の重点ポイント

① 東西南北の基幹軸の見直し

松本系魚川連絡道路のルートや接続位置をふまえて、緊急輸送道路や観光アクセス路等の変化に対応した東西南北の基幹軸の見直しを行います。

② 自転車を活用するまちづくりの推進整備とネットワーク化

環境に優しく、日常的な暮らしや非日常的な観光利用の両面で、安全かつ快適に自転車移動ができる通行環境の整備とネットワーク化を推進します。

③ 農村を楽しむ散策動線の整備

田園や森林、水辺や古くからある集落内を歩いて楽しめる散策動線（フットパス）の整備を図ります。

④ 上下水道施設の合理化

上水道施設のダウンサイジングの検討と計画的・効率的な施設の改築・更新を進め、長寿命化を図ります。

(3) 市街地の施策展開の重点ポイント

① ウォークブルなみちづくり

通学路も兼ね、安全に散策したり、休憩したり、安全・快適に通行・滞留のできるみちづくり（電線の地中化や憩いの空間整備等）を推進します。

② 駅周辺の賑わいや魅力のある空間創出

拠点市街にある駅の駅前広場や駅前通りの沿道景観に配慮した街並み整備、それぞれのまちの玄関口として雰囲気のある空間創出を図ります。

③ まちなかの公園再生

市民との協働による街区公園や近隣公園の空間としての魅力再生と、維持管理活動への市民の参画を促します。

④ 市街地全体の良好な外観形成

田園景観の構成要素として遠方からの眺めの対象となる市街地の縁辺部の緑や高さの配慮を促し、良好な外観形成を進めます。

6.3 土地利用に関する実現方策

6.3.1 条例及び計画の適切な運用

(1) 立地・用途のコントロール

立地・用途については、平成 23 年 4 月に施行した土地利用条例及びこれに基づく基本計画と、この基本計画をふまえて、平成 30 年 4 月に、都市再生特別措置法（以下「特措法」）に基づき策定した安曇野市立地適正化計画（以下「立地適正化計画」）の適切な運用（必要に応じた見直し）を通じて、適正なコントロールを図りながら、既存市街・集落周辺への集約重視のまちづくりを進めていきます。

📍 土地利用条例・基本計画（本市独自の土地利用制度）のポイント

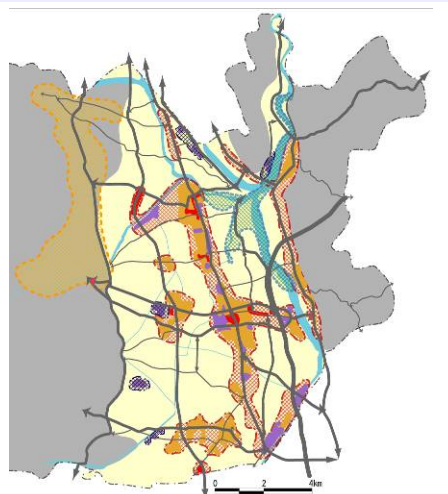
◎まちづくり構想図に示したゾーニングをふまえて、市内を6つの区域に区分し、区域ごとに立地可能な用途を定め、これを**基本的なルール(基本基準)**として基本計画に位置づけています。

- ①拠点市街区域
：将来の市街地形成の核となる区域
- ②準拠点市街区域
：上記①の区域に準じる区域（都市計画法に基づく用途地域で上記①に該当しない地域）
- ③田園居住区域
：将来の市街化を見据えた大規模集落
- ④田園環境区域[※]
：既存の集落の保全を図りつつ、田園環境を保全する区域
- ⑤山麓保養区域
：西山山麓に展開する別荘・観光地
- ⑥森林環境区域
：森林環境を保全する区域

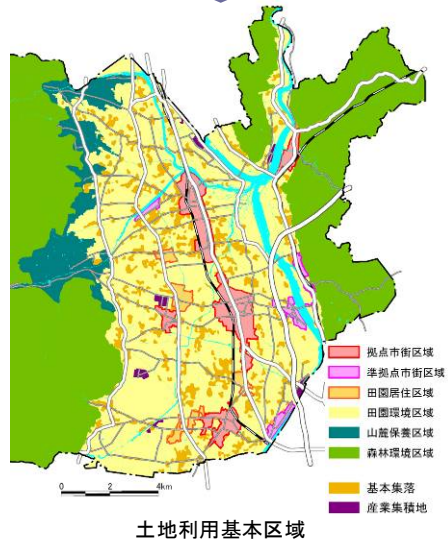
※田園環境区域内には、居住集約の核として「基本集落」を、産業集積の核として「産業集積地」をそれぞれ設定します。

◎一定規模以上あるいは周辺環境への影響が大きいと考えられる開発については、その内容が具体化する前段階で、行政との協議や住民への説明などを行うことを義務付ける手続きを土地利用条例に定めています。

◎基本計画に定めのない用途は原則として立地を不可としますが、市の発展や市民の生活の面から必要で、かつ、集約を重視するまちづくりの方針に反しない開発については、適正な手続きを通じて、個別に立地の可否を判断して適正と認められる場合には許容できるしくみを土地利用条例に設けています。



まちづくり構想図のゾーニング



土地利用基本区域

また、立地を認める際は、まちづくり構想図等に照らして的確な判断を行えるよう、以下の観点からその判断の目安となる指針（『特定開発事業に関する認定指針』）を別途、定めています。

- 営農環境の保全と調和
- 産業の継続的な発展・振興
- 既存集落の維持・継承
- 別荘・観光地の魅力の保持

◎一定規模以上の地区を単位とする計画的なまちづくりに迅速かつ弾力的に対応するために、基本基準に替えて地区独自のルールを定めることができる手続き（地区土地利用計画）も土地利用条例に定めています。

📍立地適正化計画のポイント

◎立地適正化計画では、特措法に基づいて、都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域（特措法第81条第2項第2号）として「都市機能誘導区域」を、都市の居住者の居住を誘導すべき区域（特措法第81条第2項第3号）として「居住誘導区域」を、それぞれ以下のように位置づけて、基本計画と整合させて各エリアを定めています。

■都市機能誘導区域

：医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域

拠点施設誘導区域 (都市機能誘導区域)	• 5つの拠点市街区域（明科拠点、穂高拠点、豊科拠点、堀金拠点、三郷拠点）の中心部
日常サービス施設誘導区域 (都市機能誘導区域)	• 5つの拠点市街区域（明科拠点、穂高拠点、豊科拠点、堀金拠点、三郷拠点） ※ただし、工場等の集積地を除く。
生活拠点区域 (都市機能誘導区域)	• 準拠点市街区域（田沢・光、安曇野I.C.、たつみ原） • 田園居住区域（柏原、下堀、中萱・上鳥羽・下鳥羽・真々部、上長尾・下長尾・二木） ※ただし、工場等の集積地を除く。

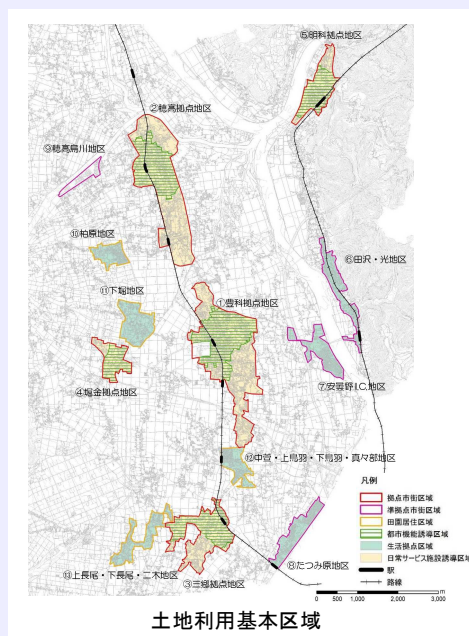
■居住誘導区域

：人口減少の中にあっても、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように居住を誘導すべき区域

居住誘導区域	<ul style="list-style-type: none"> • 5つの拠点市街区域（明科拠点、穂高拠点、豊科拠点、堀金拠点、三郷拠点） • 準拠点市街区域（田沢・光、安曇野I.C.、たつみ原） • 田園居住区域（柏原、下堀、中萱・上鳥羽・下鳥羽・真々部、上長尾・下長尾・二木） ※ただし、工場等の集積地である豊科拠点の工業専用地域及び穂高烏川地区を除く。
--------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

◎居住誘導区域（都市機能誘導区域をすべて含む）外で3戸以上又は敷地面積1,000㎡以上の住宅等を建てる行為や、3種類の都市機能誘導区域において定める「誘導施設」について所定の行為を行う場合は、土地利用条例に基づく手続きとは別に、届出が必要となるしくみになっています。

◎平成25年(2013)に定められた「防災都市づくり計画策定指針」に基づき、コンパクトで安全なまちづくりの推進に向けて、災害リスクの高い地域は新たな立地抑制を図るため、居住誘導区域から原則除外するとともに、居住誘導区域に残存する災害リスクに対しては、立地適正化計画に防災指針を定めて計画的かつ着実に必要な防災・減災対策に取り組みます。



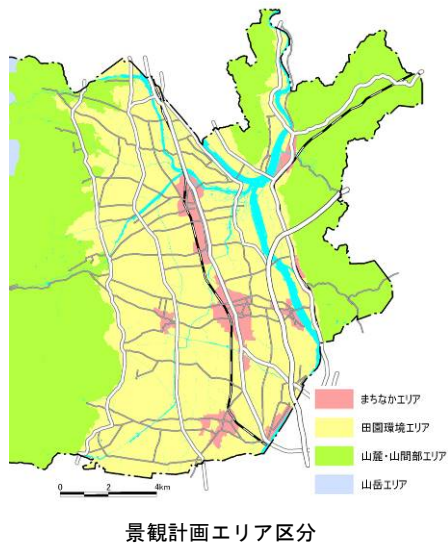
(2) 形態に関する条例・計画

形態については、土地利用条例・基本計画と有機的な連携を図りながら、景観法に基づく安曇野市景観条例（以下「景観条例」）及びこれに基づく安曇野市景観計画（以下「景観計画」）の適切な運用を通じて、適正なコントロールを図ります。

また、市民や事業者の景観づくりへの理解と関心を高め、行政と一体となってよりよい景観づくりに取り組んでいただくために、景観づくりのしくみや基本基準、その他の配慮事項を分かりやすく示した『安曇野市景観づくりガイドライン』の周知と、必要に応じた改定を行い、次世代に誇れる景観づくりを推進します。

📌 景観条例・景観計画の立案ポイント

- ◎景観条例は、景観法に基づくしくみを骨格としながら、土地利用条例に基づくしくみとの整合をふまえて、独自のしくみを定めています。
- ◎景観計画では、全市を4つのエリアに分けて、エリアごとに建築物や工作物の形態に関して、最低限守るべき約束事を景観づくりの基準として定めています。
- ◎建築物や工作物の建築・建設など景観に影響を及ぼす行為については、大規模なもののみならず、小規模なものも届出対象とし、高さや色彩、意匠、緑化など外観的な要素が本市の景観に調和するものかどうかを、前述の約束事に照らして事前に確認する手続きを景観条例に定めています。
- ◎エリアよりもきめ細かな積極的な景観づくりに対応するために、一定規模の地区や路線を対象にして、一定の合意形成に基づき独自の自主的ルールを定められる景観づくり住民協定や、景観計画に定めたエリアごとの景観づくりの基準と置き換えて、独自の基準設定ができるしくみも設けています。



6.3.2 都市計画制度の活用

(1) 拠点市街における用途地域の設定

① 既存の用途地域の設定見直し

豊科地域と穂高地域に設定されている既存の用途地域は、必要に応じて、人口動向や経済状況等の社会情勢の変化や、土地利用や都市施設整備の具体的な計画内容との整合をふまえ、地域区分の見直しを検討します。

📌 既存の用途地域の地域区分見直しの際の検討ポイント

以下の観点から、見直しの対象となる地域を抽出します。

- ・現況の用途と整合が図られない地域
- ・本計画との方向性と整合が図られない地域
- ・現況のまちづくりの状況からみて規制の強化を図る地域
- ・都市計画道路沿道などで規制を緩和した方がよい地域
- ・地権者及び周辺市民からの課題や要望が出されている地域

② 拠点市街における新たな用途地域の設定

拠点市街として位置付けられる5地域の中心市街のうち、用途地域が設定されていない3拠点（三郷・堀金・明科）については、市街地内の用途整序を図るうえで、必要に応じ、用途地域の設定を検討します。

新たな用途地域を設定する際の検討ポイント

新たに設定する用途地域の範囲は、以下の点に配慮して定めます。

- ・一定規模以上の人口密度（概ね40人/ha以上）を擁する範囲
- ・まとまった農地を含まない範囲
- ・道路など都市基盤整備の現況や計画をふまえ、地形・地物で区切られる範囲

③ 産業集積地における工業系用途地域の設定

産業団地や工業団地などの産業集積地のうち、特にインター周辺等で立地条件に優れた場所で、計画的に都市基盤整備がなされたエリアについては、工業系用途に特化したエリアとして持続・継承を図るため、必要に応じて、工業系用途地域の設定を検討します。

上記①、②及び③の検討を行う際はいずれも、既存不適格建築物の把握や、関係する市民への適切な対応、県との必要な調整等を図りながら進めます。

（2）都市計画白地地域における建蔽率・容積率の設定

都市計画白地地域における建蔽率・容積率は、安曇野都市計画区域として統合した後も、統合前の基準をそのまま継承しており、一部の地域では、同一の基本区域であっても、設定基準が異なります。

市独自の土地利用制度の運用状況を見極めながら、必要に応じて、県の定める「建築基準法による用途地域の指定のない区域における容積率等の建築形態制限の指定」基準の改定を働きかけていきます。

（3）都市計画提案制度の活用

都市計画提案制度を広く周知して活用を促し、地区計画等市民の発意による都市計画を推進します。

6.3.3 新たな産業用地の確保

既存の産業団地や工業団地内の事業用地の不足が今後懸念される状況にあるなかで、これらの産業集積地周辺への拡張の可能性を探りながら、新たな産業用地の確保については、本計画に示した指針に即して、ニーズに応じながら、迅速かつ適切な対応を図ります。

6.4 都市施設整備に関する施設別の実現方策

6.4.1 道路・交通

(1) 道路整備推進計画の改定

今後の道路整備の重点化を図るために策定した『安曇野市道路整備推進計画』については、これまでの事業の進捗や現状又は将来の交通動向をふまえて、整備対象路線（区間）や事業手法を見直し、必要な改定を行いました。

これに基づき、市道については早期事業化に取り組み、国や県の所管道路については、早期事業化に向け、関係機関に積極的に働きかけていきます。

道路整備の重点化のポイント

◎幹線道路としての整備・改良

＜新規整備候補＞

- ・松本系魚川連絡道路（県）
- ・国道 147 号の延伸道路（拾ヶ堰橋北交差点先線）（県）

＜改良候補＞

- ・下記道路のうち、循環軸・南北基幹軸・東西基幹軸に該当する区間
一般国道：19号・147号・403号
主要地方道：大町明科線(51号)・安曇野インター堀金線(57号)・穂高明科線(85号)
一般県道：小岩岳穂高(停)線(308号)・梓橋田沢(停)線(316号)・穂高(停)線(317号)・小倉梓橋(停)線(319号)・中堀一日市場(停)線(321号)・柏原穂高線(432号)・豊科大天井岳線(495号)・広域農道
その他市道

◎緊急輸送路及びこれを補完する機能を有する道路としての整備・改良

◎遊歩道やサイクリング道路のネットワークを構築する道路としての整備・改良

(2) 都市計画道路の見直し

都市計画道路については、長期未着手の状態が継続する場合は、本計画に示す方向性をふまえて、各路線の必要性・実現性・妥当性を検証し、随時必要な見直しを行います。

都市計画道路を見直す際の検討ポイント

◎未着手路線（全区間）の必要性の検証

- ・既存の道路整備状況の把握
- ・現在及び将来の交通需要の検討
- ・土地利用の方向性を踏まえ、計画路線の機能・役割の検証

◎実現性・妥当性の検証

- ・未整備区間における建築状況の把握
- ・周辺の既存道路による機能・役割の代替性（網間隔の適正さ）の検証
- ・廃止・変更の必要性の判断

◎全市の交通体系を構築するうえでの新たな計画路線の必要性の検討

- ・現在の交通量、将来における適正な交通需要の見込みに基づく検討
- ・防災など道路のもつ多面的な機能・役割をふまえた検討

(3) 公共交通の利用促進

団塊の世代が後期高齢者となり、今後、運転免許返納者が増加していくことを見据え、デマンド交通等公共交通のさらなる利便性の向上を図るとともに、自家用車がなくても快適かつ便利に日常の移動ができるよう、利用者の声をふまえて、継続的に運行システムの改善に取り組み、利用者の拡大を図ります。

また、鉄道や高速バスの利便性の向上を図るため、駅周辺や高速バス乗り場周辺における駐車場・駐輪場の設置を推進し、自動車や自転車からの乗換えの利便性を高め、公共交通としての鉄道利用を促進します。

6.4.2 公園・緑地・河川

(1) 緑の基本計画に基づく展開

全市的な観点から、今後の水や緑の保全の方針、公園・緑地の整備・再生の方向性について定めた『安曇野市緑の基本計画』に基づき、居住集約を図る既存市街や集落内あるいはその周辺部の身近な公園・緑地の新たな整備や既存のリニューアルを進め、まちなかの整備を図ります。

(2) 公園施設長寿命化計画に基づく展開

緑の基本計画における各公園・緑地の位置付け・役割をふまえて策定した『安曇野市公園施設長寿命化計画』に基づき、既存の公園施設の老朽化に対して、計画的かつ適切な維持管理を行い、公園施設長寿命化を推進します。

(3) 水辺に親しめる河川空間の整備

河川堤防や堰沿い等遊歩道やサイクリング道路として活用可能なルートについては、散策路としてのコースの設定を行い、必要な施設等の整備を行うとともに、水辺に親しめる空間整備を検討します。

6.4.3 上下水道施設

(1) 下水道利用の普及促進

施設の点検・調査を進め、施設の長寿命化を図り、既設下水道の有効利用を促進し、未接続者に対し、下水道への接続促進に努めます。

(2) 必要な機能を保持するための維持・管理

上水の安定供給、下水の適切な処理を継続するために、定期的な点検、必要な維持・管理を行うとともに、将来の人口動態や居住動向をふまえ、必要に応じてダウンサイジングを検討します。

6.4.4 その他公共公益施設

(1) 防災・減災機能の強化

必要に応じて、防災マップの更新を行い、市民への災害情報の周知徹底を図ります。また、災害対応施設の整備については、防災・減災の観点から、本計画の方針をふまえて、地域防災計画に沿った整備や取り組みを進めます。

(2) 情報提供機能の強化

次世代の移動通信システム（5G）にも対応して、無線 LAN 設備のさらなる普及・拡大を図りながら、スマートフォン等のデジタルツールを効果的に活用して、来訪者のニーズに応じた的確な情報提供や、適切な案内・誘導を行うために必要な施設や設備の整備を図り、とくに駅等の交通結節点や集客拠点施設における情報提供機能を強化します。

(3) その他都市施設の整備・既存施設の有効活用

行政サービスのために必要な公共公益施設については、適正な場所で整備を図るとともに、既存施設の長寿命化を図りながら、有効活用を推進していきます。

また、将来の人口動向もふまえ、適正規模への施設改修に向けた検討・対応をしていきます。

6.5 計画の運用方法と推進体制

本計画はPDCAのサイクルに則り、まちづくりに関する個別計画への反映を図りながら、具体的な事業展開、制度運用での活用等を進めていきます。

また、今後の持続可能なよりよいまちづくりにつなげていくためには、地域住民をはじめ NPO、企業などとの連携・協働は不可欠で、まちづくりに対する関心を高め、その他地域に関わる多様な主体を巻き込みながら、本計画に示した方向性を共有して実践的な取り組みを進めていくことが重要です。

その過程で、都市計画基礎調査などまちづくりに関連する調査や各種統計データ、市民等の意向の把握・分析を行い、社会情勢の変化もふまえて、定期的に計画を見直し、継続的に改善して、その実効性を担保していきます。

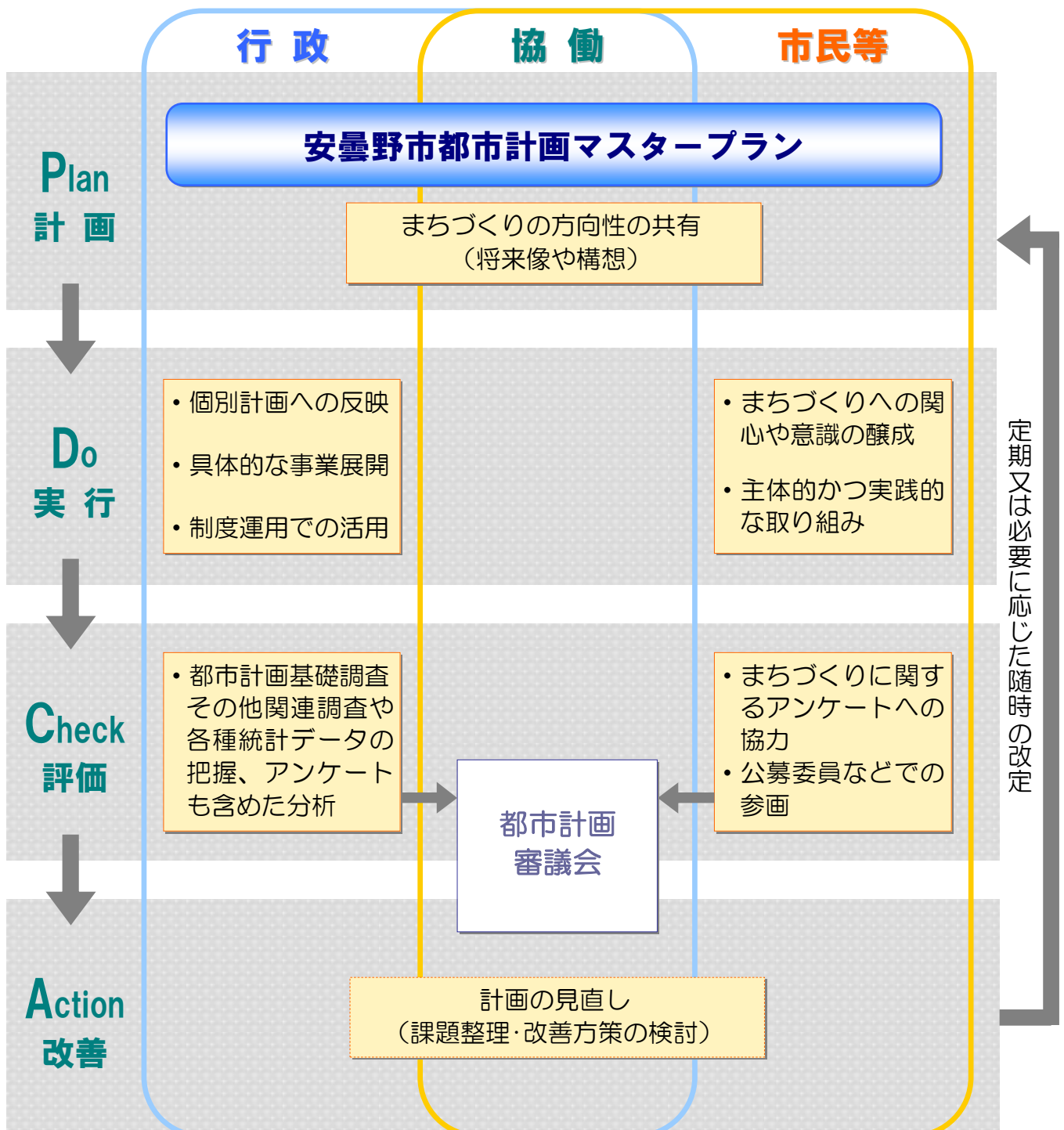


図 計画運用の流れと推進体制のイメージ

付属資料

安曇野市都市計画マスタープラン改定の検討経過（住民意向反映のプロセス）

（１）市民アンケート

改定の検討に先立ち、市民の意向等を把握するため、以下のとおり『安曇野市の将来のまちづくりに関するアンケート』を実施しました。

調査期間	調査対象・方法	調査結果
令和2年 1月16日～2月2日	居住地域と年齢を考慮して無作為に抽出した18歳以上の市民2,500名に調査票を配布。回答後郵送又はインターネットによる回答を依頼。	回答数 1,234名 (回答率：49.4%) 郵送回答：1,144名 インターネット回答：90名

（２）市民説明会

改定の検討の中間段階で、『安曇野市都市計画マスタープランの見直し素案』の概要を市民に説明し、意見をうかがうための説明会を、市内5か所で以下のとおり開催しました。

開催日時	開催場所
令和2年9月9日 午後7時～	堀金支所講堂
9月10日 午後7時～	三郷支所講堂
9月11日 午後7時～	明科支所講堂
9月13日 午前10時～	穂高会館講堂
9月13日 午後2時～	安曇野市役所本庁舎大会議室

（３）パブリックコメント

改定素案がまとまった段階で、『安曇野市都市計画マスタープラン改定素案』に対する市民等の意見をうかがうためにパブリックコメントを以下のとおり実施しました。

実施期間	実施内容
令和3年1月4日～2月5日	改定素案を市のホームページに掲載するとともに、安曇野市役所本庁舎及び各支所の窓口にて閲覧。意見等なし。

安曇野市都市計画マスタープラン
[改定版]

発行年月 令和3年7月
発行 安曇野市
編集 安曇野市都市建設部都市計画課
〒399-8281
長野県安曇野市豊科 6000 番地
電話：0263-71-2246 FAX：0263-72-3569
メール：toshikeikaku@city.azumino.nagano.jp
